

平成24年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成24年9月 3日（開会）

平成24年9月25日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十四年第三回定例会会議録

(平成二十四年九月)

垂水市議会

| | |
|---|----|
| (2) 垂水市の自主防災組織の現状について | |
| (3) 自主防災組織の体制強化について | |
| 全国学力テストの結果と学力向上の課題について | |
| (1) 垂水市の児童生徒の全国及び県内対比の分析結果について | |
| (2) 学力テストの結果について | |
| (3) 今後、どのような学力向上のための取組を行うお考えか。 | |
| 垂水市の文化財について | |
| (1) 文化財の個数について、なぜ国や県の指定の文化財が少ないのか。 | |
| (2) 市指定の文化財があるが、国や県の指定に昇格できないのか。 | |
| (3) 市民に対する文化財の情報発信と保存方法について | |
| 福島原発の汚染土の最終処分場として、南大隅町が候補地に挙げられたことについて | |
| (1) 市長の見解は | |
| (2) 今後、どのような行動をされるお考えか。 | |
| 森 正勝議員..... | 38 |
| 放射線物質汚染土持込みに反対する4市5町の共通コメントについて | |
| (1) 4市5町の共通コメントについての市長の見解を教えてください。 | |
| バイオマスタウン構想について | |
| (1) 現況と今後の展開はどのようになっているのか。 | |
| 松崎川の堤防補修について | |
| (1) 平成17年の水害で一部崩壊し、修復されました。残りの部分が昔の間知石のままです。その部分の改修をお願いできないか。 | |
| 川越信男議員..... | 42 |
| 災害発生情報収集等の対応について | |
| (1) 各地の災害発生の現状からの垂水市の情報収集体制は | |
| (2) 情報収集体制からの情報伝達は | |
| 防災無線は | |
| 家庭内の防災無線子機は | |
| (3) 今後の災害発生に対する考えは | |
| ドクターヘリの運航について | |
| (1) 垂水市の出動要請・出動件数は | |
| 新城地区の事故の原因・状況は | |
| (2) 要請における患者別の状況は | |
| (3) 鹿児島・垂水間の運行時間及び天候条件の運航等は | |
| 教育行政について | |
| (1) いじめについての考えは | |
| (2) 垂水市の小・中学校のいじめの実態は | |
| (3) 各学校からの報告・指導について | |

新エネルギー政策の推進について

- (1) 垂水市の自然条件にふさわしい再生可能な活用と研究開発の促進を
 - ア 推進体制と大学や民間団体との連携
 - イ 研究や開発が促進されるように財政支援の考え方
- (2) メガソーラー計画については、発展性のある合意を
観点とは、地域振興が図られるための要件を提起し、企業とともに共存していく点から合意形成に取り組むこと。
 - ア 土地の格安提供や固定資産税の減免などはしない。
 - イ 事前協議で環境保全を守る。(協定を結ぶ。)
 - ウ 社会資本整備があれば、応分の負担を求める。
 - エ 地域経済との関係で雇用の安定を図る。

地域経済活性化対策について

- (1) 地域資源を生かした地場振興の方向性と行政の責務
 - ア 観光・地域産業活性化協議会の活動は「本市において、地域資源を活用した産業振興と雇用の創出に取り組む。」
 - (ア) 産業振興についての総括 具体化と可能性は
 - (イ) 「可能性」のあるものについては、地場産業の開発のために調査研究するなど前向きな取組が必要と考えるがどうか。(将来的には人口流出の歯止めにも関係してくる。)
- (2) 景気対策
 - ア 「住宅リフォーム助成」制度の創設に向けて
 - (ア) 経過及び到達と具体化について

公共事業の再生について

- (1) 地域に必要な生活関連事業の予算は、わずかしつついていない。このため、地域の雇用は失われ、地域経済の衰退や技術者の育成も課題となっている。
 - ア 公共施設等の修理・補修、改良工事の必要性が高まってきていると考えるが、認識については
 - イ 住民の生活や地域事業者の営業の「危機」に対応するためには、早いうちに維持管理体制を整え、予算、技術者を確保して長寿化などを進める必要があるが、見解は(地域住民生活の安全確保の上で欠かせない事業である。)
 - ウ 労働条件や建設事業経営の適正化を実現するためには、「公契約条例」が役立つと考えるが、見解を

スポーツ基本法と自治体の取組について(基本認識について質問)

- (1) 「自治体の責務」の認識について
 - ア スポーツ推進施策を実行する責務は、どこにあるのか。
 - イ 施策の基本は、スポーツの条件整備と考えるが、どうか。

| | | |
|--------|----------------------------------|----|
| ウ | スポーツ振興計画への取組は（文科省の基本計画を参酌してとなるが） | |
| | 母子保健福祉政策について | |
| (1) | 女性が健康に生涯を送るために関係する施策の充実 | |
| ア | 妊婦健診の充実策 | |
| イ | 「産科医不足」の問題 | |
| ウ | 乳がん・子宮がん検診対策の向上 | |
| エ | 子育て不安に応える体制 | |
| | 相談体制、個別訪問活動の支援体制 | |
| 川畑三郎議員 | | 61 |
| | 農業振興について | |
| (1) | 新規就農総合支援事業の取組状況 | |
| | 水産業振興について | |
| | 行政連絡協議会の要望事項の進捗状況は | |
| 田平輝也議員 | | 67 |
| | 本市の防災対策は | |
| (1) | 消防団員の現状と課題は | |
| (2) | 自主防災組織の現状と課題は | |
| | 固定資産税について | |
| (1) | 固定資産税の現状は | |
| (2) | 固定資産税の収納率は | |
| | 職員給与の現状は | |
| (1) | 職員給与のラスパイレス指数と現状は | |
| (2) | 職員定員適正化の推移は | |
| 池山節夫議員 | | 75 |
| | 市政運営について | |
| (1) | プレミアム付き商品券の発行について | |
| (2) | 堆肥センターについて | |
| (3) | 不活化ワクチンについて | |
| (4) | 公共事業について | |
| (5) | トップセールスについて | |
| | 教育委員会の評価について | |
| (1) | 自己評価について | |
| (2) | 外部評価について | |
| ア | 中学校跡地について | |
| イ | 家庭と学校の連携について | |
| ウ | 学力テストの改善策について | |
| (3) | 外部評価委員について | |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 垂水市地域福祉計画について | |
| (1) 地域づくりのための心のバリアフリーについて | |
| (2) 人づくりのための高齢者が福祉活動の担い手となる環境整備について | |
| 感王寺耕造議員 | 85 |
| 市営住宅について | |
| (1) 市有施設整備計画での位置付けは | |
| (2) 統合、新築の計画は | |
| (3) 滞納額と収納率向上の取組は | |
| (4) 収納不能の理由とその内訳は | |
| (5) 消滅時効の考えは | |
| (6) 債権管理条例の制定の考えは | |
| 市道・農道の管理、維持作業について | |
| (1) 市の責任として取り組むべきだと考えるが、市長の見解は | |
| (2) 環境整備班の位置付けについて | |
| いじめ対策について | |
| (1) 直近3年間での小・中学校でのいじめ、児童生徒の問題行動は | |
| (2) 外部委員を登用した、いじめ対策の委員会常設の考えは | |
| 地域農業マスタープランについて | |
| (1) マスタープラン作成の進捗状況について | |
| (2) 新規就農者の支援体制について | |
| (3) 平成25年度以降の国の予算措置の展望は。また、本市の考えかたは。 | |
| 木質バイオチップボイラー導入調査事業について | |
| (1) 事業目的の趣旨は | |
| 1. 日程報告 | 97 |
| 1. 散 会 | 97 |

第3号（9月12日）（水曜日）

| | |
|-------------------------|-----|
| 1. 開 議 | 100 |
| 1. 一般質問 | 100 |
| 篠原静則議員 | 100 |
| 農業委員会事務局長の選任について | |
| 土木行政について | |
| (1) 集落道の整備（新生）について | |
| (2) 土捨場について | |
| (3) ロードスイーパー（路上清掃車）について | |
| 池之上 誠議員 | 107 |
| 中央中学校施設整備について | |

| | |
|--|-----|
| (1) 計画の概要について | |
| 観光行政について | |
| (1) 千本銀杏駐車場対策について | |
| ア シーズン中の駐車場対策・シャトルバス運行計画 | |
| イ 周知の方法及び該当日の対策 | |
| (2) 道の駅について | |
| ア 指定管理者による運営の1年間の総括 | |
| イ 管理運営協議会のチェック体制について | |
| ウ 基本協定・年度協定・業務計画書等の内容について | |
| エ 指定管理者について | |
| 公務員・教育公務員等の公職選挙法における選挙活動の禁止等について | |
| (1) 公職選挙法に規定される内容について | |
| (2) 特に、一般人に及ぼす影響等について | |
| (3) 特に、教職者退職後のモラルについて | |
| 川尻達志議員 | 119 |
| 水産行政について | |
| (1) 南漁港のその後について | |
| (2) 最近の養殖業の実態について | |
| (3) 今後の海外への販売戦略について | |
| 予算編成のあり方について | |
| (1) 中央中武道館の新築についての考え方について | |
| (2) 陸上競技場の人工芝の布設について | |
| 健康福祉行政について | |
| (1) 中央病院の診断機器の整備について | |
| (2) 健康保険証について | |
| 北方貞明議員 | 130 |
| 中央病院の経営について | |
| (1) 消費税が10%になったとき、病院経営はどうなるか。例えば、平成23年度で計算した場合、収支はどうか。 | |
| 防災について | |
| (1) 災害時の水の確保について、井戸水活用、各校区に井戸ボーリングは | |
| (2) 自主防災組織に補助金又は土のう袋や砂の提供は | |
| (3) 建設業組合との災害協定において、重機台数とオペレーターの人数は確保されているのか。 | |
| 教育委員会委員について | |
| (1) 議案を上げた理由と下げた理由 | |
| 1. 日程報告 | 135 |

| | |
|--------------|-----|
| 1. 散 会 | 135 |
|--------------|-----|

第4号（9月25日）（火曜日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開 議 | 138 |
| 1. 諸般の報告 | 138 |
| 1. 報告第4号 上程 | 138 |
| 報告 | |
| 1. 議案第42号～議案第45号、議案第49号～議案第55号、陳情第8号、陳情第10号、 陳情第11号 一括上程 | 138 |
| 委員長報告、質疑、討論、表決 | |
| 議案第42号～議案第45号（原案可決） | |
| 議案第49号～議案第55号（原案可決） | |
| 陳情第8号（趣旨採択） | |
| 陳情第10号・陳情第11号（採択） | |
| 1. 議案第56号 上程 | 146 |
| 説明、休憩、全協、質疑、討論 | |
| 議案第56号（原案可決） | |
| 1. 議案第57号～議案第66号 一括上程 | 147 |
| 決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査 | |
| 1. 意見書案第9号～意見書案第11号 一括上程 | 147 |
| 質疑、表決（原案可決） | |
| 1. 発言の申し出 | 150 |
| 1. 閉 会 | 151 |

平成24年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 内 容 |
|------|---|-------|--|
| 9・3 | 月 | 本会議 | 会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |
| 9・4 | 火 | 休 会 | |
| 9・5 | 水 | 〃 | (質問通告期限：正午) |
| 9・6 | 木 | 〃 | |
| 9・7 | 金 | 〃 | |
| 9・8 | 土 | 〃 | |
| 9・9 | 日 | 〃 | |
| 9・10 | 月 | 〃 | |
| 9・11 | 火 | 本会議 | 一般質問 |
| 9・12 | 水 | 本会議 | 一般質問 |
| 9・13 | 木 | 休 会 | |
| 9・14 | 金 | 〃 委員会 | 産業厚生委員会（議案審査） |
| 9・15 | 土 | 〃 | |
| 9・16 | 日 | 〃 | |
| 9・17 | 月 | 〃 | 敬老の日 |
| 9・18 | 火 | 〃 | |
| 9・19 | 水 | 〃 委員会 | 総務文教委員会（議案審査） |
| 9・20 | 木 | 〃 | |
| 9・21 | 金 | 〃 委員会 | 議会運営委員会 |
| 9・22 | 土 | 〃 | 秋分の日 |
| 9・23 | 日 | 〃 | |
| 9・24 | 月 | 〃 | 議会運営委員会 |
| 9・25 | 火 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |

平成 24 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 1 日 平成 24 年 9 月 3 日

本会議第1号(9月3日)(月曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | 9番 | 北方貞明 |
| 2番 | 堀内貴志 | 10番 | 池山節夫 |
| 3番 | 大藪藤幸 | 11番 | 森正勝 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 5番 | 池之上誠 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 6番 | 堀添國尚 | 14番 | 徳留邦治 |
| 7番 | 田平輝也 | 15番 | 篠原静則 |
| 8番 | 持留良一 | 16番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 宮迫章二 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 前木場強也 |
| 市民課長 | 野妻正美 | 消防次長 | 野元豊一 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 中谷大潤 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 白木修文 | 教育総務課長 | 川畑千歳 |
| 生活環境課長 | 森下利行 | 学校教育課長 | 牧浩寿 |
| 農林課長 | 池松烈 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

次に、本市における交通死亡事故の発生状況について御報告させていただきます。

7月末日現在、交通事故発生件数は64件、死亡者なし、負傷者数96名となっております。

前年と比較いたしますと、発生件数は減っているものの、負傷者数がわずかですが、ふえております。

ことしになって交通死亡事故は発生しておりませんが、引き続き、交通事故発生件数の減少を図るために、鹿屋警察署並びに垂水地区交通安全協会や地区公民館、関係団体と協力して広報活動の強化や交通安全運動等の周知徹底、さらに高齢者や子供たちへの交通安全教育を実施していきますので、今後とも御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

次に、6月議会後の選挙の執行につきまして御報告させていただきます。

7月8日執行の鹿児島県知事選挙は、県平均は投票率43.85%、垂水市43.33%でございました。

また、8月2日執行の鹿児島海区漁業調整委員会委員選挙は、県平均74.93%、垂水市67.50%という結果でございました。

次に、観光拠点施設の利用状況について御報告いたします。

道の駅たるみずは、夏休みの前半が異常な長雨の影響で苦戦しておりましたが、その後は順調に回復し、特に今回お盆が平日になったことから、その前後の週にかけて長期間のにぎわいが持続したようでございます。

森の駅たるみずは、7月末日から8月は夏休みに入りましたこともあり、満室に加え、キャンセル待ちもあるほど大変なにぎわいでございました。

また、一昨年から行っておりますキャニオニングも、水量が安定した8月からは昨年以上のにぎわいを見せております。

今後、秋から冬にかけても昨年同様、P

Rに努める一方、鍋セットのデリバリーの提供などにより集客増を図ってまいりたいと考えております。

また、ことしは観光振興の一環として、鹿児島市内の高校の夏合宿を多く誘致できまして、7月末日から8月末日まで剣道、女子軟式テニス、サッカーなど延べ約1,200名の高校生に本市を訪れていただきまして、温泉やカンパチやブリ、美湯豚といった本市の特産品を堪能いただき、皆様に好評を博しておりました。

こうした産品を御提供いただいた経済同友会を初めとした関係者の皆様に、この場をおかりしてお礼申し上げたいと存じます。

次に、教育施設整備について御報告いたします。

8月10日、新城小学校空調設備設置事業及び柗原小学校空調設備設置事業完了に伴う完成検査を実施いたしました。

この事業は、5月に開催された平成24年第1回臨時議会で報告しました平成23年度の繰り越し事業でございます。

これによりまして、9月からは、市内全小学校におきまして空調設備が利用できることになり、よりよい学習環境づくりが図られたところであります。

続きまして、社会教育関係の事項につきまして御報告いたします。

7月16日には、第6回錦江湾シーカヤック大会イン垂水が、旧垂水南中学校下で開催されまして、市内外より約70組140人の方々に御参加いただきました。

諸般の事情により4年ぶりの開催となりましたが、大隅青少年自然の家を初め地元の市民の皆様にご協力をいただき、天候にも恵まれ、特に事故などもなく、盛会のうちに終了することができましたことは、感謝を申し上げたいと思います。

8月10日には、「辻井いつ子文化講演会」が

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第40号平成23年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算について、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定。

議案第41号平成23年度垂水市病院事業会計決算は認定することに決定しました。

△議案第42号～議案第44号一括上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第6、議案第42号から日程第8、議案第44号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第42号 垂水市暴力団排除条例案

議案第43号 垂水市観光振興基金条例案

議案第44号 垂水市災害対策本部条例及び垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤）議案第42号垂水市暴力団排除条例案につきまして御説明申し上げます。

鹿児島県では、平成19年に鹿児島市西千石町に進出した暴力団事務所撤去運動のリーダーに対する障害事件を機に、暴力団を排除するための総合的な条例、鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例が、平成22年4月1日施行されたところであります。

しかしながら、いまだ暴力団の活動を完全に封じるに至ってはいないのが現状でありますことから、県条例を実効あるものとするためにも県内市町村が丸となった取り組みが必要とされています。

そこで、本市でも県と歩調を合わせまして、

市民生活や社会経済活動から暴力団を排除し、市民生活の安全を確保するため、暴力団排除に向けた基本理念を定め、この理念に基づいて市や市民、事業者が一体となって暴力団の排除に取り組んでいくために条例を制定するものでございます。

条例の概要といたしましては、暴力団排除のための市や市民、事業者、それぞれの役割を定め、市の事務及び事業から暴力団等を排除する措置、市民に対する支援、暴力団を美化するなど青少年が暴力団に対し誤った認識を持ったり、悪影響を受けないような教育等を実施する措置、市民が暴力団の威力を利用することや暴力団に利益を供与することを禁止することなどであります。

附則としまして、この条例は、平成24年10月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○商工観光課長（塚田光春）議案第43号の垂水市観光振興基金条例案について御説明申し上げます。

この条例案は、垂水市道の駅交流施設に関するもので、御存じのとおり垂水市道の駅交流施設は、平成23年10月1日から株式会社芙蓉商事薩摩おごじょ企画グループが指定管理により管理運営しておりますが、指定管理を行う際に締結しました垂水市道の駅交流施設の管理運営に関する協定書の第24条の規定の中で、当該年度の決算において利益が計上された場合、利益の一部を垂水市へ拠出するようになっております。

そこで、平成23年度の決算で利益を生じたことから、観光振興を目的とした財源として基金造成したいので、条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容について順を追って御説明申し上げます。

まず、第1条は、設置目的に関することにつ

は、今いろんな形で、例えば福岡の大木町なんかも生ごみだけで処理して、メタンガスを発生してその電気を活用するとか、それから大崎町あたりでももう独自に堆肥センターをつくって、経費のかからない、5,000万ほどでしたかね、そういう形でやっているの、やっぱり私たちはこの教訓に立ってきちっと今後の方向を目指していかないといけないと思うし、当面はやはり先ほど課長が言った形で、経費のかからない形で対応していくというのが、市といわゆる政府の関係でもでしょうし、当然堆肥センターそのものの機能が役割を果たしていないと、農家の方々も含めて大変な迷惑をかけるので、やっぱりそのあたりはそんなふうにしていただきたいなと思います。

ただ、もう一つ、このバリアフリー化の問題なんですけれども、ぜひやはり要望があったからというのじゃなくて、市民の皆さん、日常公共施設を利用したりしながら大変問題を抱えていらっしゃる方々もいらっしゃいます。特に障害者、女性の方々も含めてですね。それから学校における体をけがをしたとかということよっての問題もありますので、ぜひこのあたりはきちっと調査をして、早急に計画化して、具体化されることを最後は要望したいと思います。

以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑は。

○池之上 誠議員 商工費の部分で、プレミアム付商品券ですね、これは昨年、一昨年度15%だったですかね、それでやっていた経緯があるんですけれども、それと一緒に考え方でいいのかな。

そして、言えば前が15%だったですか、ちょっと覚えてないんだけど、今回は1,000万ということは1億に対しての1,000万で、10%のプレミアムをつけるのか、その辺の形態はどうなんですか。

○商工観光課長（塚田光春）ただいまの池之

上議員の御質問なんですけれども、プレミアム付商品券につきましては、昨年、一昨年実施しましたけれども、この段階では15%のプレミアムがついております。それで、今回も15%で、原資が1億で1億1,500万、やはり1,500万のプレミアムを要求したんですけれども、基金のほうからやっぱり1,500万カットになりまして、1,000万になっております。

そこで、今後は商工会と協議しながら、例えば1億の10%の1,000万でいくのか、それともやはり15%のプレミアムをつけて7,600万ぐらいでいくのか、今後、商工会と理事会の中でまた協議しながら決めていきたいというふうに思います。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第49号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第50号～議案第55号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第14、議案第50号から日程第19、議案第55号までの議案6件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第51号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第52号 平成24年度垂水市病院事業会計補

平成 24 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 24 年 9 月 11 日

本会議第2号(9月11日)(火曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | 9番 | 北方貞明 |
| 2番 | 堀内貴志 | 10番 | 池山節夫 |
| 3番 | 大藪藤幸 | 11番 | 森正勝 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 5番 | 池之上誠 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 6番 | 堀添國尚 | 14番 | 徳留邦治 |
| 7番 | 田平輝也 | 15番 | 篠原静則 |
| 8番 | 持留良一 | 16番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 宮迫章二 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 前木場強也 |
| 市民課長 | 野妻正美 | 消防次長 | 野元豊一 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 中谷大潤 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 白木修文 | 教育総務課長 | 川畑千歳 |
| 生活環境課長 | 森下利行 | 学校教育課長 | 牧浩寿 |
| 農林課長 | 池松烈 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

梁等の公共施設が被害を受けるために防災機関などの適切で迅速な対応は困難になります。このため、発生直後の人命救助や初期の消火活動や避難誘導などは、近隣住民の協力が大きな役割を果たすことになり、そのためにも住民の地域の実情に応じた自主防災組織が重要な役割を果たすことになってくると思います。

そこでまず、8・29内閣府から発表された南海トラフ大地震の政府推計から見て、垂水市ではどこまでの被害が想定されているのか。

さらに、これから重要になってくる自主防災組織ですが、垂水市では各地区に自主防災組織を立ち上げて、特に市木地区の防災組織は、県内外から視察が殺到していると聞いていますが、垂水市の自主防災組織の現状についてお伺いいたします。

2つ目は、全国学力テストの結果と学力向上の課題についてお聞きします。

文科省は、8月8日、小学6年生と中学3年生を対象にした2012年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を発表しました。全国学力テストの都道府県別平均正解率を見ると、目立って成績の上位な県は、小学校・中学校とも秋田県です。続いて北陸3県、福井、石川、富山が全国平均を大きく上回っています。気になるのは、全国に比較して鹿児島県はどうか、垂水市はどうかということですが、新聞記事によりますと、「鹿児島県は中学生の全科目で全国の平均に比較して平均以下」と大きな見出しで報じられています。

私も現在小学校2年生と6年生の子供を持つ父親ですが、一番気になるのは垂水市の結果です。やはり垂水市の多くの子供たちは、これから大人になっていく中で、鹿児島県内だけでなく全国レベルで戦える学力や人間性を培ってほしいという気持ちがいっぱいです。何もこの学力テストの結果がすべてでないことは十分に承知していますが、果たして垂水市に居住してい

て本当に学力が向上するのだろうか、全国レベルで戦える人間性は培えるのかという心配があります。未来を背負う子供たちです。現在、垂水市で公立学校に通っている子供たちが、やがては垂水市の将来を担ってくるものと思っていますし、そういった意味で、子供たちをよい方向に育て上げ、子供たちの学力を少しでも向上させることが垂水の将来のために重要な課題の1つであると思っています。

そこで、まずお聞きしたいのは、2012年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果で、垂水市の児童生徒の全国レベルに対する県内比較、あわせて全国比較の分析結果についてお尋ねします。

2つ目は、やはり何かを行ったらその結果を確かめ、結果を分析して将来どのように生かすかということで改善があると思います。学力テストの結果についてどのように受けとめているのか。

今後、どのような学力向上のための取り組みを行うお考えかについてお伺いいたします。

3つ目は、垂水市の文化財についてお尋ねします。

鹿児島県教育委員会文化財課が発行する「文化財保護行政の概要」という資料を入手して拝見しました。主な内容は、次世代に継承すべき文化財について、市町村教育委員会と連携・協力して、国や県指定や国登録など推進する活動が記載されています。そして、その資料の中に鹿児島県内の国・県指定の文化財等一覧表がありましたが、見て驚きました。垂水市の指定数は、県内でも一番に少ない自治体です。国指定はゼロ、県指定でも1点のみです。ことしの7月に県指定が1点追加されましたので、正式には2点ですが、それでも一番少ない自治体です。

隣接の市と比較してみましたところ、霧島市は33点、姶良市は31点、志布志市は21点、鹿児島市、鹿屋市も少ないほうですが、それでも県

指定が4点あります。

私が、昨年12月の議会で、垂水市の史跡に関する資料の保存方法について質問した中で、瀬角課長は、「市内の至るところに歴史的な遺跡や文化財が残されている。県指定文化財の勝軍地蔵1点、垂水市指定の文化財16点、その他未指定文化財約70点、国指定級と言われている終原貝塚を初め市内8カ所で埋蔵文化財も発掘されています。」と話されました。

私は、垂水市には多くの史跡や埋蔵品があると思っておりましたが、国や県が指定するような文化財はなかったのでしょうか。

そこで、まずは、なぜ垂水市の文化財の個数は少ないのかについてお尋ねします。

それと市の指定文化財一覧表を見ますと16点ですが、この資料について、国や県の指定に昇格できないのかについてお尋ねします。

4つ目は、福島原発の汚染された土の最終処分場として、南大隅町が候補地に挙がったことについてお尋ねします。

8月23日に夕方の全国ニュースで、福島原発事故で放射性物質に汚染された土などを捨てる最終処分場の有力候補地に鹿児島県南大隅町が浮上していることが報じられました。今回の報道について細野環境相は、具体的に自治体に打診してはいないと否定し、地元の森田町長も、国から正式な打診はなく、誘致もしていないと同じく否定していますが、こうした報道がなされたということは、自治体や住民の知らない水面下で話が進んでいることは間違いのない事実だと思えます。政府は、候補地選定を進めているのが事実なら、その経緯と状況を鹿児島県と地元説明をしなければならないと思えますし、県と町は情報収集に全力を挙げて住民の疑問や不安に答える責務があると思えます。

今回の報道を受けて、尾脇市長を含む大隅半島の4市5町のすべての市長が、最終処分場建設に反対を表明し、伊藤知事も先週の9月7日

金曜日のテレビニュースでマスコミに対して正式に反対表明をされました。

自然豊かな大隅半島が放射能に汚染される可能性を否定できないし、住民の不安も増大する、大隅半島は、農業、水産業、畜産のまちで、食の供給基地です。汚染された土を受け入れると、第1次産業の農業、水産、畜産が壊滅的な打撃を受けるだけでなく、風評被害により観光にも大きな影響を与えることになり、これから頑張ろうとしている大隅半島は二度とはい上がってこれない状況に陥ることになるのではないかと心配しております。

福島県民を含めて被災地域の方々の厳しい状況は十分に理解していますが、単なるがれき処理と違います。南大隅町に持ち込もうとしている土には間違いなく放射能が入っています。そして今回の取り除いた土から放射能が消えるには何十年もかかると言われており、被災した方々はその怖さは十分に体験されているはずですが、報道があつてから2日後に南大隅町で反対集会が行われましたが、その席上で、福島県南相馬市に行っておられた女性から、「この問題は日本全体の問題ではあるが、福島県民も汚染土の県外持ち出しに賛成はしていない。福島県民と同じ苦しみをほかに味わってほしくない」と話されています。

私は、この問題は垂水市民も一斉に立ち上がって、断固反対という強い意志のもと、放射性物質に汚染された土などを捨てる最終処分場の有力候補地の阻止の行動をとらなければならないと考えていますが、市長の見解をお聞きします。

これで、1回目の質問を終わります。

○総務課長（山口親志） おはようございます。

堀内議員の南海トラフ地震の想定、自主防災組織の現状についてお答えいたします。

内閣府が南海トラフ大地震の発表で、垂水市への津波の予想が初めて示されました。鹿児島

県で死者が1,200人、建物全壊が5,900棟という数字も示されましたが、この数字で各市町村がどれぐらいの数字という特化された数字は示されておらず、今、県内で1,200人と5,900棟という数字であります。

そこで、本市も危機管理監を中心に今回出されました南海トラフ巨大地震の情報等の整理を行っているところであります。現在の到達予想では、約3メートルから4メートルの津波が大地震が起きてから約2時間ぐらいで本市に到達する予定であります。いかに早く逃げてもらうか、逃がすかの対策を今後とっていかねばならないと思っております。議員の指摘のとおり、ここでお願いすることで重要になってくるのが自主防災組織の充実であると思っております。

自主防災組織の現状としましては、平成14年、17年の本市の大災害を受けまして、当時の組織率が約10%でありましたが、地域の方々の御理解をいただきまして、平成24年8月現在で組織率が約90%を超えております。振興会の数で言いますと、144振興会のうち131振興会で組織していただいております。それ以外にも各施設で組織をしていただいております。

以上が現状であります。

○学校教育課長（牧 浩寿）堀内議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、垂水市の児童生徒の全国及び県内対比の分析結果についてでございますが、本年度の本調査は、小学6年生と中学3年生を対象にこれまでの国語と算数、数学における主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題のほかに理科が追加され、抽出方式によって4月17日に実施されました。その結果につきましては、8月8日に全国及び県の平均正答率が公表されましたので、本市との比較についてお答えいたします。ただし、本市のデータは抽出校及び利用希望校のすべての学校の結果を含んでおります。

小学校では、国語A・B、算数A・B、理科のすべての教科において、全国及び県の平均正答率を0.2ポイントから9.8ポイント下回りました。中でも理科は、全国及び県との差が大きかったです。理科の差が大きかったのは、複式指導を行うための指導法の関係で未習内容の問題が含まれていたことが一要因であると考えます。

中学校では、国語Aが0.4ポイントから1.5ポイント全国及び県の平均正答率を下回りましたが、国語Bは1.5ポイントから2.2ポイント全国及び県の平均を上回りました。また、数学A・Bと理科については、全国と同値、または0.3ポイントから0.4ポイント下回ったものの、県平均を1.0ポイントから2.4ポイント上回りました。

次に、本調査の結果についてどのように受けとめているかということでございますが、本市では、小学校の学力が課題として浮き彫りになりました。中学校においては、全国及び県の平均並みという状況ではありますが、まだまだ十分な学力を身につけさせる必要があると考えます。

また、主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題の正答率を比較してみると、小学校も中学校も主として知識に関するA問題の正答率が約60%から約80%あるのに対して、主として活用に関するB問題の正答率は約50%から約65%であり、知識を活用する力を育成することも課題であると言えます。教育委員会といたしましては、本市のこのような状況を喫緊の課題として受けとめております。

今後、どのような学力向上のための取り組みを行うかということでございますが、今後は次のことに取り組んでまいります。

まず、教職員の現状に対する危機意識を喚起し、各学校が指導法改善に努めるように指導いたします。そのために本調査における本市の平均を各学校に公表し、各学校が自校の現状を比較できるようにします。そして、今年度見直し

た考える・わかる・力をつける授業モデルをもとに毎時間の授業を力をつけるということに視点を置いてさらに充実させてまいります。また、電子黒板等のICT機器や県が作成している鹿児島チャレンジ、鹿児島ベーシックを有効に活用し、学習内容の確実な定着を目指すとともに、活用力を伸ばすための工夫も行います。

次に、各種研修会の充実にも努めてまいります。そのために校長研修会及び教頭研修会、教務主任等研修会において学力向上を図るということを中心に据えた研修を行います。

以上のことを小・中・高の連携の強化を図りながら取り組み、学力の向上に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、堀内議員の垂水市の文化財についての御質問のうち1つ目、なぜ国や県の指定文化財が少ないのかという御質問についてお答えをいたします。

国が指定した文化財とは、国内に所在する建造物、美術工芸品、民俗芸能等の有形・無形の文化財のうち、文化的、学術的に特に重要なもので、文化財保護法に基づいて指定された重要文化財のことです。

県の指定文化財も国指定の文化財に準じ国が指定をいたします。したがって、国や県の文化財指定については、基本的には国や県が重要だと認めたものについてのみ受けられるものであり、市がその重要性を説いても、国や県がその価値を認めなければ指定を受けられるものではないです。

しかしながら、社会教育課文化係といたしましても、指定が来るのをただ待っているというわけではなく、本市にあります文化財のうち貴重なものについては、県文化財課を通じて県の文化財保護審議委員の先生方に情報発信をしておるところでございます。

それらのうち特に貴重なものについては、や

はり県文化財課を通じて文化庁へ情報発信をしております。例えば昨年、林之城築城400年記念事業が実施されましたけれども、林之城の遺構であるお長屋については、既に県文化財保護審議委員の先生に数回視察に来ていただいております。また、今年度県指定を受けました柗原貝塚の出土品についても、国指定が受けられないか県文化財課から文化庁へ打診をいただいております。

しかし、鹿児島県内の43市町村、全国の1,719市町村から、本市と同様に情報発信がなされており、県・国レベルで重要だと認められるのはなかなか容易ではないという状況を御理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、市の指定文化財が国や県の指定に昇格できないのかという御質問についてですが、本市には、現在19点の市指定文化財がありますが、これらの文化財については、市の指定を受けた段階で県文化財課と文化庁へ報告をすることになっております。つまり、市の指定段階でその文化財が県・国の指定に相当するものか、県文化財課や文化庁により確認がなされていることとなります。現に平成20年7月、市の指定になりましたけれども、島津墓地の場合は、国・県より島津本家や他の一門家の墓地と一緒に国指定にしたいと、そういうお話をいただいております。したがって、今のところは、お長屋・島津墓地以外には、県・国指定に相当するものはないと考えております。

先ほども御説明いたしましたように本市の貴重な文化財については、積極的な情報発信をしておりますけれども、全国の市町村が本市と同じように情報発信をしているという状況の中、国・県レベルで重要度を認定されるのはなかなか容易ではないという状況でございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 皆さんおはようございます。

堀内議員のまず福島原発の汚染土の最終処分場として南大隅町が候補地として挙げたことについての私の見解についてお答えをいたします。

このことは、8月23日、東京電力福島第一原発事故で発生した放射性物質汚染土の最終処分場を南大隅町に建設する計画があったことと報道があったことが発端になります。

私は、垂水市長として、被災地の方々の置かれている大変厳しい状況については十分理解するものであります。しかしながら、現状から判断をして、大隅半島の産業などを考えるに、汚染土の持ち込みについては断固反対するという考えであります。また、大隅半島4市5町の意見を取りまとめるべきとの声もあり、4市5町首長の共通コメントを用意するとのことでありますので、報道のあった翌24日には、私の考えとしてその旨お伝えしております。

2点目の今後のこの問題に対する行動につきましては、28日の新聞報道にもありましたように、大隅半島4市5町首長による共通コメントが発表され、「大隅半島は、農業、水産業、畜産業のまちで、食の供給基地。汚染土を受け入れると産業に壊滅的な打撃を受ける」と鹿屋市長が記者会見されたとおりでありまして、食の供給基地としての大隅半島を守るために、今後何らかの動きがあった場合は、4市5町で早急に対処することとしております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

これからは一問一答方式でお願いいたします。

総務課長のほうから、南海トラフ被害に対する垂水市の被害推計はまだ出されていないといながらも、津波が3メートルから4メートル想定されているということです。3メートル、4メートルくれば、ほぼ市内の中心地には水が入ってまいります。被害が拡散するのは当然のことだと思っております。ですから、徹底した防災対

策、これが今後の課題ではないかと思っております。

防災組織について、24年度の調査で90%達成しているということですが、厳しい言い方をすれば、組織結成率90%、これで満足しているのではないかと私は思います。それぞれの地域の活動にも温度差がありますが、その温度差をなくすることも行政の一つの仕事だと思っております。

地区防災組織を立ち上げる上において、地域にお願いして、そして県にその達成率を報告し、それで満足することなく、今後どのような活動をするか、要は、災害が発生したときに機能する組織でなければならないということです。どうやったら積極的な活動が展開できるのか、そこまで踏み込んだ情報を行政として指導してほしいと思っております。

そこで、自主防災組織の体制強化という点では、今後どのように取り組みをされるのかについてお伺いします。

○総務課長（山口親志） 2回目の質問にお答えします。

組織率は上がってきておりますが、決して満足していることはありませんし、災害を最小限に抑えるためには、自主防災組織の充実が必要不可欠であると考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり居住地によりまず災害要件等が異なること、また自主防災組織の会長と振興会長を兼ねておられるケースが多く、交代と同時に組織の再構築を図らなければならないなど取り組みに確かに温度差があるようであります。

ただし、東日本大震災を受けまして、各自主防災組織の活動が活発になってきております。会長より独自訓練への積極的な指導要請があり、地域とともに訓練を行い、同じ危機意識を共有しております。危機管理監を設置しておりますが、危機管理監もその要請に参加しまして、災害対応について情報共有を行っております。住

このスポーツ基本法をどのように考えるのか、このことが非常に重要になってきていると思います。

そこで、スポーツ推進施策を実効する責務はどこにあるのか。

施策の基本はスポーツの条件整備と考えますが、この点についてどうなのか。

そしてまた、何よりも大事なのはスポーツ振興計画への取り組みです。このことについて基本的な考え方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、母子保健福祉政策について伺います。

この点については、大隅地域でも母子福祉連絡協議会が先般開かれています。女性が健康に生涯を送るために関係する施策を充実させていくその取り組みのいろんなことを含めて協議もされているようであります。

この中で、今後の連絡やまた情報の交換、連携をしっかりと図っていくということも協議もされているようであります。

そういう中、私は、次の4点について、やはり女性が健康に生涯を送るためには、これら関係する施策の充実が必要だという観点から今回質問をしたところであります。

1つは、妊婦健診の充実の問題であります。国は今、最低14回は必要だということで、この予算も保障していますけれども、しかし、今後この問題についてはわかりません。しかし、やはり現状を見るならば、この妊婦健診の充実策がますます必要になってきていますけれども、この点についての見解はどうなのか。

また、大隅地域でもお産のできる医療機関が6施設から5施設に減りました。全国でもこの96年から08年まで約1,400ほどの施設が減ってきています。

そういう中、お産のリスクに対する低下対策や安心して出産、子育てができるそういう医療体制の整備がいよいよ重要になってきていますけ

れども、この産科医不足の問題についての考え方をお聞かせください。

3点目が、乳がん・子宮がん検診対策の向上の問題であります。

今、国も本市もいろいろな取り組みをしていますがけれども、なかなか検診率が上がらないという大きな問題があります。

そういう中、やはり負担の問題、この点については多くの課題もあります。また、一方では、この検診に対する躊躇するそういう問題も一方ではあります。そういうためのやはり対策、これらをとることによって、予防、早期発見の対策が私は向上してくると思います。そのための検診対策についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

これら3つも含めて、やはり最終的には、この子育て不安にこたえる体制の問題があるというふうに思います。そのためにやはり人員が今の現状でいいのか、そしてまた、相談体制が十分にできているのか、そういう体制も含めてこの問題に対する体制の充実が必要だと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問をしていきたいと思ひます。

○企画課長（倉岡孝昌） 御質問の1点目の新エネルギー政策の推進についてのまず、垂水市の自然条件にふさわしい再生可能な活用と研究開発促進の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように新エネルギーに対する取り組みが進んできております。本市には、新エネルギー政策に関する指針として、平成15年に策定いたしました垂水市地域新エネルギービジョンがございまして、具体策としての大規模な太陽光発電や中小水力発電など考察されておりませんので、このような点で今後修正が必要と考えておりますが、基本的には、本市における利用可能なエネルギーが取り上げられて

おります。

しかしながら、これまで全体として新エネルギーに関する大きな動きがなかったこともありましてフォローアップされておられませんので、御提案のことも踏まえながらこのような作業を考えてまいりたいと思います。

なお、参考までに、本市は、御承知のとおり高峠においてメガソーラー事業の立地に取り組んでおり、今後の事業の発展性を考えるために本市が仲介役となつての事業者と鹿児島大学との連携が始まろうといたしております。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。

まず、市有地の賃貸契約についてでございますが、土地の貸付料につきましては、財産管理規則に基づく貸付料を基本と考えておりましたが、他にいろいろな事例が発生しておりますことから、このようなことも勘案しながら、現在、事業者と協議を行っているところであります。

固定資産税につきましては、地方税法附則第15条第37項及び地方税法施行規則附則第6条第60項により、固定価格買い取り制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電施設は、平成26年3月31日までの間に取得されたものに限って、課税初年度から3年度分の固定資産税課税標準額を3分の2に軽減することになっておりますが、それ以外の減免措置についての議論はいたしておりません。

次に、環境保全に関する協定についてでございますが、これから事業者との間で立地協定を締結する予定といたしております。この協定の中で、公害防止や環境保全に関する条項を盛り込むことといたしております。

次に、社会資本整備等についてでございますが、メガソーラー立地に関して特別な道路などの整備の必要はないように見ているところでございます。

最後に、雇用の安定化についてでございますが、このことにつきましては、さきに申し上げ

ました立地協定によりまして、地域振興の観点に立って地元からの優先的な雇用に努めてもらうことを協定書に盛り込む予定といたしております。また、施設の建設におきましてもできるだけ地元業者が参画できるようにしてほしいと依頼もいたしております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 持留議員の2番目の地域経済活性化対策についてお答えいたします。

商工観光課では、雇用を初め地域産業の活性化策を図るために国のあらゆる雇用対策事業に取り組んでおりますが、その中で地域雇用創造実現事業でございますが、この事業は、平成20年度から22年度まで実施し、旅行商品開発と新商品開発に努めてまいりました。旅行商品開発については、本市の持つ自然資源が観光に資するかということを中心に開発を進め、猿ヶ城溪谷でのキャニオニング体験やツバキを使ったアロマ体験など約20の体験メニューをつくり、森の駅を拠点とした活用や教育旅行受け入れ時の体験メニューとしても活用されております。

一方、議員御質問の新商品開発については、本市特産品の水産物や農産物等を使い、新たな商品開発をするもので、魚部門で36品目、野菜部門で38品目、果樹部門で56品目、計130品目の試作品をつくりました。その試作品の中から、試食やアンケート等を踏まえて16品目を新商品として登録し、その中で協議会により新商品としての使用認定を受けた商品数は13品目で、8業者の方が使用認定を受けております。その後、使用認定を受けた業者は、製造レシピなどを持ち帰り商品販売に人力され、現在のところ7品目程度の販売がなされているようでございます。

そこで、新商品として登録された今後の商品の販売に関しましては、やはり商品のPRや販売箇所の提供等が必要でございますので、引き続き市が関与する関西ファンデーなどのイベン

トを通じて商品のPRを図ったり、道の駅や森の駅での販売を推進し、販路拡大に支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 持留議員の地域経済活性化対策についての2番目、景気対策の「住宅リフォーム助成」制度の創設につきまして、昨年の12月議会におきまして土木課で答弁しておりますので、私のほうでお答えいたします。

そのときの答弁内容を要約いたしますと、本市も来年度中には、耐震及びリフォームの助成制度の明確な創設に向けた十分な調査・研究を行い、25年度以内には運用できればと考えているところでございます。

また、その資金につきましては、今後における臨時交付金などの先行きが見えない中、原資の確保という観点も重要視しまして、有利な事業等の検証も含め、創設という運びになり次第、各種手段による早目の市民への広報、十分な周知を図りたいと考えておりますということでございましたので、現リフォーム制度を創設しています他市の制度につきまして、ホームページからの情報収集や先進地視察を行い、要綱等調査しているところでございます。

創設につきましては、財源助成規模など財政課との協議を行い、25年度には行いたいと考えているところでございます。

続きまして、公共事業の再生について回答いたします。

議員が言われますように近年、国も「コンクリートから人へ」の政策の中、公共工事が減少してきており、市内の建設業者へもその影響が出てきていると認識しているところでございます。

そのような中、公共施設などの修理・補修、改良工事の必要性はどのこととございますが、まず、公営住宅につきましては、耐用年数を超えた団地が4割に達しているところでござい

ます。このような団地を含め、すべての公営住宅における住環境の整備や管理の方針として、本年度公営住宅など長寿命化計画を策定する予定でございます。

次に、市道にかかる橋梁でございますが、現在104橋ございまして、仮設後50年を経過する橋梁は全体の11%、10年後には全体の33%程度に増加し、さらにその10年後には58%になるようでございます。

これらの高齢化を迎える橋梁部に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、かけかえに要する費用が増大となることが懸念されますことから、従来の損傷が大きくなってから対策を行う対症療法型から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型への転換を図り、橋梁寿命を延ばすことが効果的であると考えているところでございます。

以上であります。

○社会教育課長（瀬角龍平） 持留議員のスポーツ基本法と自治体の取り組みについて、そのうちでも基本認識についてという御質問にお答えいたします。

まず、昭和36年に制定をされましたスポーツ振興法は、制定から50年を経過をし、スポーツの目的が多様化するとともに競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツの国際交流などスポーツをめぐる状況は大きく変化をしております。

このような状況を踏まえて、これまでのスポーツ振興法にかわってスポーツ推進のための基本的な法律として、平成23年8月、議員立法によるスポーツ基本法が成立をいたしました。

この法律は、スポーツはすべての国民の権利であることを明確にして、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的

ども、賃貸料の問題ですね。賃貸料では、やはり企業は相当な利益を上げていく中で、全国的にもいろいろ問題にはなっているんですけど、先ほど回答の中でもいろいろ今後検討していくという課題も言われたんですが、管理規則の第31条の2、普通財産の貸付料、この中にただしという書き方があるんですが、市長が特別の理由があると認める者の普通財産の貸付料はその都度定めるものとする、このことに先ほどの回答は根拠としてなっているのかどうなのか。この点について1点と。

あと私は4番目の問題、特に地域経済との関係です。

今度の売電利益、単純に計算しても先ほど課長とも確認しましたが、約4億円近くになるというふうなことを言われていました。しかし、本市に入るのは賃貸料、固定資産税のみの非常に限られた中身になるというふうに思います。ということは、圧倒的の利益はもう県外に持っていかれるということになるかというふうに認識をしているんですけども、全国ではやはり地元の太陽光から得た利益は地域に返そうという取り組みをいろいろしています。例えば、岡山県笹岡市ですけども、ここでは地元で約4,000万円相当を還元もしています。そういう計画でもあります。またほかにも滋賀県とか長野県とか私たちがこの前行った高知県も、これは自治体独自にやっていたけれども、地域住民に太陽光発電の補助という形でしてはいたけれども、やはり私、根底にあるのはここが基本だろうというふうに思うんです。

しかし、一方でやっぱり企業との共存というのがありますので、そのところをどう図っていくのかというのが非常に重要なところだと思うんです。そうでなければ、私がこの主題としているのは発展性のある合意づくりということをご提案しています。発展性がないと企業にとってもメリットがないと、そんなふうと言われて

もとかいろいろ議論もあるかと思うんです。しかし、発展性がある合意づくりをしていかないとともに共存共栄はできないというふうに思うんですよね。

そういう中で私は先ほど言いましたとおり、この自然エネルギーで地域も豊かになる、企業も豊かになっていく、この方向でなければ基本的にはなかなか難しいし、また新たに垂水に頑張っていこうかと、垂水はいい立地条件があるという中で入ってくるとなるとやっぱりそれは相当のきちとしたものがなければいけないというふうに思うんです。

私はそういう意味では、これらの問題について新エネルギーの振興に関するようなやっぱりそれを目的とした条例の制定、こういうのもともに共存共栄を図っていく上で、なおかつ合意ある発展性をつくっていく非常に重要な点になると思うんですよ。今までの状況だとなかなかそういうふうにならないと、企業等もそこまですなかなかに詰めていききれないという問題が出てくると思うんですよ。そうやってきたときには、やっぱりそういう合意づくりをしていくためには、最低限やっぱりそういう振興を図るような条例をつくってしていく、そうするとまた企業も新たに進出しやすい状況は非常に出てくるというふうに思うんです。

互いにそのことが私は共存共栄だというふうな認識をしているんですけども、こういう点に立って4番目の提案の具体化というところで私は再度提案したいんですけども、そういうところでの考え方、対策というのはどうなんでしょうか。そういう認識はあるのかどうなのか現状の協議の段階で。この点についてお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 基本的にこの計画の考え方というのは、今、持留議員がおっしゃったことと私も基本的に同じだと思っています。

もともと、繰り返しになりますけれども、3

それと管理、そういうのは高峠に立地しますのでまずそのようなことがあろうかと考えます。

2点目は、各家庭への太陽光パネルの設置についての助成制度にも適用できないかというふうに考えているところでございます。限られた予算、財源の中でと申しますか、いただける使用料の中でやれることはそんなに多くはないと思っておりますけれども、用途についてはこの財源をもとにした用途ということで考えていければというふうに思っているところでございます。

○持留良一議員 はい、ありがとうございます。

次は、地域活性化対策について入っていきたいと思います。

まず最初に、ちょっと前後しますけれども、景気対策としての住宅リフォーム助成制度、これについては先ほど答弁がありましたし、また中身としてもこの間訴えてきた問題が具体化されていくということで受けとめています。

財源問題というのは確かに重要な問題でありますけれども、この間、国のほうも交付金を創設してやってきて、特に菅直人首相のときに住宅リフォーム助成制度が全国的にこの交付金を活用して進んだ経過もあります。その後は自主的な財源を使ってやっていますので。この問題で重要なのは景気対策の認識だと思うんですね。今の現状の中で本当に緊急的なものも含めて景気対策が本当に必要だというのはだれもが今、認識が一致だと思いますので、この点についてはぜひ財政課のほうも考慮していただいて、この点についての施策の推進を図っていただきたいと思います。

この点についての市長の決意をちょっとお願いしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）先ほど担当課長が申し上げたような状況でございますので、しっかりとその辺も検討して、どういった方法があるのか

考えていきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 はい、ありがとうございます。

それでは1番目の地域資源を生かした地場産業の方向性と行政の責任ということ、先ほど回答があったわけですがけれども、この中身だと私は雇用というのは非常に難しいなと思うんですよ。というのは今の枠からなかなかみ出していけないと。聞いた話でもこれを企業化していくためにはそれなりの環境整備が必要だということと、当然就業人口の確保もしなきゃならない、原材料の確保もしなきゃならないということ。

だから短期にできる問題ではないということで、私はこのためにはきちっと地場産業を育成していく、そういう観点から調査研究を前向きに取り組んでいく必要があるんじゃないか、そうすることによって新たな雇用も生み出していける、そういう観点でこの問題を提起し、なおかつこの事業での結果としてその方向性というか、可能性というのか、そういうのが私は見えて来ているんじゃないかなというふうに思うんですね。

あとやっぱり行政がそれに対してきちっとどれだけ対応できるのか、そういうまた雇用の創出だとか、事業の拡大だとか、農家人口の増大とかそういうことも見込みながらしっかりと計画ができるのかどうなのか、そのためにはやっぱり最低限調査研究していく必要があるということだったと、私自身の趣旨はそういうところだったんですが、改めて先ほどの回答だとなかなかそのあたりが十分回答になかったものから、現場サイドも含めて、市長でもいいんですが、この点についての考え方を再度、調査研究していく必要があるのかどうなのか、私はその可能性はあるというふうに認識をしていますが、この点について回答いただきたいと思っております。

○商工観光課長（塚田光春）実際、新商品を

○生活環境課長（森下利行） 田平議員の管理が行えずに草や竹が生え、近隣に迷惑をかけている土地の対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり本市におきましては、近年、管理が行えずに雑草等が生い茂ってきている宅地が多くなってきており、近隣住民の方々から対処方法はないか相談が多く寄せられてきているところであります。

このことを受けまして、生活環境課では、土地の所有者や管理者を特定し、現地へ赴き、現状等を把握した上で、廃棄物清掃法の観点や近隣住民に与える影響などを考慮され、敷地内の雑草等の除去を早急に実施し、適正な維持管理をされるよう現況写真を貼付し、文書による指導を行っているところでございます。

しかしながら、このような管理が行き届かない土地の所有者は、市外に居住されている方が多く、なかなか指導しても応じてもらえないケースがありますが、そのような場合には、再度文書による指導のほか、電話番号等が判明している場合は、電話による指導を行っているところでございます。

市内に居住されている方につきましては、自宅などに訪問し、指導を行っているところであります。

また、市外に居住されているなど自分で管理ができない方に対しましては、シルバー人材センターなどの業者の紹介も行っております。

ちなみに平成23年度における宅地内の雑草等に関する相談件数は39件でありました。

以上でございます。

○総務課長（山口親志） 本市の23年度のラスパイレス指数と今後の対応であります。まず、ラスパイレス指数については、国家公務員と地方公務員との給与額の比較のことでありまして、議員が指摘のとおり平成21年度に県下で上位から2番目になり、議会でも質問がありました。

本市は、高い給与支給年齢が多いこと、合併離脱に伴います単独行政の影響等が考えられますが、しかしながら、住民から理解をいただくために職員の理解をもらい、平成22年度は段階的に4%から1%の1年間、平成23年度は同じく段階的に4%から2%の半年間の削減を行いました。

結果、平成23年度は、22年の97.5%を下回り、ラスパイレス指数96.5%となりまして、19市の中で16番目となり、一層改善をされてきております。

また、職員給与については、人事院勧告に基づき現給保障を他市に先駆け、平成25年度に廃止することとしました。

次に、定員の成果計画であります。平成17年4月1日現在での職員数285名を早期退職者の推進、採用職員を控えることで、平成27年4月1日現在で235人の職員数計画で50人削減の計画であります。

平成24年4月1日現在では、計画人員数252人に対しまして248人となっております。計画に基づきまして推進をしているところであります。

以上であります。

○田平輝也議員 それでは、一問一答でお願いします。

まず、防災対策でございますけれども、昨年度あのような東日本大震災では、消防団員の方々が地区民を守るために多くの方々がとうとい命を亡くされました。本市消防団員が災害救助のため、万一に本人が被害などを受けた場合は、その補償はどのようにしているのかお伺いたします。

また、自主防災組織についてですが、昨年も同僚の池之上議員も、また今回、堀内議員も質問され、重複するところもあるかと思っておりますけれども、その後、昨年度から何が改善されたのかお聞きいたします。

次に、本市におきましては、台風・豪雨・桜

事業の内容について詳しく説明願います。

商工観光課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長及び関係課長の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○土木課長（宮迫章二） まず、市の所有している公営住宅及び定住促進住宅の施設整備計画の位置づけと統合、新築の計画について回答いたします。

市が所有しています公営住宅及び定住促進住宅のすべてにおける住環境の整備や管理の方針として、今年度、公営住宅等長寿命化計画を策定予定でございます。

この計画は、入居者の公営住宅に対するニーズや財政状況を考慮しながら、既存の公営住宅を効率的に活用するため、団地ごとに大規模改修や建てかえ、用途廃止など具体的な公営住宅政策の方向性を定め、長寿命化のための予防保全的な維持管理を実施しようとするものでございます。

次に、滞納額と徴収率向上の取り組みについて回答いたします。

現年度分と過年度分を合わせた滞納額は、平成23年度末で3,812万4,372円で、現年度分と過年度分を合わせた徴収率は71.23%でございます。現年度分の徴収率は94.99%で、過年度分は18.51%になっております。

徴収率向上の取り組みとしましては、平成21年3月に垂水市営住宅等家賃滞納整理要領を制定し、滞納防止策を含む滞納整理事務を適切に処理することによりまして、平成23年度の徴収率は、平成21年度の徴収率と比較して7.8ポイント向上しているところでございます。

徴収不納の理由とその内訳について回答いたします。

徴収不納の理由としましては、まず、生活困窮がございまして、それ以外に自発的な失踪や急死等がございまして、

平成21年3月13日訓令第3号垂水市営住宅等家賃滞納整理要領制定後の不納欠損分については、前は平成21年度に納入義務者死亡、行方不明者の26名の方で、金額にしまして831万7,834円を退居してから5年以上経過し、金銭債権の消滅事項により不納欠損処理を行っているところでございます。

以上です。

○土木課長（宮迫章二） 市道・農道の市道の管理につきまして回答いたします。

市道の維持、管理につきましては、道路管理者が一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと定められているところでございますが、現在、市で対応しております除草作業につきましては、山間部や集落間の地域で管理が対応できない市道につきまして、緊急雇用創出事業と単独の維持管理委託あるいは市の環境整理班で実施しているところでございます。

また、各地域の集落内の市道や集落道につきまして、住民の方々みずから各集落の環境美化活動ということで、除草作業など実施していただいております。大変感謝しているところでございます。

これは、市民の皆様方が、総合計画での重点目標でもあります市民生活の暮らしの安全を守るため、自助・共助・公助による助け合いの取り組みが進み、自分たちの地域は自分たちで守るという意識が高くなっているからではないかと思うところでございます。

しかしながら、地域によりましては、過疎化や高齢化が進み、作業に参加される人数も減ってきており、参加される方々の負担が大きくなっていると思われまますので、今後は、市といたしましても、業者に委託するなど検討していかねばならない問題だと考えているところでございます。

○農林課長（池松 烈） それでは、農道の管理、維持作業につきまして、私のほうで説明さ

せていただきます。

まず、農道の延長等でございますが、農道台帳整備によります平成23年8月1日現在で317路線の延長167キロメートルでございます。

また、平成24年8月31日現在の24年度におきます要望箇所、地区は、工事請負費が2カ所で、防護さく工事等を実施。重機借り上げ料が12カ所で土砂除去等を実施。原材料支給が14カ所で、生コンや材料等を支給。また、維持、管理委託が5路線で除草等を実施してきているところがあります。

また、議員御指摘のとおり農道の中でも中山間地域の農道につきましては、両側の雑草等により車の離合、通行等に支障を来しかねないところが多くあるようであります。せめて年2回の除草等ができれば、危険回避の割合も高くなると実感するところでもあります。

現況としましては、農道の管理につきましては、市の責任として取り組むべきだと考え、事業効果や通行車両の安全性等の緊急性を考慮しながら、市単独の維持管理委託、除草作業や土木課の環境整備班によります作業で対応しております。さらに、農家の皆様に中山間直接支払い制度や農地・水保全管理支払い交付金等を活用した活動で御協力をたくさんいただいているところでもあります。

以上であります。

○土木課長（宮迫章二） 環境整備班につきましては、6月議会でも大藪議員から質問がございました。そのときに答弁しましたとおりであります。平成23年度の環境整備班の勤務日数は235日間でありまして、対応した要望件数が150件ほどございます。

主な作業内容ですが、舗装の補修、降灰除去、市道や公園の除草作業、地域での集落清掃後の持ち出し作業でございます。

その中で土木課以外の件数が40件程度で約27%ですが、その内訳としましては、学校施設が

12件、8%で、農林関係施設が11件、7%で、その他の施設、文化会館、運動公園、市民館、漁港など17件、12%でございます。

環境整備班への依頼につきましては、「ほぼ毎日のようにかなりの件数があり、スケジュールを調整しながら対応しているため、迅速で十分な対応ができないこともございます。」と答弁しておりますが、今、申し上げましたとおり要望内容も土木関係、農林関係、学校関係、その他公共施設など多岐にわたっているところがございます。

それぞれの要望には極力対応しているところでございますが、地域によりましては、自分たちで草刈りから掃除までされ、持ち出しだけを依頼されることもあります。現地に行きますと予定外の作業を依頼され、作業予定が変わってしまうことも多々あると報告を受けているところがございます。

そのような状況の中で、環境整備班の職員も一生懸命対応はしているところがございますが、今後も環境整備班とのスケジュール調整を密にしながら、できるだけ対応できるように努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（牧 浩寿） 感王寺議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、いじめ問題の実態につきましては割愛していただきましてまことにありがとうございました。

では、直近3年間の小・中学校での児童生徒の問題行動についてでございますが、平成22年度から平成24年度8月末現在の3年間で16件の問題行動が、市教育委員会に報告されました。

平成22年度が、小学校3件、中学校8件の計11件、平成23年度が、中学校2件、平成24年度は8月末現在で、小学校1件、中学校2件の計3件の報告を受けております。

主な問題行動の容態は、窃盗、万引きです。

問題行動への対処、指導方法の方策につきましては、学校、保護者、関係機関が積極的に連携を図って対応しております。

具体といたしましては、毎月生徒指導に関する月例報告を各学校に提出させ、いじめ問題同様問題行動等の積極的な把握にも努めております。そして、年4回の生徒指導主任研修会の充実を図るとともに管理職研修会におきましても指導の充実を図っているところでございます。

また、いじめ問題発生を事前に防止する指導、対策、発生した折の事実の確認、対処の仕方等についてでございますが、いじめ問題につきましては、どの学校でもどの子供にも起こり得るまだ気づいていないいじめがある。1件でも多く発見し、1件でも多く解決するとの基本認識のもと、各学校ではいじめ問題に積極的に取り組んでおります。具体といたしましては、定期的な無記名アンケートや全児童生徒の個別相談等を通して、いじめ問題の早期発見・早期対応・早期解決に努めております。

幸いにも本市では、深刻な事態に発展したケースはございませんが、緊急の対応を要する場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、いじめ問題に対応できるようにしているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） それでは、地域農業マスタープラン作成の進捗状況について、私のほうで説明させていただきます。

さきの川畑議員への説明と重複するところが多々あると思いますが、その点につきましてはお許しいただきたいと思っております。

3月から5月にかけては、農林課座談会や個別所得補償受け付け時に市内地区公民館等で概要の説明を実施。5月から6月にかけては中山間直接支払い制度の集落ごとの総会時に市内地区公民館等でアンケートを実施。5月には、青年就農給付金経営開始型の対象者に説明会を

実施。その後、プランの作成に入っておりまして、9月に検討会を実施しまして、9月下旬には、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」として策定するよう準備を進めているところであります。

次に、新規就農者の支援体制についてであります。地域農業マスタープランに位置づけられますと、新規就農者への支援としまして、課された要件をクリアしますと、青年就農給付金開始型が、みずから独立して農業を開始する方に最長5年間、青年就農給付金準備型が農業技術の研修を受ける方に最長2年間、それぞれ年に150万円給付金を給付されます。

また、農の雇用事業が、農業法人等へ新規就職する方に研修を実施した場合や研修に要する経費を最長2年間、120万円農業法人等へ実施されます。

そして、現在の対象者についてであります。青年就農給付金準備型と農の雇用事業につきましては、県が窓口でございますが、本市での対象者があれば本市に報告をいただけるようお願いをしておりますが、現在のところ報告はまだいただいておりません。

青年就農給付金経営開始型の対象者ですが、当初、対象説明会を開催しました時点では17名でしたが、みずから農地の所有権もしくは利用権を有している主要な機械・施設をみずから所有・貸借しているなど課された要件の課題等の関係で辞退を申し出られた方も数名あり、現在の時点で本市の対象者は、経営開始年度ごとに平成21年度1名、平成22年度4名、平成23年度2名、平成24年度4名の計11名が対象となっているところであります。

なお、11名のうち1名が女性の新規就農者であります。

次に、平成25年度以降の国の予算措置の展望についてであります。先ほど農林水産省は、平成25年度概算要求案をまとめまして、新規就

農を後押しするため、青年就農給付金に前年度104億円の2.3倍となる240億円を盛り込んだと報道があったところでございます。

ただ、この政策につきましては、平成28年度までの5年間の期限つきであると研修会等では聞き及んでおります。

また、国・県の方々に継続的な予算措置につきましての要望等を行っているところですが、なかなか確約を引き出せるような回答はもらえないようであります。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春）5番目の木質バイオチップボイラー導入調査事業の趣旨についてお答えいたします。

午前中の森議員の答弁と重複する部分がありますので、御了承願いたいと思います。

現在、道の駅たるみずの温泉の光熱費は、年間1,000万円を超える灯油代がかかり、温泉経営の圧迫をしていることは、これまでも議会の答弁で話しているとおりでございます。

また、道の駅のボイラーは、7年が経過していることもあり、何か有利な事業はないか捜しておりましたところ、森林整備過疎化林業再生事業で、木質バイオチップボイラーを使って昇温する有利な事業がありました。そこで、木質バイオチップボイラーを導入することで、維持管理費、経費の改善が図られるのか、先進地も踏まえ研修しましたところ、現在の昇温方式に比べて経費の削減を図られるようでございますので、この調査でもって、規模の調査、概算工事費の算定、維持管理費の算定をし、機器を導入した場合どのくらいの改善が図られるのか調査するものでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 2回目の質問に入ります。一問一答方式でお願いします。

市営住宅についてですけれども、質問に入る前、私、1回目の質問で、市営住宅家賃滞納整

理要領ですね、これ、平成21年3月13日ということできているんですけども、「23年」と間違えて言いましたので、「21年」に訂正願います。（60ページで訂正済み）

それでは、早速質問に入らせていただきます。

市営住宅についてですけれども、この問題については、平成22年第1回定例会で、私、質問しております。そのときの折の深港課長でしたか、質問したわけですけれども、新築ですね、改築、その計画を立案すべきだという部分質問したんですが、平成23年度では、住宅マスタープランをつくりますということだったんですよ、市長。今回、長寿命化計画を今から取り組むということで、動きが遅過ぎるんですよ。2年間ぐらいタイムラグがあると。もう本来であったらできていなかったらいけなかったんですね。この分について市長の見解をお伺いします。

また、この市営住宅については、とにかく古いわけですね。公営住宅法の部分では、公営住宅法第1条、この文でうたっているところは、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の推進に寄与することを目的とする。」とあるわけですね。

この文を担保している住宅であるのか、この部分、市長の今2点申しましたけれども、市長の見解をお願いいたします。

また、滞納整理についてですけれども、平成22年度と比べて平成23年度は、家賃滞納整理要領をつくったおかげできちっと対処いただいているということですね。この部分については、課員の方々もきちっと滞納整理要領にのってやっていただいておりますし、また、7月、12月につきましては、強化月間を設けてやっていただいているということで評価いたしました

いと思います。

ただ、問題点といたしまして、家賃滞納整理要領が平成21年できたわけですけれども、この分については、若干この部分できちっと市民に説明できるのか、問題点はないのかという部分を私、考えました。

今、議論を進める前に公営住宅の賃料については、公債費であるという見解もありますが、市債権であるのとらまえて水道料部分も、そういう部分を前提として話しますけれども、今までは、時代が今の時代、なかなか徴収努力をしても、まず、徴収努力をすることだと。徴収努力をした結果としても不良債権が残ってしまうと、回収できないという問題がございます。本市だけでなく、この市債権については、各自治体とも悩んでおりますし、大変問題になっております。自治体、債権ですね、市債権の部分をまず、不良債権と確実に回収できるような債権とまず分けて考えていくと。このことによって徴収率の向上を図る必要があるのかと考えております。

2番目に、債権の圧縮ですね。この部分につきましては、圧縮することによって資産の適切な把握、この部分ですね、公会計も変わってまいりましたし、この部分を把握をきちっとして、予算の執行ですね、また、予算の組み立てをやっていくという部分でも必要かなと思っております。

あと、財政再建の名のもとに職員の皆さんの数も減っておりますし、国、県からの権限移譲、この部分がありまして、1人当たりの仕事量の部分は大変多くなっているのが現状だと思いません。そういう中、この市債権の整理という部分も住宅整理要領でうたっていくという部分で、この部分については私は反対はしないわけです。

ただ、問題といたしますのが、私どものつくられた住宅整理要領の部分で問題点としまして、まず、生活保護世帯の規定という部分がまずな

いということですね。各市でつくられておりますけれども、日置市ですね、ここの部分では、生活保護の規定もきちっとうたわれておりますし、あと長崎県平戸市ですね、この部分については、生活保護の方々の債権の放棄という部分も規定されているわけです。市営住宅に住んでおられて、やむない事情で生活保護をもらわなきゃいけなくなった。その時点から福祉の対象になって住居費を払わなくていいわけですけれども、生活保護をもらう以前の市債権の部分、住宅の賃料、この部分、水道料とか、その部分については、きちっと免除するべきだと思うんですよ。それは何でかと申しますと、この部分につきましては、生活保護法の第1条で規定されている部分、最低限の生活をするために生活保護費を出すんだと。最低の生活保護費を出すんだという部分ですから、その趣旨に反するわけですね。この点について担当課としてどう考えられておられるのか、まず伺います。

それともう1点、強制執行の弁済が見込めない場合、この規定もあるわけですが、強制執行を受けて、現在、経済がこんだけ冷え込んでいる中で、短期間で、1年2年で自分の生活を建て直すということはできないわけですね。5年たってもできない。そうしますと、この部分、私どもの部分は、強制執行後5年を経過したときとなっておりますけれども、市民の生活の再建を考えるならば、この執行の部分を実行直後か、また短い時間に限って財産保全管理を行っていくと、あとは免除していくという方法が必要ではないかと思っております。

あともう1点、少額債権についての規定があります。時効援用の部分で5年間、民法の規定では10年ですけれども、時効援用を受けて5年間の部分で住宅費の部分は終わるわけですけれども、ずっと請求していくことによって、この部分が10年延びるということですね。徴収停止。時効中断措置をとれば10年間放置して債権が消

減するという部分も規定されているわけですよ。

ところが、先ほど申しました2010年度の第1回定例会の中では、深港課長がこの時点で、10年間連帯保証人に何らかの接触も行っておりませんということをおっしゃっているんですよ。徴収権者の皆さんが連帯保証人に何の請求もしていないわけですね。そうしますと、これは職員の皆さんが徴収の権利を放棄しているということですね。としますと、この部分は最高裁の判例にも出ておりますけれども、これは住民監査請求、あと住民訴訟ですね、この部分の対象になりますよ。この部分のとらまえ方をどうするのかという問題と、あと1点、古い債権については、少額債権のほうが取り扱い、本当していいのか、連帯保証人に対して請求していないわけですから。平成21年から平成12年ですか、そのころの連帯保証人連絡していないでしょう。この滞納整理要領ができてから、この少額債権の部分は発生すると考えたほうが私は妥当だと思いますので、今、ざっと話しましたけれども、その点についてまず、お聞かせください。

○議長（宮迫泰倫）ここで議長から申し上げます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

御了承ください。

○市長（尾脇雅弥）幾つか御質問があったわけですが、市営住宅について、私への2点の質問についてお答えをいたします。

まず1点目、動きが遅いということだったと思いますけれども、以前の担当課長の答弁の状況と違うということをご顧みしますと、反省すべき点があるというふうに思います。できるできないの前にどういう状況であるかというのをまずしっかりと検討をしたいと思います。

それから2点目、古くて居住に値するのかということに対しては、現場を確認をしながら、今あります長寿命化計画のスピードを上げ

て、あわせてそのことを検討をしたいというふうに思っております。

以上です。

○土木課長（宮迫章二）住宅に入居される方が生活保護世帯になった場合の以前の部分についての質問だったと思いますが、それについて、住宅に入居されている方が生活保護受給者になった場合、受給者になられている以前の住宅使用料を滞納している場合の滞納整理事務等については、垂水市営住宅等家賃滞納整理要領に基づいて催告や誓約書手続を行い、垂水市営住宅等使用料の不納欠損処分基準に基づいて不納欠損処理を行っているところでございます。

あと、少額債権の問題と強制執行後の不納欠損時期につきましては、やはり不納欠損処分基準に基づいて、強制執行後5年を経過したときとしています。

この5年を早めてはどうかということではありますが、不納欠損処分につきましては、滞納している住宅使用料の時効期間が満了し、回収できる見込みのない債権であることが明らかな場合に不納欠損処分を行うよう定めていますので、地方自治法及び民法に規定されています時効消滅期間であります5年としているところでございます。

○感王寺耕造議員 市営住宅については、先ほど来公共事業がないと、業者さんも困っていると、垂水市の経済も疲弊しているということでございます。

そういった雇用の確保、また、土木・建設業者の育成という部分からも進めていただきたいと思っております。

あともう1点、本市は大変住みやすい市でございます。地元病院につきましても中央病院がございまして、また、鹿屋も大きい病院ある、鹿児島も大きい病院がある。霧島市もありますね。この部分がネックになっている部分はあるわけですが、空港までもアクセスが近い、

中央駅までも近いということで、大変住みやすい地域になっています。また、ベッドタウンとしてもこの部分の可能性もあるということで、実際、新しい住宅につきましては、若年者の方々が住まわれておまして、そういう観点も、人口増の観点もございますので、今から長寿命化計画を立てられるということですが、もう建てかえなきゃいけない部分は建てかえていくんだと。また、新築の部分は新築でやっていくんだという部分でお願いいたします。

あと滞納整理要領の部分ですね。この部分ちょっと時間がないので若干整理してお話ししたいと思いますが、例えば債権管理条例ですね、この部分を制定の考えはないのかということです、質問の趣旨はですね。

といいますのが、家賃滞納整理要領の部分、水道事業の部分ですね。水道事業の部分でも不納欠損の規定があるんですよ。24条の部分ですね。そうしますと、この部分につきましては、法令もしくは条例、または議会の議決によって債権を放棄するというのをうたっているわけですね。そうすると、同じ債権の取り扱いの中で取り扱いの要領が違うという問題がございます。そうしますと、あと1つは、水道にしても市営住宅にしても、徴収責任者である課長の部分ですべて処理していくという方策なんです。そうするとどこがチェックするのよという話になってしまうんですよ。それだったら、チェック機能働かないじゃないかと。いろいろあと個別の部分でやられるのは構いませんけれども、上部の条例としまして債権管理条例をまずきちっとつくっていくんだと。その上で文言の整理、そして条件の整理等をやって、この部分をきちっとやっていく必要があると思います。一課長が責任を取れる範囲は決まっております。きちっと債権管理条例をつくって、そこで債権管理委員会の中できちっと対処していくんだと、責任機能を果たしていくんだと。

といいますのは、債権管理条例つくらない場合、この部分で住宅の部分については議会のチェック抜けているわけですよ。だから、そういう部分もございまして、債権管理条例の制定の考えはないのか、この部分については市長に見解を求めます。

あともう1点考えております部分が、先ほどちょっと5年間の部分ですね、話があったわけですが、強制執行ですね。

国の部分については、みなし消滅という部分の扱いがあるわけですが、地方自治法の部分はないわけですね。この部分を整理していただくように市長のほうで市長会等のほうに要望していただきたいと思っております。

これは要望に努めますので、先ほど述べた部分についてお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の債権管理条例の御質問にお答えをいたします。

御提案の債権管理条例につきましては、本市の行財政改革を本格的にスタートさせた平成17年に財政課内に滞納整理室を設置して、市の債権管理の統一的な処理基準を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、健全な行財政運営に資することができるように当時の担当者で十分検討した経緯がございます。

しかしながら、顧問弁護士に相談をしたところ、本市のような規模の団体では、市債権については、債権主管課により対応したほうが効率的であるという助言を受け、条例制定までには至らず、現在の状況が続いております。

このような経緯もありますが、条例制定の必要性等については、先進事例等参考にしながら研究してみたいというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 最後の質問です。

文言の整理ですね、特に先ほど指摘いたしました市営住宅の整理要領の部分は、この部分で住民訴訟ないしそういう部分が問題が起こらな

いのか、また、債権者の部分から本当何か出てくるんじゃないかという部分を私、危惧しておりますので、その部分については精査をお願いいたします。

あともう1点、市長へお尋ねしますけれども、やっぱり我々議員もそうですけれども、やっぱり法令、また、規則、この部分にのっとってきちっとやりとりしていくわけですね。当然予算執行についてもそういう形で市の職員の方々はやっておられると思います。

ただ、私は思うんですが、確かに本市、小さいですから、法令対策室とかそういう部分をつくれという部分では申しません。ただ、法にのっとった予算執行であるとかやりとりという部分が大事でございますので、専門の部署をつくる必要はないと思いますけれども、若手にも優秀な方はいらっしゃると思いますので、課長さんたちも優秀ですけれども忙しい、とにかくですね、指揮命令しなきゃいけないから。若手の方々を行政大学校ないしいろんな研修に行かせると。そしてきちっと法令の部分を勉強させていくんだと。法令を専門の部分、また兼務の部分で仕事をさせていくという方策が私は必要だと思っておりますけれども、その点について意見をお伺いします。

○市長（尾脇雅弥）今、御意見いただきましたけれども、必要性から言いますと、当然私も必要であるというふうに認識をしております。

ただ、現状は、職員定数の問題もあり、環境的には厳しいということも御理解いただいていると思います。総務課内の庶務係の所掌事務としての職場内での研修のほか、県・国レベルの職場外の研修にも参加をさせて育成を図っているところがございますので、そのように御理解をいただければと思います。

しかしながら、もう少しこれも時間が必要な問題でありますので、御提案いただいた中身をよく精査して、どのような対応ができるか研究

をしていきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 次に、市道・農道整備に入らせていただきます。

土木課長から自助・公助・共助という話が出てまいりました。これ、市道についても農道についても、本来これは市がやるべきものだと私は考えているんですよ。自助を求めるべきじゃないんですよ、市長、この問題で市民に。仕方なくやっているわけですから。

予算には限りはあるんでしょうけれども、現在のようにもう幅員が半分しかなくなってない、もう事故が起こりますよ、これ。もし事故が起こって、その部分で道路設置者である市のほうに、これは訴訟でも起こされたらどうするんですか。ここもきちっと、年1回でできないのであれば、それはボランティアでもやりますよ、地域はですね。ただ、やっぱり課長もおっしゃったように高齢化しているわけですから、やっぱり安全性の担保、そして市がやるべき仕事なんだということを踏まえて、これはきちっと私はやっていただきたいと思います。

また、課長答弁にもありましたけれども、中山間直払い、自助だけではなくて、また、所得補償制度、この部分でも農業者の部分の協力を得て農道整備とかやっているわけですね、管理維持作業もやっております。しかしながら、この部分は市できちっとやっていただく。

なぜこう申しますかといいますと、やはり安全性もあります、仕事がない方々という部分、今、大いにいるわけですね。環境整備班の方をまだ仕事もすべてこなしていらないようですから、市民要望ですね、各課要望の部分でも足りないようなお話がありましたので、この部分を人数をふやすことはできないのか。また、足りなかつたら、業者の方々も仕事がないという状態ですので、きちっと業者の方々に依頼する、また環境整備班で対応していく。年に1回ぐらいはせめてやっぱりやっていただき

たいと思うんですけれども、その部分について市長、お願いします。

○市長（尾脇雅弥）お答えをいたします。

先ほどもありましたけれども、少子高齢化が、過疎化が進む中で、この市道・農道の維持、管理などの要望が高まっているということは認識しております。しかし、現状すべての要望に100%こたえるというのは難しい現状であります。

先ほど川畑議員の各地区行政連絡会等の要望に対しての報告もありましたけれども、振興会要望に対しては75%前後の対応をさせていただいております。担当課長が申しました自助・共助・公助を基本としながらも、やはり公共性・緊急性を勘案をして対応していきたいと考えております。

先ほど申しましたとおり必要に応じて業者の委託ということも検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 前向きな答弁と受けとめていいのかどうか。この部分についてはきちっとやっていただきたいと思います。

環境整備班について若干御提案等したいと思うんですが、現在、皆さん御承知のとおり環境整備班は土木課所管でございます。昨年度235件中150件は土木課の所管の仕事をしたということですね。そういうことですね。

そうしますと、ほかの部分も、やっぱり農道部分につきましても、これは中山間地域におきますと農道であるけれども生活道路だという部分があるわけですね。だから、結局、土木課に所管を置いたほうがいいのか、私は水迫市長のときにも申したんですが、市民サービス課にまず窓口は置くんだと。それで市民の方々の意見の吸い上げ、あと各課からの要望ですね、そういう部分を調整して、各課とも調整して、それで仕事を割り振っていくんだと。何かこれを見ていると、今の土木課の環境整備班なのって

いう感じなんですよね。各課の担当にこたえられているのか、また、市民の要望にこたえられているのか、私は疑問なんです、その点について市長に見解をお伺いします。

○市長（尾脇雅弥）環境整備班の設置の目的は、必ずしも土木課のみということではありません。ただ、行政連絡会でもそうですし、土木課関係の要望が多いというのは事実でございます、それに関連しての出動が多いようでございます。

いずれにいたしましても要望に対しての対応力というのが足りないということでもありますので、その辺のところは、先ほど申しました答弁のような方向で検討していきたいというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 了解いたしました。

先ほどちょっと忘れたものですから、もう一回農道整備ですね。この部分ですけれども、これは要望にとどめますが、市長にお願いしておきます。

当初予算で100万円ぐらいしかないんですよ。また、原材料支給の部分で対応していくんであって、農林課への答弁だったかな、答弁があったわけですが、原材料支給についてはもう予算がない状況です。いたし方なく中山間直接支払い制度、また、所得補償制度の部分で農道の新設整備をやっている現状なんです。だから、当初予算の部分から耕地係にもうちょっと予算をつけてくださいよ。もう農業者、市民への自助の部分だけ求めないでいただきたい。この部分は強く要望にしておきますので、平成24年で要望の部分、きちんと算定していただけるように心からお願い申し上げます。

次に、いじめ問題についてです。

いじめの実態、また、問題行動の部分、お話を伺わせていただきました。中学校の部分で特に問題が多いのかなという印象を受けます。先ほどの川越議員の質問でも朝方ありましたけれども、やはりいろんな地域の文化、生活環境の

違う子たちがやっぱり集まってやってくるわけですね。その部分でいろいろ問題が出てくるんだと思っております。

いじめにつきまして、適切な対応をとっていただいていると思うんですが、私、この質問通告書、9月の5日に出しました。午前中出しましたところ、そうしますと9月5日夕方のニュースでしたか、文科省の部分で国の指導が少なく、今までは教育委員会におんぶに抱っこだったと。国が指導してこのいじめの問題について対応していくんだというような指針を出されたということでございます。

生命、身体にかかわるかえられない重大案件については、国に速やかに報告させて、国が教育委員会を指導、助言することを法令化するという、そういうことですね。

また、有識者数名によるいじめ問題アドバイザーを委嘱して国への助言や研究等に充てると。

また、出席停止ですね、この部分も必要な部分にはきちっと使っていくと、予算措置と30項目の部分の指針を定められたということです。まだこれから国のほうから、文科省のほうから本市の教育のほうにおりてくるわけですが、その中でまたきちっとした対策を立てていただきたいと思っております。

1点だけただ、教育長、お話し聞きたいんですけども、佐賀県多久市、ここでは、27日、外部の有識者がいじめ問題を話し合う委員会設置をすると発表されております。9月市議会に条例案を提出されるということでございます。いじめ問題が起きた場合に実態を調べるほかに、問題が起きなくても定期的に会を開いて現状を受け、専門家としての意見を出していただくということですね。多久市によりますと、委員は5人以内で、弁護士さん、臨床心理士さん、警察関係者などで構成し、必要と見れば機会に応じて教師やPTAなどの関係者を呼ぶということになっております。

やはり子供を取り巻く環境という部分は大変複雑になっております。そういった中で、やっぱり専門性を持った方々に、外部の方々にきちっと来ていただいて、まず、いじめの部分の対応もですけども、いじめの発生があったのかないのかの確認、防止の部分も含めて私は必要だと思うんですよ。

本市でも国の文科省の部分の指針を受けてこれから対策が進むわけですが、いじめ対策で外部委員会の常設の考えはないのか、1点だけ伺います。

○教育長（肥後昌幸）先ほどいじめ問題につきましては、学校教育課長のほうでお答えいたしました。

幸いに本市におきましては、深刻ないじめは起きていないわけでございますけれども、しかし、いつこれからも起きないという保証はないわけでございます。

そこで、しかし、このいじめ問題というのは、本来はやはり学校で、あるいは保護者を含めてきちっと対応して解決していくのが、これは基本でございます。

しかし、学校あるいは保護者あるいは教育委員会等でも手に負えないものというのがありましたら、これはもう外部の委員会を設置しないといけないというふうに思います。

先ほど議員がおっしゃいましたように国のほうでも外部の委員会についての設置が、今、動き出しております。こういうのも参考にしながら、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員もう1点いじめ問題、また問題行動について質問いたします。

教育の部分は家庭教育の部分が基礎になりまして、また学校教育の部分、また地域で子供たちを育てていくという部分が重要だと思っております。

ただ、中学校が統合してからなかなか地域の

部分で中学生の姿という部分が感じられないんですよ。もうスクールバスの時間になると子供たち早く行って、それで帰りも遅く帰ってくるという部分で地域の部分で中学生の姿ということすら感じられないような私は状況を持っております。

いろいろ対策として、学校のほうも地域PTAの開催とかいう部分でやっていらっしゃるわけですけれども、ただ、この間、外部評価委員の部分、資料いただきました。この部分でも外部評価委員の部分で、統合された中学の統合はよかった反面、統合された地域の力強さが弱まったように感じられると、そういうような話もあります。地域の方も自分から進んで連帯しようという気持ちが弱いという部分で外部評価委員がまとめているんですけども、地域の方々気持ちを持っていてもなかなか参加できる場所がない。場所がないわけですよ。この場所づくり、地域との交流ですね、地元の地域との交流という部分をどういうふうに図っていくのか。学校教育課長でも社会教育課長でもよろしいので、簡単にお願いたします。

○学校教育課長（牧 浩寿）感王寺議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり学校が家庭・地域と一体となり、青少年の健全育成に努めていくことは、非常に重要なことであると考えております。

確かに4中学校統合後、バス通学等により子供の様子がわかりづらくなった現状があるかと思えます。

この現状を踏まえ、垂水中央中学校では、地域行事等への積極的な参加を指導しております。また、社会教育課の事業でございますが、平成24年度から県教育委員会が推進しております鹿兒島学校応援団の事業を取り入れ、垂水中央中学校で地域人材を活用し、教育活動の支援を行っております。

現在、市内全域から38人の方々に学校応援団

として事業の補助、放課後学習指導や環境整備、通学バスの添乗などの支援を行っていただいております。

ボランティアの方々からは、「子供たちとの触れ合いができてとても楽しかった」と、そういったような感想もいただいております。

今後ぜひ議員の皆様や校区公民館、振興会等の皆様のお力添えをいただきまして、子供会等を活性化し、学校と家庭と地域が一体となって青少年の健全育成に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 次に、地域農業マスタープランについて移ります。

今年度までの新規就農者、過年度まで含めて11名ということであるわけですけれども、ひとつなかなか支援体制という部分でお話ししましたところ、私は本市の支援体制、その部分で質問したんですが、本市の支援体制がちょっと少ないんじゃないかと思っているんですね。JA、あとまた県の農政普及局、こっちにおんぶに抱っこ部分でやっているという部分で。

あともう1点が、川畑議員の質問の部分でスーパーL資金、また各種の資金、また県の青年就農支援資金などの活用ということをおっしゃいましたけれども、認定農業者ではないんだから、新規就農者、過年度の部分は認定農業者になっているかもしれませんよ、だから資金面で皆さん苦しんでいるわけですよ。この資金対応の部分を、市が債務保証するわけにはいきませんが、県のほうのこの就農資金については、基金積み立てやっていないんですよ。それでまた償還の部分で、例えば旧輝北町の部分、鹿屋市ね、この部分は農業公社が持っているものですから、菊の部分の栽培をやっております。そういった後ろ盾がないとなかなか県のほうも銭出さないという状況なんですよ。だから、この部分についても市長も課長も県、国のほうにそ

の資金の部分をやってくれと。150万もらったって、それは生活費にしかならんのですよ。初期投資大変ですので、この分はお願いとしておきます。

あと木質バイオの部分ですけれども、1,000万円の部分ですね、灯油代の1,000万円、この部分で事業を始められるということですね。私はちょっと本末転倒じゃないかと思うんですね。この部分については、林業構造改善事業の部分からの補助金だと思っているんですが、そうすると林務のほうですよ、係は。だから、産業施策として、森林政策の部分では本市の森林政策の部分でこれを森林組合から依頼があったとか、また、間伐材の部分が安い、木材も安い、そういう中で取り組むという部分であれば、私はそれは本筋だと思うんですよ。何でいきなり農林の関係の部分を使って灯油の部分の調査費するんだということですよ。市長、私これ本当思っているんですよ。この部分については、ちょっと市長の答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥）今、感王寺議員から御提案をいただきましたので、そのことも含めて検討して、どういう方法がいいのかというのをしっかりと研究をして対応したいというふうに思っています。

○感王寺耕造議員 そろそろ時間も来たようでございます。

これで終わりますので、市長また、いろいろ検討していただいて、本市が発展するようによりしくお願い申し上げます。

どうもお疲れさまでした。

○議長（宮迫泰倫）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会し

ます。

午後5時21分散会

平成 24 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 3 日 平成 24 年 9 月 12 日

本会議第3号(9月12日)(水曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | 9番 | 北方貞明 |
| 2番 | 堀内貴志 | 10番 | 池山節夫 |
| 3番 | 大藪藤幸 | 11番 | 森正勝 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 5番 | 池之上誠 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 6番 | 堀添國尚 | 14番 | 徳留邦治 |
| 7番 | 田平輝也 | 15番 | 篠原静則 |
| 8番 | 持留良一 | 16番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 宮迫章二 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 前木場強也 |
| 市民課長 | 野妻正美 | 消防次長 | 野元豊一 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 中谷大潤 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 白木修文 | 教育総務課長 | 川畑千歳 |
| 生活環境課長 | 森下利行 | 学校教育課長 | 牧浩寿 |
| 農林課長 | 池松烈 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

平成24年9月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫）本日の議事日程は、きのうに引き続き、一般質問であります。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、15番篠原静則議員の質問を許可します。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 皆さん、おはようございます。

まだまだ暑い日が続いておりますけれども、暑さ寒さも彼岸までということ、もう少しの辛抱じゃなかろうかと考えております。またやがて実りの秋が来まして、食欲の秋、食べ過ぎ・飲み過ぎに気をつけて皆さんが元気でいらっしゃることをお祈りいたしまして、質問をさせていただきます。

まず、農業委員会事務局長の専任についてを、農林課長兼農業委員会事務局長にお尋ねをいたします。

農業委員会の事務局長が農林課長と兼任になったのは、鹿屋市などとの合併が破綻し、その後の行財政改革の組織再編・機構改革を受けての平成17年4月1日からだと思っておりますが、また、平成21年の農地法改正により農業委員会の果たす役割が重みを増したと思っておりますが、今現在、農業委員会事務局の業務的にはどのようなとらえていらっしゃるかをお尋ねいたします。

2番目に土木行政でありますけれども、土木行政の中で、この冊子で「集落道の整備（申請）」とありますけれども、どこで間違えたのか、この申請じゃなくて、柗原校区新生集落の新生で

ございますので、よろしく願いをいたします。

この新生集落の道路でございますけれども、新生集落は柗原校区におきましても最も広い地域でございます、整備しなくちゃならない箇所が多々あるわけでございますけれども、まず一番集落民が危惧しているところがございまして、久永石材から護岸に通ずる道路でございます。この道路に関しては、前市長時代、振興会長ら集落の有志の方が5人ほど、前市長時代、お願いに行かれまして、前向きな答弁をいただいていたわけですが、市長が交代されてそれから前進がないようございしますが、そこら辺を土木課長、いかがお考えか、教えていただきたいと思っております。

次に、土捨て場でございますけれども、土木課長にお願いいたします。

土捨て場の管理方法、それからまた土捨て場に対しての規約といいますか、規則があるのか、あれば、それをお示しを願いたいと考えております。

また今回、土木課長におかれましては、かねがね私がお願いしているところがございまして、ここを改善しないと、農地、農家に御迷惑をかけますというところがありましたけれども、そこを早速土捨て場の件について質問を通告をしたならば、すぐ改善をしていただきました。ありがとうございます。

次に、ロードスーパー購入についてをお尋ねをいたします。

ことしも余すところ3カ月余りとなりましたが、昨年を振り返りますというと、9月に降灰除去の出動命令が出ているようございまして、ことしも、もしかすると、会議中に降灰の被害が予想されます。

そこで、今議会にロードスーパーの購入議案が上程されておりますが、購入議論の過程において民間の方に購入していただくような調査をされたのか、またそういうお話は、議論はな

かったのかをお尋ねいたします。

それと、現在、保有台数並びに車検等、いろいろ任意保険とか、保有台数についての年間の維持管理費についてをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈）おはようございます。

農業委員会事務局の業務状況について、事務局長の私のほうで説明させていただきます。

農業委員会の会長でもいらっしゃいますので、日常的な業務も含め、すべてに精通されておりますので、概要を述べさせていただきますと思います。

議員御指摘のとおり、行財政改革での組織再編、機構改革により、平成17年4月1日から農林課長との併任、兼任になりました。平成24年4月1日現在の農業委員会事務局長の併任、兼任状況でございますが、県内43農業委員会中、9市町村が併任であるようでございます。そのうち市では、本市と阿久根市が併任であります。南大隅町を除けば、あとは離島方面です。

また、現在の業務の状況についてでございますが、平成21年12月の農地法改正によりまして、農業委員会の果たす役割が重みを増し、遊休農地解消や農地の面的集積等を進める上で委員会体制の充実をより一層図る必要や、本市において新たな農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、農業委員会の活動予算の確保、農地の制度・実務に精通した職員の確保・増員など、事務局体制の整備・強化も求められています。

さらに、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、平成24年4月1日より、農地法第3条の規定に基づきます権利移動に係る都道府県知事の許可権限は、すべて農業委員会に移譲されました。

また、事務局長としましては、農林課長との業務ということで、各種出張を初め各種会合等で重複することがままあるわけでございますが、

その際は、職員への職務分担、代理での出席等をお願いしているところであります。私もこの4月についたばかりで、まだ1年の流れを経験しておりませんが、現況では、各種出張や各種会合が重なったときだけが多少影響があるようであります。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）おはようございます。

集落道整備につきまして、回答いたします。

要望される道路は、市道でもない、農道でもない、いわゆる集落道でございます。この道路につきましては、舗装が傷んでおり、一部は未舗装部分もあり、排水路もないため、以前から要望が上がっておりましたので、農業農村整備事業の中山間事業で要望してありましたが、採択要件に合わず、採択されなかったと伺っているところでございます。

現在、この道路を利用されている人家は7戸ありまして、大変不便を強いられているようでございます。

このような状況であるため、整備の必要性は認識しているところでございますが、市道認定を受けていなければ社会資本整備総合交付金事業等の採択要件にも対象とならないため、単独費の予算で整備していくことになるようでございます。単独費であれば、幅員を広げる全面的な改良工事ではなく、現道の幅員で側溝敷設と舗装の改良になりますが、延長が約170メートルあり、道路の下に水道本管のビニールパイプの100ミリが埋設してあるようですので、現地調査を詳細に行い、実施設計し、地元の理解と協力が得られれば、平成25年度実施の方向で検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、土捨て場の管理体制につきまして、回答いたします。

残土処分場の門扉の管理は、以前からいろいろかぎを替えたりして工夫をしているところでございます。以前は同じ鍵を何個かつくってお

り、利用者から申請書を提出されたときに鍵をお渡ししていたのですが、その鍵を又貸されたり、スペアキーをつくられたりして、管理ができなくなったこともあります。現在はダイヤル式の鍵に変更しているところでございます。

申請があったときには、持ち込みのたびに鍵を開け閉めするように指示はしているのですが、守られていないようでありますので、門扉に注意事項を記載した看板を設置するなどして利用者に注意の喚起を図っていきたいと考えているところでございます。

それと、先ほど言われました残土処分場の東側に大きなますがありまして、そのますに草とかビニールが詰まらないようにと、上流にある排水路に柵を設置しており、大雨で流れてきたものはそこでキャッチできるように考えているところでございますが、今度はそこにたまったままにしておくで排水路横の畑に被害を及ぼすことになるため、たまったらすぐに撤去しなければならないところでございます。

このような状況であるため、この排水路沿線の農家の方々に排水路に物が流れないようにとお願いもしているところでございますが、土木課のほうでも大雨の前や後には確認に行くようにしているところでございます。

大雨の後には災害調査等もあり、確認が求められるため、排水溝が詰まって通報を受けてから何度か対応をしていることもありましたので、現在は災害調査の中に組み込んで確認するようになっているところでございます。

続きまして、ロードスイーパーについて、回答いたします。

ロードスイーパーを建設会社を買ってもらったらどうかのことでございますが、本市におきましても、平成11年度までは桜島の南岳が活動していたため、数社が保有しており、降灰除去事業も実績があったようでございますが、平成12年度から平成20年度までの間は火山活動が

鎮静化してきたため、降灰除去の事業を請け負っても出勤がないため、変更契約でゼロ精算となっていたようでございます。そのような状況が何年か続いているようですので、車の車検や点検、整備費などがかかったために廃車されたようでございます。

現在、桜島の活動は活発化しており、長期化するとも言われているところでございますが、活動が鎮静化になれば当然降灰除去作業も少なくなるということになり、民間業者に保有していただくことは難しいのではないかと思います。現段階におきましては、降灰時に即対応するために市が保有することが望ましいと思うところでございます。

ロードスイーパーの現在の維持管理費でございますが、平成23年度に要したロードスイーパー6台分の修理代ですが、これは大型車が2台、中型車4トンベースが1台、それと小型が3台の6台分の修理代ですが、メインブラシ組み立て・交換部品代、これはリアロータリーワイヤー、サイドワイヤーを含めて233万7,979円の修理代、消耗品としまして、ブラシ代が79万8,000円を要しております。そのほかに、車検代は51万7,964円、1台当たり17万2,654円。自賠責が4万8,610円、1台当たり1万6,200円。重量税10万800円、1台当たり5万400円。それと車検時において修理代が24万240円かかっております。自動車損害共済保険料が13万8,877円でありまして、合計いたしますと、418万2,470円の1年間のロードスイーパーに要した費用になるようでございます。

それと、残土処分場の管理規則であります。垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例を設けているところでございます。

○篠原静則議員 ただいま局長より御答弁がありましたけれども、市長に今度はお尋ねいたします。

実際私も、日常の会長決裁や各種会合への出席を通じ、事業量が相当量増加していると実感

しているところでございます。毎月の県農業会議への、常任会議におきましても、他の市町村の会長さん方と情報交換の中で、農業委員会の果たす役割、業務が非常に重みを増しているところを確認をしているところでございます。

市長、農業は本市の基幹産業でございます。その根幹をなす農地施策は、耕作放棄地の解消等さまざまな課題を抱えながらも、将来につなげていかなければならない重要な政策であると思っております。現在、組織の再編成や機構改革を視野に入れられていらっしゃると思いますけれども、ぜひ農業委員会事務局長の専任化を検討していただきますようお願いしたいところでございますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

篠原議員の御質問にお答えをいたします。

篠原議員、今お考えを申し上げられまして、そのとおりでというふうに理解をしております。農業委員会事務局長の専任化についてでありますけれども、現在の農政、またその根幹をなす農地施策を考えますと、重要な課題であると考えております。また、平成21年度の農地法改正時につきましては、さきの市長時代に農業委員の方々から農業委員会の体制整備の要請もあったことも承知をしております。

ただ、行財政改革によりまして、平成17年4月1日から併任に至っております。

これにはもちろんさまざまな角度からの検討や、その時代における庁舎内職員全員での協議を経ての理解があったことと、将来に向けての本市の財政状況を勘案してのことだったと理解をしているところでございます。

農地政策は本市基幹産業であります農業を将来につないでいく上での重要課題でありますけれども、農業委員会事務局長の業務という面からは、現状におきまして多少の影響はございま

すでしょうけれども、十分に業務を遂行していると考えております。

また、農林課長との併任ということが、かえって農林課サイドからの協力を得られるということで有効であるということも伺っておりますので、当分の間は現状のままで対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 それでは、総務課長にちょっとお尋ねしますけれども、総務課長も以前、農林課長兼農業委員会事務局長として働いていらっしゃったと思っております。そこら辺で、その当時の課長の考え、どうであったのか。

それと、一番私、危惧するのが、同じ庁舎内で職員の皆さんが働いていらっしゃるわけですが、その中でも、市長部局以外の各行政委員会、この人事についても各所管の長が任命するようになってきているわけですね。それとこの専任とはちょっと話が違いますけれども、その中で、議会事務局・監査事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局・教育委員会、そこが一応市長部局を離れたという表現がちょっと悪いですが、そういう立場の所管であると私は考えております。そういう観点からも、ぜひ専任化をしていただきたいと、そして垂水の農業、農政に一役買っていたきたいと、そういうふうに考えるわけですが、総務課長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○総務課長（山口親志） 急に振られましてちょっと戸惑っておりますが、私も平成19年4月から兼任で、今のような形で農林課長をさせていただきましたが、当時、業務量も、耕地係も含めまして、相当業務量も多かったんですが、ただ、今、農林課長、それから市長も言われましたとおり、平成17年の4月1日の機構改革の中で、この中でしっかり、命を受けた以上はしっかりこの中で業務をこなしていけないといけ

ないのかなという思いで一生懸命頑張ったと思っております。

ただ、農業委員会と農林課との違いは、十分、同じ農業を支える中でも、農地法があったり、片や農業の指導的な立場もあつたりしながら、業務はなかなか厳しいと、業務は違うという認識はありながら、職員の方々から協力をいただきながら、業務を3年間遂行したということは記憶にあります。

ただ、今言われました市長部局と違うその部局についての異動でありますので、今後はまた市長も今、回答をされましたとおり、そのような考えの中でありますが、今後、そのような要望があつたということはまた前向きに検討しながら、統廃合を含めた中で、農業委員会の今のあり方でいいのかどうかはまた統廃合の中であわせて検討させていただきたいと思っております。

当然、最後に言われましたとおり、市長部局でない各局に対しては、そこに会長、それから議長等がいらっしゃいますので、そのあたりは紳士的に、事前に御相談をしながら異動等は考えていけないのかなとは十分認識をしております。

以上です。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

市長は当分このままでいくというような御答弁でございましたけれども、ぜひ、改めるところは改めていただきたいとそういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

何でかといいますと、組織再編、機構改革という名で、10年前まで28の課があつて、課長さんが28人いらっしゃつたと思っておりますけれども、それが去年、ことし22課、22名の課長さんがいらっしゃると思っております。そういう中で、自分なんか素人に言わせますというと、組織再編、機構改革という名のもとに、私は、必要な部署の長をですね、ただ管理職手当を1人分浮かすというような考えとしか受け取れんわけですよね。

そういう考えで受けていますので、近いうちにいろいろ考えていただきますようお願いいたします。

これはこれで終わります。

次に、集落道の整備でございますけれども、先ほど土木課長のほうから答弁がございました。よく理解していただいているようでございますけれども、ぜひ、どんな道路かといいますというと、車が底をこするわけですよ。そんな道路が垂水市で何カ所あるのかちょっとわかりませんが、ぜひ土木課長、前向きに考えていただきたいと思っております。

きのうも川畑先輩の質問に対して、行政連絡会あたりの要望件数、93件に対して70件の整備率、率にして75%が要望にこたえているというような御答弁もございましたけど、率でいって75%、相当な改善率であると考えておりますけれども、私、ちょっと見てみますというと、どういところが優先順位で大事なのか。それと、小さな箇所ですね、金額にして安くおさまるような箇所を何カ所したとか、それで率が上がるわけですよ。私は、それじゃなくて、必要な箇所をどんとやっていただきたい、そういう考えでおりますので、土木課長、もう1件、お考えがあれば御答弁をお願いいたします。

本当に悪いところだと、これは市道でもない、集落道であると、大体1メートル、2メートルぐらいの道路なんですけれども、そこを整備するに当たってどうお考えなのか、できないか、近いうちに。

○土木課長（宮迫章二） 今、改良計画でしているところが内ノ野線と元垂水原田線であります。これは辺地債を活用して整備しているところではありますが、今、振興連から出てきます要望に関しましては、まず費用対効果もあると思っております。ですから、その受益者といいますか、やはり利用度の高いところを優先していこうと思っております。

それと、今、集落道、農道、耕作道いろいろあると思うんですが、この道路につきましては、もともと畑がありまして、畑で利用しておればやはり農道的な耕作道、それで集落が今、家が建ってきておりますので、やはり人家ができてくれば集落道扱いで整備していかなければならないと思っておるところでございます。

以上です。

○篠原静則議員 1回目の質問で、課長は住宅が7戸あるとおっしゃいましたけれども、確かにそれだけの数だと思えます。しかし、そこを通行する車は結構いるんですよね、迂回路として。そうですので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。

土木課長としては、あしたでもやってあげたいという気持ちはあるわけですよ。でも、予算がつかない。財政課長、よろしく願いいたします。答弁はいいですよ。

それから、土捨て場について、次、お願いいたします。

土捨て場、規則があるということでございますので、また後もってそれを教えていただきたいと思えます。

なぜかという、何かいい加減な土捨て場の利用をしているというようなふうに私は受けておるものですから、お尋ねしたわけでございます。

それはそれとして、次に、土捨て場の上流のことは先ほど説明なされましたけれども、下流のほうに、たしか、災害が起こらないように調整池があると思うんですよ。そこはどうかうふうに今現在なっているのか。そこに通ずる管理道路があります。耕地から削って管理道路がつくってあるわけですがけれども、そこら辺も全く所管課として管理していないというようなふうに、私、見受けているわけですがけれども、課長はどう、確認されたことがあるのか、どうかうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねをい

たします。

○土木課長（宮迫章二） 土捨て場の下流にある調整池でありますけど、ことし、ちょっと何月かは覚えてないんですが、北側のほうに排水が入っているわけなんですけど、私も心配で現地に確認に行った記憶があります。その段階では排水路はうまく機能しているようでありました。

ただ、言われますように、一番下側にある土地も杉林になっておりまして、ちょっと草が生えておって、すぐには行けないような状態でしたので、管理できるようにはしていきたいと思っております。

○篠原静則議員 課長、土捨て場、本当に土木業者の皆さんはこういうところがないと仕事にならないというようなところでございますので、ぜひ大事に使っていただきたいと。

先ほど言われましたとおり、土木課の職員が調整池、管理道路、行った形跡は全くございません。もう道路か山か、全く区別がつかません。ぜひここら辺も調査に行って、いろいろ、どうしたほうがいいのか、検討していただきたいと思えます。

それはそれといたしまして、それと、現在、土捨て場という名の場所、土捨て場は確かに土砂を捨てる場所でございますけれども、今、公共工事が無い。だから、土は運ばれない。そういう中で、今、宅灰の収集、それから側溝を揚げた灰、そういう灰の持ち込み場所になっておりますね、今。だから、宅灰の量を測量するあれは何か、ヤードというんですか、あれも4カ所か5カ所つくってあるようでございますけれども、こういう今現在、申しますとおり、土捨て場じゃなくて、灰捨て場になっているわけですよ。そこで、処分場がないわけですから、これに対して、せっかく、「ここが土捨て場やっで、こけうっせればもうよかが」という考えじゃなくて、降灰が垂水、鹿兒島、ひどいわけ

ですから、その公共事業は公共事業といたしまして、灰捨て場としての何か位置づけで何か補助事業はないものか考えていただきたいと思いますが、課長、お答えをお願いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 今、土捨て場について、灰捨て場になっているんじゃないかということでございましたが、垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例の中の設置の第1条の中で、本市に公共工事等の建設残土及び桜島降灰を処分するための施設として垂水市建設残土処分場を設置するというので、最初の設置目的が、建設残土と桜島降灰を処分するというので一応うたわれております。そのために宅灰とか、路面清掃の灰も、一応捨てるようにはしているところでございます。

それと、降灰除去事業でということですが、それについては今後また検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○篠原静則議員 どうもありがとうございます。

灰も捨てていいということは私は初耳でございます、本当に認識不足で申しわけございませんでした。

議員の皆さんも、私を含めて、そういう規則ですか、そういうのを知らないわけですよ。だから、産業委員会あたりでそれをお示しを願いたいと思っております。

次に、ロードスーパーでございますけれども、土木課長の先ほど答弁で大体は理解をいたしますけれども、何で民間の業者の方々に調査とか依頼はなかったのかといいますと、今、公共事業は大変、御存じのとおり少ないわけですが、こういう状態でありまして、垂水の土木業は衰退し、また災害などがあつた場合、即対応ができなくなるんじゃないかと危惧するわけでございます。

そこで、そういう土木業者にこういうことでロードスーパーを購入していただく気持ちはございませぬかと、そういうことでお願いして、

そうしたら手を挙げる業者があるかも知れませんよ。そうすることによって土木業者の体力を少しでもつけていただくというふうに考えております。「土木業者はもう仕事はねで、もうしょうはねが」というんじゃないで、やっぱり限られた市内の土木業者をちょっとやっぱり育てていかないとと思うんですよ。ぜひそういうお考えで前に進めていただきたいと思いません。

課長、それに対してのお考えをよろしく願います。

○土木課長（宮迫章二） 業者を育てていかなければ、いきたいということですが、確かに降灰は今あるところなんですけど、年間を3期に分けて発注しているところですが、今回も4月から8月までやっているんですけど、そこまで工事費が上がらない。ちょっとはつきり金額は覚えてないんですが。降灰がないときには、それでは通常の維持管理ということで、路面清掃という形で走らすということになるわけなんですけど、現在、土木課のほうも環境整備班がありますので、通常の管理としてはそちらのほうでできる場所もありますので、業者に委託ということにはならないと思っております。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

そういうことであると思っておりますけれども、6台のスーパーを降灰がある場合は民間業者に委託して作業をされるわけですが、業者の皆さんの話を聞きますというのと、全くといえれば全く実入りがないと、日当ぐらいのもんだと。それじゃ、業者は体力がつかんわけですよ、きちっともうかるような仕事をさせてやらんと。そういう点でお伺いをしたわけでございます。

また、灰が降らないシーズンオフといいますが、その期間は鹿児島市におきますと、維持管理に必要な程度の稼働をさせていらっしゃると、路面清掃の発注を出していらっしゃるといようなお話を聞いております。何でもかといいます

と、上から降ってきませんが、山手から流れ出したり、宅地から流れ出したりしたのは結構あるわけですね。だから、仮に民間業者が購入されたとき、維持管理費に必要だと、先ほど言われた車検とか何とか、相当そこらでかかっているようではございますけれども、それを賄えるだけの仕事を出していただくというふうにすれば、民間の方でも購入希望の方がいらっしゃるかもわかりませんので、ぜひ今後、そこらあたりを検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうもきょうは土木課長だけお疲れさんでした。またよろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

先が長いですので、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、垂水中央中学校施設整備について、質問をいたします。

垂水中央中学校の統合から3年目を迎えております。新校舎建設を断念し、見た目は新築と同等にという思いで校舎等の大規模改修工事が年次的に進められ、そしてまた、東北大震災の影響で予算配分が難しくなるだろうということから、前倒し発注が行われております。校舎施設整備については、年度内にはおおむね完成の運びになるだろうと思っております。リニューアルされました内外装等を見ますと、確かに新鮮な印象があります。また、桜島火山活動対策事業の恩恵にあずかりまして、市内小・中学校すべてですが、空調等の施設整備もなされ、中央中学校の教育環境はますます充実してきていることが実感されます。これもひとえに、市長、教育長を初めとする行政の皆様の御尽力のたまものと感謝の意を表したいと思います。

さて、いよいよ最後の詰めとなります校庭拡張工事、プール、武道館等の施設整備計画等の設計委託の補正予算が、9月議会に上程されております。

そこで質問いたしますが、これらの全体計画の概要をまずお伺ひいたします。

次に、観光行政について。

まず、千本イチョウと道の駅について、質問をいたします。

まず、千本イチョウについて質問いたしますが、個人の観光資源を開放され、交流人口の増加と経済の活性化に尽力され、県観光連盟表彰を受賞された宇喜多秀家公ゆかりの牛根麓の平野利孝さん、及び千本イチョウの中馬吉昭さんには心から、この場をかりまして敬意を表したいと思います。

さて、千本イチョウはここ数年、報道等でも大きく取り上げられ、シーズン中には県内外からも多くの観光客が訪れ、好評を博しております。しかし、毎回問題になるのが週末、日祭日などの駐車場問題です。確かに県のほうで何台かのスペースは整備されておりますが、ピーク時にはとても対応できず、挙げ句には県道南之郷線の両脇に駐車し、往来の妨げになる事態も現に発生をしております。昨年来、これらの対策については何回か議論されてきております。市当局の対策の答弁もいただいておりますが、ことしもシーズン直前となってきております。

そこで質問いたしますが、過去に答弁されたシーズン中の駐車場対策あるいはシャトルバス運行計画、及びそれらの周知の方法や該当日の対策について、この1年間、練り上げてこられたであろう具体策をお聞きいたします。

次に、道の駅について、質問をいたします。

昨年3月議会で、第6号議案垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については、尾脇市政で最初に否決されたことは記憶に新しいとこ

ろでございます。紆余曲折を経まして、昨年7月の臨時議会で承認され、株式会社芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループの共同企業体が指定管理者に指定され、昨年10月1日より道の駅の運営を行ってきており、約1年を経ようとしております。

そこで質問いたしますが、さまざまな問題改善のために指定管理者制度を導入した経緯があり、そして当然さまざまな努力がなされてきていると思いますが、まずは、これまでの総括的な運営状況についてお伺いいたします。

さらに、指定管理者の運営状況をチェックする体制として管理運営協議会が庁舎内にあると思いますが、基本協定をもとに年度協定や業務計画等の内容を吟味されてきていると思います。その内容を、公表できる範囲で構いませんが、お知らせいただきたいと思っております。

最後に、8月号市報にお知らせとして、道の駅たるみず「湯っ足り館」の運営について、グループでありました株式会社芙蓉商事と株式会社薩摩おごじょ企画は、共同で7月17日、合同会社を設立しました。7月17日以降、合同会社垂水道の駅が施設の運営を行ってまいります云々と掲載されております。そして、垂水市のホームページの観光地案内「道の駅」にも、「指定管理者、合同会社道の駅」と明記されておりますが、いつ指定管理者が変更になったのか、議会に対して一切の説明もなかったと思いますが、当然所管の商工観光課や管理運営協議会では重要案件として十二分な協議を経てこのように掲載させたのだらうと思っておりますが、そのあたりの経緯及び判断の真意をお伺いいたします。

最後に、公務員、教育公務員等の公職選挙法における選挙運動の禁止等について、質問いたします。

市長も我々議員も選挙を戦い、それぞれ市民の負託を受け、この議場におります。当然のことながら、公職選挙法にのっとり選挙をしてき

たわけでありますので、法の内容等については多少なりとも認識しているつもりであります。

あえて質問させていただきます。民間人と違い、国家公務員、地方公務員、また教育公務員等においては、彼らの置かれている立場から、公職選挙法やその他の関係法令に規定される内容については、より厳しい内容であると思えます。

そこで質問いたしますが、なぜ厳しい内容になっているのか、それなりの理由があると思えますので、公務員や教育公務員等に規定される内容、一般の人へ及ぼす影響等についてお伺いいたします。

また、これらの規制はいずれも現職中のみの規定であると認識しておりますが、退職者についてはそれらの法による規定はあるのかなのか、あわせてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（川畑千歳） 池之上議員の質問にお答えいたします。

御存じのとおり、統合中学校としてふさわしい環境整備を行うため、併校した平成22年度から耐震補強を兼ねて校舎の大規模改造工事、平成24年度には体育館の大規模改造工事を行い、本年度で校舎等の整備が終了するところです。平成25年度計画としましては、今回、補正予算案に設計委託料として計上させていただきました。施設整備の最終年度として、グラウンド整備、侵入防止フェンス設置、プール改築、武道館新築を予定しております。

それぞれの整備概要としましては、まず、グラウンド整備では、平成23年度の民地買収に合わせ、現在の市道をマイロード側に敷設がえをし、グラウンド拡張を行います。内容は、200メートルトラックの確保、野球部・サッカー部等の部活動を含めた総合的なスペースの確保を行い、表面排水等で排水改善を図ります。あわせて、学校敷地の周りに侵入防止フェンスや校門等に

門扉を設置する、いわゆる外構工事も行います。

次に、プール改築ですが、6月議会で堀内議員から質問がありました。その後、調査・検討した結果、先ほど述べましたとおり、グラウンドは総合的な活動ができるよう用地取得し、拡張するため、室内温水プールにすると、現在の屋外プール施設面積よりさらに施設面積が必要となり、用地取得の目的が達成できなくなります。また、市民開放を考えた場合、利用者の駐車場確保が必要となります。隣接地に駐車場用地はなく、また、中央中グラウンドは利用できないことから、市民開放は難しいのが現状です。よって、総合的に考慮した結果、現状の屋外プールを建設し、配置を既存の県営住宅側からマイロード側に変更する予定です。

武道館の新築については、御存じのとおり、平成24年度から武道が必修になり、現在、垂水中央運動公園武道館を使って実施しております。しかし、生徒の移動時の安全性や移動に時間がかかり、授業時間を有効に活用できないなどの問題があるため、今年度大規模改造工事が終了することに伴い、現場事務所になっている場所に1階建ての更衣室を含めた武道館を建設する予定です。

以上です。

○商工観光課長（塚田光春） 池之上議員から、観光行政について2点質問がございますので、まず千本イチョウ駐車場対策についてからお答えいたします。

千本イチョウの観光につきましては、昨年度は多くのマスコミによるPRがあったことから、11月19日から12月18日まで約4万2,000人の来場者があったところでございます。そこで、昨年度の12月のピーク時の渋滞を踏まえ、今年度は、12月のピーク時には駐車場対策とシャトルバス運行を考えております。

その対策のうち駐車場対策としましては、千本イチョウより約1.5キロメートル下に民間所有

の空き地がありますことから、地権者へ借地の相談をし、臨時駐車場として使うように考えております。

次に、シャトルバスの運行につきましては、12月初旬の土曜・日曜日で、発着所は旧垂水フェリーの跡地にするのか、あるいは垂水高校グラウンドをお借りして基地にするのか、速やかに専門家を交えて場所の選定をしたいと思っております。

なお、シャトルバスの運行台数については、2台でピストン運行をしたいと考えております。

また、シャトルバスの運行の周知方法でございますが、事前周知は市のホームページ・市報・ラジオ放送などで周知を行い、当日周知は警備員を配置し、数カ所でもって誘導するのようにしたいと思います。

また、大野地区住民へは、生活道路に支障を来さないように迂回路として市道高峠線も土木課のほうで維持管理をしていただいておりますので、地区住民へはこの市道を利用することも視野に入れるように通知したいと思います。

以上でございます。

次に、道の駅の質問について、お答えいたします。

まず、指定管理者による1年間の運営の総括についてでございますが、道の駅たるみずにつきましては、昨年10月1日より芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループが指定管理により管理運営を行っておりますが、この間の売り上げ、来館者につきましては、平成23年10月から平成24年8月までの売り上げは4億895万5,000円で、来館者数は70万6,534人です。これは昨年と比較して、売り上げで約1,700万円、来館者で約10万人の増加であります。平成23年度は3月に発生しました東北大震災の影響もあり、全般的に売り上げ、来館者等も落ち込んでいましたので、単純な比較は難しいところですが、対前年比としましては、売り上げで104.4%、来館者

数で116.5%の増加となっております。

接客やサービスに関しましては、運営を開始しました10月のころは出荷者の新しい体制に対する戸惑いもあり、苦情も寄せられましたが、現在ではそういった苦情は少なくなっております。また、接客等に関しましては、10月以降、各フロアの責任者を中心にしっかりと声かけや接遇マナーの研修を行っておりますが、レストランに関しましては、大型の観光バスツアーを受け入れるには若干不安もあることから、今後そうした面について強化していきたいという報告を受けております。

また、館内の清掃に関しましては、和室の畳を張りかえるなど清潔に努めておりますが、外回り、特に国道に面した花壇の手入れや両サイドにある広場の雑草が見苦しいといった苦情が寄せられており、市としても何度か注意喚起をしながら、管理をしているところでございます。

次に、管理運営協議会のチェック体制でございますが、道の駅の経営等に関してチェックをするもので、主な事項は、基本協定第19条に定めた業務計画書に記載した事項が反映されているか、来館者、収支の状況及び今後の予測はどうか、その他必要事項についてチェックをしております。

協議会の開催は、定例会と臨時会を開催するもので、定例会は年2回、半期ごとに開催し、臨時会は必要に応じて開催するようになっております。なお、平成23年度は12月に1回開催し、24年度は4月に1回開催しております。

また、このほかに道の駅の社員と出荷者協議会の協議につきましては、毎月月末に行っております。

次に、基本協定書の内容につきましては、業務の範囲や実施に関する注意事項、備品等の取り扱い、事業実施時の垂水市の確認事項、指定管理料や利用料金、事故等の発生時の損害賠償、指定の取り消しに関する事項等について定

め、管理しております。

また、年度協定の内容につきましては、基本協定により提出された業務計画書に基づき、当該年度の業務の内容及び管理業務の実施内容を定め、管理しております。

次に、業務計画書の内容は、指定管理の公募時にグループから提出された提案書に基づき作成されており、当該年度の事業計画、売り上げの予測、それに関する収益予測が示された内容になっており、それに基づき管理しています。

また、このほかに、毎日の売り上げ等を記載した日報、それらをまとめた月報について、随時報告を受けているところでございます。

次に、合同会社の設立に関しましては、グループから事前に市のほうへ相談があり、その設立の理由としましては、平成23年10月から道の駅の運営はグループとしての代表企業である株式会社芙蓉商事が取引先との契約行為・収入・支払行為等の全般を行ってまいりました。このような行為に関しましては、本市との協定に抵触するものとは言えませんが、取引先と契約した場合、契約者が株式会社芙蓉商事代表取締役となり、あたかも芙蓉商事1社と契約を行っているかのように見えるという指摘や、入金行為が芙蓉商事本社でほかの業務等と合算で統括処理されていたことから、道の駅たるみず単独での収支計算がおくれ気味であり、23年度の決算提出に関しましても処理がおくれたこと、本社の勘定項目が以前の管理組合とは違うことから経費等の分析がしづらいことや、道の駅の収支全額があたかも芙蓉商事へ送金されるような錯覚を与えるなどの弊害がありました。

そこで、市の基本協定はあくまで芙蓉商事と薩摩おごじょ企画の2社によるグループとの協定であること、より明朗な会計処理の実施を行うために、今回、責任分担や会計処理を明確に規定した合同会社をつくることになったところでございます。

今回つくられた合同会社につきましては、さきに申しましたとおり、あくまで道の駅の管理運営を改善するためにつくられたものと理解しております。

合同会社の形態も申請時に提案があった株式会社芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループのそのままであること、提案内容に関しましても変更等がないことから、グループの役割等を定めたグループ協定、垂水市とグループ間で結んだ基本協定に関しましても変更等は行わないということでしたので、議決事項である指定管理を行わせる施設の名称、指定管理者に指定する団体、指定する期間の変更はないことから、議会の議決は必要ないと判断したところでございます。

しかしながら、議員の皆様へ事前に説明や報告をしなかったことや、今回の市報等の記事により市民の皆様にご不便をおかけしましたことにつきましては、配慮が至らなかったと思っております。この場をおかりいたしまして陳謝申し上げます。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） 池之上議員の公務員、教育公務員等の公職選挙法における選挙運動の禁止等についての御質問にお答えいたします。

日本国憲法において、思想・信条・表現の自由は国民の権利であり、国民は法のもとにおいて平等であるとして、政治的活動の自由を原則的に保障しています。しかしながら、公務員、教育公務員は全体の奉仕者としての地位にあることから、選挙の公正を確保するために、選挙運動について地方公務員法や教育公務員特例法においてさまざまな規制が設けられているところでございます。

そこでまず、法による規制の内容についてですが、地方公務員につきましては、行政の中立的運営とこれに対する住民の信頼の確保の観点

から、地方公務員法により政治的行為を行うことが禁止されております。さらに公職選挙法により、地位利用による選挙運動が罰則をもって禁止されています。教育公務員につきましても、教育の政治的中立性の原則に基づき、教育公務員特例法などにより、地位利用による選挙運動が禁止されています。

次に、一般人に及ぼす影響についてですが、地方公務員において、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること、全力を挙げて職務に専念することを定めており、また補助金の交付や許認可事務などに携わる立場にあることなどから、公務員の選挙運動や政治活動を自由にすることは選挙執行の公正を害し、選挙人の投票に不当な影響を及ぼすおそれがあります。

教育公務員においても同様に、選挙人の投票に対して不当な影響を及ぼすと考えます。

次に、退職後のモラルについてですが、退職後につきましては先ほど申しましたこれらの規制はございませんので、一市民として公職選挙法の定めに従って行動していただくこととなります。

以上でございます。

○池之上 誠議員 一問一答でお願いいたします。

まず、中学校の施設整備、大まかには理解いたします。総合的な面積の確保というところで、プールについては6月議会の堀内議員のことまで引っ張り出して答弁していただきまして、ありがとうございました。

そういう面積の確保という面からいけば、プールもだったんですけれども、以前から提案していることがあります。複合的なプールをどうかと。言えばですね、まだ体育倉庫とかあるいは部室とか、中央中学校の現状を見ると非常にレトロな感じの建物が建っております。それを総合的な面積を確保するのであれば、そういう複

合的な建物をして、ちょっとおしゃれな教育施設をつくれればどうかということは前々から言っております。それは武道館も含めてだったんですけれども、武道館については今回、裏のほうにつくるということで納得をいたしますけれども、その辺についての配慮というか、なぜ単体になったのか。今後そういうまだ体育倉庫とか部室とか、いろいろつくらないかと思っておりますが、そこ辺を含めてもう1回、計画を見直すとか、そういう余地はないのか、改めてそこだけお伺いいたします。

○教育総務課長（川畑千歳） 2回目の質問にお答えいたします。

現在、学校側と打ち合わせをする中で、学校側の要望としていろいろなものを聞いております。その中で、外部トイレの要望がありましたので、今回、体育館工事にあわせて外部からも使用できるよう工事に入っております。

また、プール建設にあわせて、プールにも外部から使用できるようトイレを計画しているところです。

御質問がありました部室等の建設につきましては、学校側からも要望が来ているところです。ですが、国の補助対象工事とならないことから、今後、財政課を含めた関係課と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうからも一言。

池之上議員におかれましては、垂水中央中学校の初代PTA会長ということもありまして、統合中学校のあり方についてさまざまな角度で真摯な前向きな御意見をいただきまして、おかげさまで順調に改修が推移しておりますことに感謝を申し上げたいと思っております。

今回の件に関しましては、今、担当課長が答弁したような方向で前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○池之上 誠議員 市長、ありがとうございます。

前向きな回答が来るとは思っておりませんでしたので、後の質問をどうしようかなと今、戸惑っておりますけれども、やめましょうかね。

そういうことで、一応複合的なことを考えてもいいんじゃないか。あるいは全体計画の中で、単体でもいいんですよ。要は、そういうびしゃっとした計画をつくって、部活に支障がないとかいろんな、運動会についても支障がないとか、そういう計画をつくっていただければいいという思いでございます。

せっかく市長が前向きな答弁をされましたので、土木課の、関係の課長の皆さん、市長の意に沿うように鋭意努力していただきたいというふうに思っております。

そういうことでいいですかね、市長。

一応順調に教育施設は完備されてきつつあるなということで安堵いたしておりますが、今、世間を騒がせているいろんな人的ないじめとか体罰もありましたけれども、いろんなことがあります。教育委員会の中におかれましては、垂水の子供たちを立派に育てていかれるよう今後とも期待をしておりますので、よろしく願いいたしまして、この問題は終わります。

次に、観光行政についてですが、その中の千本イチョウ、商工観光課長が具体的な方策を述べていただきました。もう時間もございません。1カ月、2カ月ぐらい後にはもう観光シーズンに入ってまいりますので、ぜひ早目にそういう会合を開いて、早目に周知をするということが肝要じゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、それでもやっぱり近くまで行って、おりて、「一時やっで、ちょこっと見せっくいやんせ」という感じで観光客はいると思うんです。そういう人たちを野放しにしていくと、また去年みたいな感じになってくると。やっぱ

りそこで警備員というのが必要だろうということで、そのマンパワーですか、週末とか日祭日、その辺については十分な配慮をしていただきたいということで、この件については終わりたいというふうに思います。

次に、観光行政の中の道の駅についてだったんですが、この1年間の総括的といいますか、集客に対しても10万人ぐらい、去年と比較して10万人ぐらい多くなったと。そしてまた、その月までの売り上げで1,700万円ぐらい売り上げが伸びていると。非常に指定管理者にして順調に運営がなされているという思いを持っております。そしてまた、サービス、接遇についてもいろんな研修を重ねられているというふうに聞いて、安心をしました。

あと、施設内の緑地帯とかそういう花壇類とか、その辺のことも苦情もあるということは私も何回か聞いておりますけれども、課長のほうも把握をされているというところで、運営自体には問題なかったんだろうなというふうに思っております。

そしてまた、指定管理者の中で、合同会社のくだりですが、市民に対しても議会に対してもその説明がなかったのはちょっと配慮が足らなかったと陳謝をされました。それはそれでもいいのかなと思いますけれども、まず、合同会社というのは、本当に管理運営上の子会社の的なのか、全く我々が去年の7月に指定管理者に承認をしたところと一緒になのかですね、その辺がまず疑問になるんですよ。株式会社芙蓉商事が全部運営をして、その経理とかすべてが本社に上がって、それからまた返ってくるということで、非常に難しいというようなことを言われますけれども、我々が指定管理者にしたのは芙蓉商事と薩摩おごじょ企画です。やっぱり、その薩摩おごじょにそういう能力というか、経営に参画する能力がなかったから芙蓉商事が全部一丁受けでやっているのか、それはわかりませ

んけれども、それはちょっとおかしいなど。そもそもがおかしいなと思うんですね。

なぜ3月に否決をしたかということ、垂水の人も入れて、何とかな、地元も大切にしながらやりましょうということで否決されたと思う。それで今話を聞いていると、薩摩おごじょさんは入っているけれども、すべてが芙蓉商事でやってきたというふうに言われる。何かこう指定管理者をつくったときの意味合いが違うなというふうに思うわけですね。

合同会社といっても、法人格を持った会社です。一緒の名前であってもやはり別格なんです、我々の感覚からするとですね。だから、その辺についてはやはりちょっとおかしいな、我々がしたのは芙蓉商事と薩摩おごじょ企画なんです。その他団体ですよ、そのときは。今の課長の答弁では、株式会社薩摩おごじょとは言わなかったけれども、こういう市報とかホームページには株式会社薩摩おごじょ企画と載っている。いつ株式会社になったのかその辺もわからんということ。そこはもう法人なりになったんだから、それだけ成長されて、出資もされて、資本金もそれだけあってされたんだろうけど、ちょっと、えっというのはあります。

要は、その実質運営というのは、我々が指定をした株式会社芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループにあるのか、あるいは子会社の垂水道の駅ですね、そこにあるのか、どっちなのか、どっちがイニシアチブをとるのか、そこをまずもう1回聞きます。

そして、税務課長にちょっと聞きたいんですけど、この合同会社の設置届というのは商法とかいろいろ法律があると思いますけれども、それで出ているのか、設置届が出てきたのかどうかをちょっと聞きます。そして、定款も今、道の駅と全く一緒だということでおっしゃいましたけれども、本当に、もしあれば、見ておられれば、それがどうだったのか、答えられる範囲

でいいですけども、答えてください。

そしてまた、薩摩おごじょについても、我々がしたときは、この議場でも、ちょっと指定管理者について、ひ弱さがあるんじゃないのということを言いましたけれども、それについては商工観光課長も市長も認められた。ちょっとひ弱いけれどもというニュアンスがあったと思うんですよ。それが株式会社になっていると。いつなったのか。それについての設置届があるのか、定款があるのか、ちょっとわかれば聞きたいと思います。

あと、税法上というか、この垂水市にとって、道の駅の1つの施設から、言えばその企業体と子会社から税金が、法人税とかそういうのが多分期待できるんだろうと思いますけれども、そういう税収の面からはどうなるのか。そこ辺をちょっと2回目、関連として税務課長にもお聞きいたします。

○商工観光課長（塚田光春） まず、1点目の薩摩おごじょ企画がその他の団体から株式会社になったということなんですけれども、これにつきましては、私どもとしましては、やはりその他の団体、いわゆる任意団体から株式会社になったということで、格が重くなったという中で、目的も内容も何ら変わらないという中で、株式会社になった段階で届け出ということだけいただいております。ですので、これにつきましては問題ないかというふうに思っております。

次に、2点目の合同会社が果たしてグループか、それとも合同会社がイニシアチブをとっていくのかという話なんですけれども、あくまでも基本協定は芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループとの協定は変わりませんで、合同会社と結んだわけではございません。このグループがあくまでも運営管理、要するに明朗な会計を行っていくためにグループが内部の管理上の目的としてつくったもので、市としてはその合同会社は関係なく、あくまでもグループとして協定を結

んでいるわけですので、今回、特に問題視しているところではないと思っております。

○税務課長（葛迫隆博） 法人設立に関する御質問がございました。

法人等を設立した場合には、法人税法第148条及び法人税法施行規則第63条によりまして、法務局で登記した日2カ月以内に、設立した市町村に届け出をしなければならないとございます。合同会社につきましては、先月末に合同会社垂水道の駅として届け出がなされております。

薩摩おごじょ企画は昨年株式会社として登記されているようですが、税務課には届け出がなされておられません。ただし、先月末に株式会社薩摩おごじょ企画として確定申告の提出がなされました。その際、確定申告書提出以前の問題で、まずは法人設置届け出を行うよう指導いたしましたところがございます。

それから設置目的、御指摘のように定款に記載されているところではありますが、合同会社におきましては、詳しくは申しませんが、道の駅たるみずの管理運営全般に関する内容でございました。

株式会社薩摩おごじょ企画につきましては、届け出がないために、承知はいたしておりません。

次に、税収ですが、合同会社設立以前につきましては、芙蓉商事並びに薩摩おごじょ企画から法人税として税収、歳入が期待されるわけですけども、今回、新たに合同会社が設立されましたので、この3社からの法人税が期待されます。

で、税収額につきましては、決算時期もそれぞれ違いますし、確定申告書に基づくため、現時点では税額を算定することは不可能でございます。

以上です。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。

まず、商工観光課長、株式会社の届け出がありましたと、それを受理しましたと言われました。今、税務課長、税法上の問題なのかわかりませんが、まだ届け出は税務課には出ていないということでございます。

そういう中で、本当に株式会社薩摩おごじょグループの謄本とか定款とか、その辺を確認されましたか。まず、そこを1点ですね。

やはり今、法人税も3社から入ってくるということ、1つの施設から3社入ってくるということは、その合同会社も何らかの利益がないと法人税というのはやれないはずですよ。そして平等割というものもあるんです、法人税は。あくまでも、それは指定管理者のグループの中の問題かもしれないけれども、その分搾取されている、考えればですよ、そういうふうに思われてもしょうがないんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこ辺をだから、一緒のグループだから問題はないというふうに簡単に決めていいのかなという思いがしますね。

1つの法律相談事例ということで、指定管理者の団体名称の変更というところにあるんですけども、指定管理者として指定された団体の名称が変更された場合、再度指定を行う必要があるかどうかについては、指定管理者が法人格を有している場合においては、法人格に変更が加えられた場合には原則として議会の議決を経た上で再度指定を行う必要があると考えられますというふうに載っている。だから、ちょっとおかしいなというふうに思うわけ。この辺をどう思われるか。再度、我々議会に対しても説明が必要だろうし、もうちょっと突き詰めて考えたら、再指定が必要なんじゃないかなというふうにも思います。そのことを1点、商工観光課長。

それで、届けがなかったという、2カ月以内に届けがなければならぬのに、なかったということに関しては、税務課長、何らそういう商

法とか、商法かわかんけれども、そういうところで罰則規定というのはないんですか。その2点。

○商工観光課長（塚田光春） 薩摩おごじょの株式会社の届け出の中で、後から聞いたんですけども、薩摩おごじょの代表から、この税務課への届け出はちょっと本人が知らなかったようございまして、知らなかったということで、それで定款につきましてはいただいております。それで、当然定款も当初の任意団体のときの定款と今回の株式会社の定款と同じになっております。ただ、株式会社になった関係で、ちょっと幅が広がったような定款にもなっていたようございまして。

それから、今、2点目の合同会社の事例集の件なんですけれども、法人格を有している場合、名称の変更、それから目的、そういったのが変わった場合は議会の議決が要するというふうになっていようかと思うんですけども、あくまでも芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループは任意団体というところを我々はしております。ですので、法人格を有しないというふうにとらえているものですから、地方自治法の解釈が若干そこでずれているかというふうに思います。

ただ、こういった提案もいただきましたので、私ども、再度確認をする意味で、地方自治法の担当である県の市町村課のほうに出向いてまいりまして、再度このことは確認したいと思っております。よろしく申し上げます。

○税務課長（葛迫隆博） 2カ月以内の届け出が法人法等で規定されておるわけですけども、設置届をしていない場合の罰則規定はあるのかということにつきましては、特に規定はございません。

以上でございます。

○池之上 誠議員 4回目。

課長、あくまでも任意団体にさせているとい

うこと。ただし、その前の答弁では、芙蓉商事がすべてを取り仕切って本社に上げてやっているんだと。その辺についてもちょっと合点いかんなど、この指定管理者の問題についてはですね。今のこの質問と答弁の間では私はちょっと理解できない。あと1日、2日かかっても、私の頭では理解できんかしらんけど、その辺をちょっと説明をしてほしいなというふうに思っております。

先ほどから言いますように、合同会社というのは、物の本によりますと、決算を公表する必要もないと、中身はわからんということですよ。この物の本によると。どれだけもうけたか、どれだけ損をしたかも公表する必要はないんだよと、わからんということですよ。そういうところに運営を任しているということ。

そしてまた、薩摩おごじょさんにしても、何もなかったところから株式会社まで急成長された。非常に立派な、今どき立派な企業だなというふうに思っております。

そこで、市長、聞くんですけどね、そういう急成長をされた株式会社薩摩おごじょグループということは市長も重々、去年の7月からことしまで、もう1年ぐらいたっていますけれども、ずっと見ていらっしゃるだろうと思っております。そしてまた、7月1日にこの薩摩おごじょグループは、佐多の南大隅町のホテル佐多岬の指定管理者にも選定されていると。そこは市長もオープニング行事とかそういうのに出席されているということを知り及んでおりますけれども、本当にそれだけ成長したあげくの、実績があった上でのそういう事業展開なのか。ちょっと私はそういう大きな会社を見たことがないので、わからないんですけど、市長、その辺について、本当に我々の道の駅たるみずについての運営については大丈夫だと太鼓判を押されるのか、そこを1点。

そしてまた、今、商工観光課長の答弁を聞き

ても、理解がちょっと難しいところがあります。その点について再度庁舎内で検討されて、わかりやすいように我々議会にも市民にも説明をしていただけないかという思いがありますが、その2点について、市長、お願いします。

○市長（尾脇雅弥）お答えいたします。

薩摩おごじょグループの急成長というか、それに関しては私もよく承知はしておりませんが、けれども、ただ、担当課長が今、説明をしたような考え方に立って今回のことも進めているわけですが、今、池之上議員の御意見の中で、また違う見解というのも出てきておりますし、最低限、そのことを担当課長も先ほど答えましたように、精査してまた説明する責任はあると思いますので、現段階でどうだということは申し上げられませんけれども、そのことは実行していきたいというふうに思います。（「運営は大丈夫かと、道の駅に関しての」と呼ぶ者あり）

昨年度の実績等々もありましたけれども、新しい試みでありますので、いろいろ課題が全くゼロということではないと思いますけれども、しっかりと今後も継続的に運営していただけるように、できることは協力をしていきたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 それでは、その点はよくお願いをしていきたいと思っております。

最後の問題ですね。公務員等の公職選挙法における云々、これは物の本によると、物を見ますとよくわかることとございます。不当な影響があるということで、政治的中立を守りなさいと、そして国民の、あるいは市民の信頼を得なさいということが基本にあるんだろうというふうに思っております。これはどの本にもそういうふうには書いてあります。

ただし、教育公務員については、最後の最後まで先生と言われるんだろうと、退職をされても先生と、教育長におかれては教育長先生というまで、二重に敬語がつくという社会でござい

ますので、本当に影響力ははかり知れないんだろうなと思いますが、その中で、ちょうど1年前、これは県議会であった話なんですけれども、その退職者についての道義的な観点という意味から質問が出ております。この質問者の名前を言ってもいいんですけれども、とりあえず伏せておきますが、その質問の内容を見ますと、抜粋していいですね。これはもう、もちろん退職者に限ってはこの規定は運用されないということを前提として言われている言葉ですから、いわば道義的な観点からどうかという質問です。

その中で、ちょっと言えば、現職を引いたとはいえ、教職者はやめてからも先生、先生と尊敬の念を込めて地区の住民から呼ばれ、慕われているのが現状であると。一線を引いた教育者といえども、その影響ははかり知れないものがあると。道義的な観点からすると、そこまで教員として培われた社会的な地位を、退職してから個人的な政治的行為に利用してよいものであるか、これは甚だ疑問に思う。このようなことが公然と行われるのであれば、住民に対して、教育の政治的中立に関して疑念を抱かせることにもなり、ひいては教育行政に対する住民の信頼を損ねることにもつながる。たとえ退職した後であっても、不偏不党を保ち、みずからを律するのがあるべき姿と考えますが、いかがでしょうかというふうに、これは県の教育長に対する質問ですが、その答えは、先ほど市民相談サービス課長、選挙管理委員会の事務局長が言われましたように、退職後につきましては政治的行為の制限はなく、民間人としての公職選挙法の規定にのっとった行動が求められていると考えておりますというのが答えでした。

そこで、このことを、ちょっと市長がちょうど今そういう立場というか、立場じゃないかもしれないけど、おたくの後援会長さんは、ですね。そういうところから考えたときに、この質問に対して、実際やってというか、そういう中にあ

られる市長はどのような考えを持っておられるか、一言聞きたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 多分、枕崎選出の先生なのかと思いますけれども、いろんな背景があるようでございまして、教育公務員にしましては、在職中の選挙運動及び政治活動につきましては公職選挙法による制限がありますので、当然遵守されるべきと私も思っております。

退職後につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたように、日本国憲法において、思想・信条・表現の自由は国民の権利であり、国民は法のもとにおいて平等であるとして、政治的活動の自由を原則的に保障していることから、政治的活動は規制されるものではなくて、民間人としての公職選挙法にのっとった行動であれば、選挙運動を行うことに何ら問題はないというふうに思っております。現に教育者が退職後、国政や県政あるいは市政の道へ進まれる、活躍されている方も多数おられますので、そういった見解でございます。

以上でございます。

○池之上 誠議員 思ったとおりの答えをいただきまして、ありがとうございました。

憲法にのっとればそうだと思うんですね。私が言ったのは道義的な観点。道徳というか、その道徳は人によって違うんだろうけれども、私たちはやはり先生というのは、たたかれた先生もおれば、一生懸命やってくれた先生もいるし、やっぱり最後の最後まで先生だろうなというふうに思うわけですね。その先生が、言われたように、何ら問題ないということで、ある後援会長になられたと。なった場合に、じゃ、その後援会の中の人たちにはやはり先生は先生で通るかもしれない。ただし、対立がいるわけです。対立がいたときは「あの先生め」となってしまふ。そうなったときに、じゃ、その先生は先生でずっとおられるのかと思うと、あっと思うんですね。ただし、そこが民間人としてと思えば、

それならもう民間人だからいいやと、じゃ先生はやめましょうということをおんながわかればそれでいいと思うんだけど、果たしてそれでいいのかという思いもあるわけです、逆に。逆の観点ですよ。その辺はどうですか。ちょっと抽象的でわかりづらいたろうけど、逆に、先生というのは民間人であればオーケーだと。であれば、ずっともう民間人なんだよと、先生というのはなくなるんだよということであれば、その辺については、その先生にとってはいかなものかなというふうに思いますが、その点については市長はどう思われますか、逆の立場からいってです。

○市長（尾脇雅弥）私の考え方は先ほど申し上げたようなことが基本ですけれども、今言ったようなことで、私自身の後援会長のことをおっしゃっておられるんだろうというふうに思いますけれども、選挙期間中もいろいろございまして、これは皆さん、それぞれ選挙も経験をされるわけですけれども、それぞれが地域やまちをよくしたいという思いの中で立候補されて、それぞれの思いを政策的にぶつけながらやっていくということで、これはもう皆さん、共通認識していただけるというふうに思っております。

私自身もそういった気持ちで立候補させていただいたわけですけれども、ただ、選挙の中にはいろんな事実に基づかない誹謗中傷もありまして、私の後援会長に対してもいろんな、事実に基づかないいろんなことも出ましたけれども、場合によってはいろいろちゃんと出るところに出てという話もありましたけれども、さすが教育者だなと思ったのは、いや、そういったことはしてはならないというふうなお答えもいただきましたので、そういった意味ではいろいろなとり方はあると思いますけれども、教育者としてしっかりとした、元教育者ですけれども、としてしっかりとした対応をとられたなというふうに考えております。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。
最後ですね。

市長の思いはそれでいいだろうと私も思います。それぞれ、人は考え方はそれぞれでしょうから、別に私の考えをどうかという、押しつけるつもりもございませんし、そういうことも人それぞれですから、とらえ方はいろいろだろうと思います。

ただし、言われますように、やはり先生というのは、こういう垂水みたいな田舎、地方に行けば地方に行くほど、本当に先生は先生なんです。最後の最後まで先生です。それは普通みんなだと思えますよ。そういう先生が、投票は自由だけど、先頭立ってこうこうやるということは、余りにも政治的な立場が強いんじゃないかなというふうに一般的に思うわけです。影響力は最後の最後まで残るだろうというふうに思っております。それが現職も退職者も、こと先生に関しては一緒なんじゃないかなと思いますね。政治的な中立を保つということが先生の先生たるゆえんだらうと私は思っています。

例の枕崎の方ですけれども、その方が、聖職たる教育者は、一線を引いたとしても政治的に中立の立場を貫き通すことが教職者としての真の生き方であるというふうに言われております。そして、教育の文科省のほうでも、この政治的中立の確保というのは現に通達がされております。教育長もあと任期1カ月しかないんですけれども、垂水市の先生方あるいは教育に携わる先生方どうか私の言葉を、そういう考え方もあるんだよということで一言ぐらい知らせていただければと、そして、教育者たる者は墓に入るまで先生と言われるような人生を送らないかんとことを最後に言っていただきながら退任されればなと思います。

最後に、教育長におかれましては、統合あるいは大規模改修、いろんなことを御尽力いただきました。最後ですが、御尽力に対して感謝の

誠をささげまして、今回の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、11時25分から再開いたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 民主党の代表選挙も始まりました。自民党の総裁選挙も始まりました。続いて行われる臨時国会、さらには近いうちにと言われている総選挙、いよいよこの国難を打破すべき政治日程が詰まってきたようであります。

こういったときに我々国民は真剣にこの選挙に取り組む必要があるんだろうと思います。なぜならば、今、領土問題で大変もめております。なぜなのか。どこに原因があるのか。さまざまな要因があるのであるんだろうと思います。

民主党の4人の方々の意見を聞きました。憲法問題には触れないということでした。そういう意見もありでしょう。しかし、自民党はこのことにも言及をされる。

きのう以来、いじめの問題がこの議会でもたくさん出ました。本当に子供と子供だけのいじめだけの問題なのか。学校と両親、教育委員会ひっくるめたこの構図がほとんど話が出ていない。ここいらも大きな問題なんだろうと思います。子供たちと先生とのトラブル、教育委員会とのトラブル、こういったこともしっかりやっっていかなければならない、日本国家として。教育がその基本にあるんだろうと思います。ぜひここいらも我々国民はしっかりと頭に入れながら、この政治の日程を眺め、自分の1票を行使していきたい、いかなければならない。そういうふうに思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、水産行政についてであります。まず、1点目、南漁港については従来から何回も質問をしております。その後、水産課としてどのように取り組まれているのか。

聞くところによりますと、最近、これは垂水漁協だけだと思うんですけども、非常にカンパチのへい死が多い。へい死をするということは、今まで食べたえさ代もそのままペアになるということでもあります。ここいらの実態についてどのようにまず把握をされているのか。

市長が今回、漁協の要請を受けて、海外にトップセールスということで出席をいただきました。これはこれで大変いいことだと思います。しかし、この後、どうやって売り込んでいくのか、企画・立案が必要なんだろうと思います。きのうの水産課長の答弁でおやっと思ったのは、今後も市長にお出ましを願いたいということがありましたけれども、こういうことをしていれば、水産だけじゃないんです。農業もそうだし、畜産もそうであります。ここで大事なものは、市長が行った後は、関係各課が企画・立案する能力が問われているんだろうと思います。ぜひここいらについて御答弁をいただきます。

それから予算編成のあり方ということで、武道館と芝のことについてであります。これはただ一例であります。要するに、どんな立派な政策であろうと、議案であろうと、思いつきでやっちゃいけないんです。練度、練りぐあいですよ。これをどれだけ執行部でこねくり回したか、ここが足りていない。どんな立派な政策であろうと、ここがない以上、私は市民の代表として賛成をするわけにはいかない。そういった、何でそういうことを申し上げるかといいますと、南漁港しかり、潮彩町の港しかり、牛根境の漁集しかり、市の武道館もあります。これもこのままでいいのか。そこいらについて皆さん方がどう練られたか、そういう観点からの質問ですので、ひとつよろしくお願いをいたし

ます。

まず、中央中の武道館については、まずどのような経緯で出たのか。当然のことながら、文部省が通達をいたしました武道の必修化であります。このことが出ております。それについて、まず県内の選択状況、今このことで言われておりますのが、指導者の不足の話、熟練した指導者がいるのか、こういったことも課題になっているようでございます。そこいらについて教育委員会としてどのように把握をされているか。

それから同じことで、陸上競技場の芝の敷設、これはうわさ、計画の段階なんですけど、何で私がこの時点で質問をするかといいますと、しっかりと練ってきてくださいよと、議会に出すときには。そうしないと、幾らよくても、先ほど申し上げたように、我々が納得しなければ通らないのであります。我々が納得するように、練って練って持ってきていただくこと、そのために、老婆心ながら質問だということを御理解をいただきたいと思います。

3点目ですけれども、健康福祉行政について。

何でもこういう質問をしますかといいますと、開会本会議のときに北方委員長から特別委員会の決算報告がありました。7年ぐらい黒字が続いているという報告でした。その中で、私はちょうど1週間、その1週間ぐらい前だったですが、国の医療センターがあります、鹿児島。そこで、心臓のことで、余り心臓が強くないものですから、心臓の検査をせいということで行ったんです。そうしたときに、ガンマカメラというのをしていただきました。3万円ぐらいかかりました。狭心症でまだ倒れるわけにいかないので行ったんでありますけれども、結果は何とかクリアをしたようであります。そのとき思ったんですけれども、ああこういう立派な診断機器が中央病院にあればまだ患者もふえるんだらうと、検査も容易にできるんだらう、そういう思いがありましたので、委員長報告を聞き

ながら、設備を、診断機器を充実するべきではないかというふうに思いました。当然、執行部、それから病院にはそれぞれの金の使い方、思惑はあると思うんですけれども、このことについて御答弁をいただきます。

それから健康保険証についてですけれども、よく言われるんです、私も何回か。ほかにも言われた方があるかもわからない。健康保険証が余りにもぺらぺらで、病院の診察カードですか、あれと比べても見劣りがして、端っこが頻繁に使うと裂けてくるというんですか、開く。何かそういうこともあったようで、ひとつ聞いてみたくれないかということでしたので、このことを市民課長にお伺いをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産課長（岩元悦郎）川尻議員の質問について、お答えいたします。

垂水南・新城港につきましては、6月議会終了後も垂水市漁協と協議をいたしました。漁協側としましても、今は新城公民館との契約を尊重したい、行く行くは協議できるような雰囲気を持っていければと。また、新城沖まで燃料費もかかるのは十分わかっているとの意見でございました。

それと、新城地区漁業振興会とも協議を持ち、有効利用について私のほうからも再三お願いしておりますけれども、いい知恵がないのが実情でございます。

市、水産課といたしましても漁協の意見を尊重し、とは思っておりますけれども、今後も垂水市漁協、新城地区漁業振興会と協議し、有効利用の努力を引き続きしてまいりたいと考えております。

2番目の最近の養殖業の実態についてということでございますけれども、本市の水産業は、鹿児島湾の豊かな自然を活用したカンパチ・ブリを中心とした海面養殖漁業が確立され、将来にわたって消費者に安全・安心な水産物を供給

するという重要な使命を担っております。また、地域の活性化という点におきましても多大な貢献があると思っております。

しかしながら、御承知のとおり、長引く不況により国内需要が低迷している中、また、昨 autumn 以降、さらなる販売価格の急落によりまして、漁業者にとって厳しい風が吹いているのは事実でございます。

このような中、垂水市漁協では安いえさを中国から仕入れたり、カンパチへの給餌回数を週5回から週3回に減らすなど、生産コストの削減に工夫・改善を行っておられます。また、事業者の中には、さらに給餌の方法を変えることで総体の給餌を抑えながらも魚の成長を促すという成果もおさめているところでございます。

いずれにしましても、今後、どのような販売価格にも対応できる体制づくりが一層求められ、行政と漁業者が一体となって体制の構築に全力で取り組む必要があると思っております。

鹿児島湾で育った垂水の魚は安全で新鮮でおいしいということに、生産者は全国の消費者に向けて自信を持っております。自信を持って育てた垂水のカンパチ・ブリを消費者に購入していただくため、漁協はもとより、市長みずからトップセールスを行い、販路拡大に努めております。今後も漁業者と一体となって、基幹産業である漁業の振興を図ってまいりたいと思っております。

それと、カンパチのへい死についての御質問をもらいましたが、私のほうで正式には届いておりません。早速漁協に協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）川尻議員の私への販路拡大戦略に関しての御質問にお答えをいたします。

8月の18日から22日まで、ベトナム並びに香港を訪問いたしました。6月議会終了後、垂水漁協さんからの依頼がございました。この訪問

は、去る7月13日に垂水市漁協、中馬組合長より、ベトナムでイベントがありますのでぜひ市長に御同行願いたいとの要請を受けまして、訪問いたしましたものでございます。

昨日、川畑議員の御質問の課長答弁にもありましたように、垂水市漁協からの報告によりまして、市長のトップセールスということで、海外での販売事業、商談の信用度が格段に向上をして、会場の雰囲気及び垂水市漁協の信用度を上げることができました。また、行政トップの行動は我々の活動に大変有利に動いたという報告がございまして、帰国後早速、月に100万円程度、年間1,200万円程度の商談があったと伺っております。

今後の海外への販売戦略についてでございますけれども、9月20日から23日の日程でマカオへ、9月26日から30日の日程でアメリカへ訪問を予定しております。

また、マカオへの訪問ですが、私と垂水市漁協組合長及び職員などで、マカオ政府主催のイベント等でカンパチのセールス及び市場調査等を行います。マカオへは本年5月9日に輸出第1便として垂水カンパチ320キロを発送したところで、現地でもマスコミに取り上げられるなど反響も上々であります。そして、垂水市漁協で開催された現地商社との商談で、私も参加しましたが、ぜひマカオで具体的な協議を行いたいとなったところでございます。

今回の訪問では、マカオ最大の食品グループの楊会長とも意見交換を行う予定であります。楊会長からも、前回3月、城山観光ホテルでお話をさせていただいたときにも、垂水カンパチに高い評価をいただくとともに、夏ごろには現地訪問を要請いただいたところでございます。ぜひ成功裏におさめたいと思っております。

次に、アメリカの訪問ですけれども、私と水産課職員、牛根漁協職員、グローバル・オーシ

ヤン・ワークス職員で、牛根ブリのセールス及び市場調査を行う予定でございます。

アメリカでは何よりも総合商社との商談において、グローバル・オーシャン・ワークス工場増設により、今後、牛根漁協からの輸出増が見込まれる約10万尾相当のブリの加工品、金額にして浜値で約4億2,000万円の販路を少しでも拡大することを最大の目標といたしております。この商談の成功が新たな雇用や市税の税額といった成果を必ずもたらしてくれると期待をしております。精いっぱい努力して頑張ってきたというふうに思っております。

また、アメリカでは現地スーパーなどでの市場調査や現地商工会、また日系の方々との意見交換を行う予定ですが、カンパチ・ブリはもとより、6月議会で要望がありました水産物以外の一次産品につきましても十分な調査を行うこととしております。

最後に、今回のマカオ・アメリカ訪問は、いずれもほかの自治体のさまざまなブランド、海外進出に先駆け、垂水ブランドをPRし、販路拡大につなげること、また垂水の基幹産業である一次産品を守るため、現地の状況を知り、人脈をつくることを最大の目的にしております。

私の公約の2番目に、垂水ブランド販路拡大への挑戦があります。具体策として、垂水市のトップセールスマンとして、地元の質の高い一次産品を国内はもとよりアジアを中心とした世界の販売ルートの開拓を実現しますと約束をしております。国内のマーケットが縮小していく中で、世界はアジアを中心に発展をしております。その成長をどのように取り込んでいくかが大切であると考えます。まずは形態の整っている水産業から取り組んで、ほかの産業にも広げてまいりたいと考えております。

御提案いただいたことをしっかりと考慮しながら、しっかりと頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解をお願いをした

いと思います。

○教育総務課長（川畑千歳）川尻議員の質問にお答えいたします。

中央中学校におきましては、来年度、グラウンド整備、プール改築、武道館新築を計画的に進めていく予定であります。そのようなことから、今9月議会でそれぞれの設計委託料を補正予算案として上程しているところですが、

武道館新築につきましては、平成24年度からの武道の必修化に向け、中央中では平成23年度に柔道の授業を垂水中央運動公園武道館で行って、現在に至っております。

この間、同武道館での授業では、学校からの移動に時間を要し十分な授業時間が確保できないこと、移動で校外に出ることから安全面で問題があることなどから、平成24年度の屋体大規模改造工事に合わせて、屋体の一部を柔道場として活用することを検討しました。しかしながら、検討する中で、畳がずれてすき間に手や足が挟まり、けがをする危険性があること、畳の準備・片づけに時間を要し、授業時間を有効に活用できないこと、そして何よりも、柔道と同時に球技等の体育授業で運動量確保が難しいなど、屋体の有効活用を支障が生じることが判明して、武道を安全かつ円滑に実施するには武道館を学校施設内に建設することが必要であるとの結論に達しました。

当初の計画は、2階建てとし、授業で柔道場を、部活動で剣道場を使うことを計画しました。しかしながら、財政状況を考慮して、授業に必要な柔道場のみの武道館として設計委託することになりました。

建設予算につきましては、文部科学省が武道館施設整備を推進するために、通常3分の1の補助率を、平成25年度までの施設整備に限り、2分の1に引き上げていることから、財政課を初めとする関係課で協議して、平成26年度の設計計画を平成25年度に前倒ししました。計画決

定までのプロセスは、関係課協議を重ねた後に、垂水市公立学校施設整備計画、平成24年度から平成26年度までの計画ですけれども、この計画にまとめ、市長まで決裁を受けるとともに、定例教育委員会にも報告、承認を受けております。また、武道館新築事業につきましては、第4次垂水市総合計画の実施計画書に掲載するとともに、過疎地域自立促進計画書にも実施事業として位置づけているところです。

以上です。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、川尻議員の陸上競技場の人工芝の敷設についての御質問にお答えいたします。

陸上競技場の利用については、現在、市民の方々の健康増進や小学校の陸上記録会、また市民体育祭、さらにグラウンドゴルフやソフトボール、サッカーなど、さまざまなスポーツ団体の利用をしていただいているところです。

しかし、陸上競技場は昭和53年11月に完成以来33年を経過しまして、当初張りました芝は大半が雑草に埋まり、また桜島降灰、昭和50年代から60年代にかけて特にひどかったわけですけれども、この影響によりましてフィールド部分の凹凸が目立ってきております。中でも、ソフトボール部分と芝の境目部分が大きく盛り上がっている状況でありました。ことし5月の連休中に鹿児島実業高校サッカー部が中心となり九州ジュニオールサッカー大会が開催された際には、この盛り上がった境目を削り取って土を入れかえ、できるだけフラットにして利用に供した次第であります。また、トラック部分につきましても、雨が降ったときなど水はけが芳しくなく、トラックの一部にはノリが生えるところも生じつつあるところであり、砂を入れたり、表土を削ったり、草刈りなど、その都度、一部改修等を実施して利用してきております。

そこで、議員の質問ですけれども、経緯を申し上げますと、6月の半ば、市長より、関係課

長として社会教育課長、商工観光課長、土木課長、財政課長、企画課長、総務課長、それに副市長に対して、陸上競技場の改修について検討の指示がなされたところです。そして、南さつま市や鹿児島市と、クレー・土・天然芝・人工芝を敷設している競技場を視察をいたしました。これまで各課から、クレー・天然芝・人工芝など、改修方法のメリット、デメリットやその他課題となるべきことを洗い出しながら集まりを持ち、その検討結果を市長へ具申し、協議をしているところでございます。

以上がこれまでの経緯の概略でございます。

以上です。

○保健福祉課長（白木修文） 川尻議員の中央病院の診断機器の整備についての御質問にお答えいたします。

垂水中央病院の医療機器の整備方法について、御説明します。

新しい医療機器を購入する場合は、病院内で機器選定委員会に諮って購入を判断します。次に、現存する医療機器を購入する場合ですが、起債が終了した段階でこれも機器選定委員会に諮って、更新が必要かどうかの判断をします。

医療機器の整備の基本は、診察を行うときに支障がないように機器を整備しております。また、その整備する医療機器は最新の医療機器を整備するようにしております。

以上です。

○市民課長（野妻正美） 川尻議員の健康保険証についての御質問にお答えします。

現在の国民健康保険証につきましては、厚生労働省から国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行され、被保険者証の個人カード化が鹿児島県内の全市町村で実施されています。

垂水市においては平成18年度から現在のカードに変わり、世帯ごとに三つ折りの1枚紙になった保険証から、1人1枚の個人カードの交付

に変更になりました。

カード化の利点といたしましては、小さくなったことにより常時携帯がしやすくなったこと、家族同士が別々の医療機関で同時に受診ができるようになったこと、遠隔地などの手続が不要になったこと等のメリットがあります。

社会保険加入者の保険証はプラスチックカードとなっており、有効期限がなく、異動がなければずっと使用することになっております。しかしながら、国民健康保険証の場合は県内の他自治体と同じく有効期限を1年とし、毎年8月から年度ごとに色分けされた新たな保険証を発行しております。

現在使用している保険証は素材がポリエステル系の合成紙ですが、環境に配慮した紙質を使用しており、これに薄いラミネートコーティングをすることによって耐久性を強化し、通常の使用であれば1年は使える素材となっております。

そこで、有効期限を1年とする理由でございますが、被保険者が所持する被保険者証の現存状況の確認や、被保険者資格の再確認を行う必要が生じたためでございます。

具体的に申しますと、本市では毎月150人程度の被保険者の異動があり、居住確認や他の健康保険への異動を早期に把握する必要があること、また、被保険者証を返還せずに医療行為を受ける等の不正行為を未然に防止するために、毎年度更新をしているところでございます。

また、費用につきましても、プラスチック製のカードが1枚当たり25円に対しまして、現在使用している紙質の保険証のカードは1枚当たり17円と、コスト面でも安くなっております。

なお、保険証の紛失や破損等の申し出があった場合は迅速に再交付しておりますが、平成23年度の再交付枚数を申しますと149枚となっております、そのほとんどは紛失によるものでございます。

以上で終わります。

○川尻達志議員 30分たってしまいました。すべての項目について、しっかりと議論したいので、私も質問は短くやります。ぜひ答弁も短くお願いをしたいと思います。

南漁港ですけれども、これは漁協は新城の皆さん方と何か話し合いをしているみたい。これは漁協を入れちゃいけない、漁協はそう言わざるを得ないんだから。だから、私はあなた方に聞いている。そのことはこの前も申し上げたはずです。漁協は新城に話をしている、漁協はそう言わざるを得ない。そこで聞くばかがありますか。あなた方が責任として垂水漁協に何ができるかということですよ。だったら、漁協はこっちにおいて、皆さん方が動くことがあなた方の仕事です。責任の転嫁をしちゃいかん。まず、そのことについてもう1回。

それと、養殖業が非常に厳しい中で、この情報について、皆さん方どう対応されたのか。向こうからの情報なのか、こっちからの情報なのか。もしそういうことがあったときに迅速に動くのがやっぱり水産課ですよ、担当課なんです。ここいらをどうしたかという話なんです。何も実態報告を聞いていない。

それと、市長から答弁をいただいたけれども、これはほかの課にも通用することです。市長がすべて出ばらないかん状況はだめなんです。市長は1回行ったら、関係課がちゃんとその意を呈して？企画・立案をすること。皆さん方は事務屋じゃないんですよ。別に、水産課に今ちょっと言っているけど、皆さん方にも通用するんです。市長の意向を呈して各課がどれだけ企画・立案ができるかということですよ。市長が垂水と牛根漁協の魚を海外に売り込むために出ている。じゃ、後に控える皆さん方はどうすればいいかということですよ。そのことが問われているんですよ。何かあるときに市長に行ってもらえばいい。全く事務屋じゃないか。皆さん方に

一番欠けているのは企画・立案能力ですよ。事務屋は要らない。

で、このことについて水産課長、企画したのか、してなかったか、それだけでいい。

この3点。

○水産課長（岩元悦郎） 垂水南・新城港につきましては、確かに議員のおっしゃるとおりでございます。漁協だけじゃなくて、私も新城地区漁業振興会ですか、有効利用についてよく最近、協議に行くんですけれども、新城漁協振興会のほうでも毎年イカ柴を投入しまして、最近マダイも釣れるようになったと、一本釣りでも食っていけるようになったらという努力はしておられます。

それと、市といたしましてもかねがね鹿児島県にお願いしておったんですけれども、大型魚礁を25年度に、鹿屋市沖と境ですけれども、入れる計画もあります。25年度に設置される予定です。しばらく時間がかかりますけれども、魚礁が完成しまして魚が釣れ出していけば、港も活気づくのではないかなと期待を持っておるところでございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたとおり、漁協、新城地区漁業振興会と有効利用については検討していきたいと思っております。

それと、カンパチのへい死につきましては、本当に今この場で私も知ったばかりでございまして、早速昼からでもまた漁協と協議を持ちたいと思っております。

それと、企画・立案に関しましては、今後のことは、現在はいたしておりませんでした。

以上でございます。

○川尻達志議員 水産課長に厳しい意見を申し上げましたけれども、私は今の答弁で十分納得をします。過去はいいんですよ。だから、指摘を受けたときに、あつと思ったときにすることだろうと思えます。ぜひこの3点、人間だれでも失敗とか、あるんです。こういう場でしっか

りと認めて、その上で新たに仕切り直しです。今後、水産課長の健闘を心から御祈念を申し上げます、期待をします。大変でしょうけれども、これが仕事ですから。

以上で、水産行政については終わります。

予算編成のあり方、練度という話をしましたけれども、私が何でこの質問をしたかということ、開会本会議に私がちょっと、あれっと思ったもんだから、なかなか私の意図する答弁が得られなかった。この根底にあるのは、やはり先ほど申し上げたように、南漁協であり、牛根の漁集であり、いろんな、税金を投入してもなかなか効率よく稼働していない施設がある。私がそういった質問をして、そのことが今回生きているように思えないんです。これが生きていれば私の質問にもすんなり答えられるはずですよ。

そこで、学校教育課長、この文部省の武道の必修化の中で、すべての時間を実技でやられるおつもりなのか。私が思うに、この武道を実技で年間何時間するか、年間何時間なのかな、授業時間が。その中で、とてもじゃないが、柔道で強くなるとかいうことじゃないと思う。武道に対する心構えだと思う。武道とは何なのか。日本の歴史はどうなのか。ここに主眼が置かれているはずであります。そうしたときに、実際に組み合せてやるよりも、いわゆる座学ですよ、柔道の歴史なり、経緯なり、例えばなぜ東京オリンピックから入ったのかとか、やっぱりそこいらが一番求められていることだろうと思う。

そうしたときに、市の武道館もありながら、授業時間が足りないとおっしゃるけれども、わずか5分、10分柔道をさせて、県大会で優勝させるの。ここいらのとらえ方の問題だと思う。文部省が何でこの方針を打ち出したか。これは実技を強くすることじゃない。多分、私も聞いて、見ておりませんけれども、武道を通じて日本の心構え、武道といえば日本独特のものですから、ここいらについて教える。実技よりも座

学が私は大事だと思うんです。女性もさせるんでしょう。そうしたときに、実技よりも座学をしっかりと教え込む。そうしたときに本当に武道館が必要なのか。ここいらの検証がまずされていないと思う。ぜひここいらの検討をされた上で財政なり経営会議なり、それから市長に上げたのか。ここいらがさっきから私の言う練度であります。本当に求めるものは何なのか。これがない以上、幾らいいことであっても、必ず後で失敗したなということはあるはずなんです。私はつくるなどは言ってないんですよ。皆さん方がこれを予算化する過程でどれだけ真剣に議論をしたか、ここがないと、先ほど言ったように、我々としてはなかなか納得がいきかねる。そういうことであります。

それから2点目の陸上競技場の人工芝の件ですけれども、これと武道館とはまた性質が違います。武道館についてはもう予算化がされているのであり、これについてはまだ予算化はこれから話ですので、ちょっと質問の形式を変えますけれども、まず、人工芝ということじゃなく、段差があったということ、これは灰が降るからできたんです。私の近所にも庭に芝を植えている。ところが、灰が降ってどンドン上がって、雨水が床下に入っちゃった。全部とりましたよ。雨どいも流れないです。芝の中に降った灰だけじゃない。巻き上がりますと、芝の中に入るんです。量は倍になります。これは素人が、特に我々が垂水市にいて、このことは体でわかっただけじゃいけないことですよ。まず、ここいらについて、灰について真剣に検討したのか。少なくとも私以上に考えたのか。そのことについて、まず2回目お伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（牧 浩寿）川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、柔道を垂水中央中学校が選択した、そのことの経緯をまずお話しさせてくださいませ。短く申し上げます。

これまでも中央中学校は柔道を選択して、23年度から新学習指導要領の先行実施で柔道を選択して実施してまいりました。今回、柔道を選択した理由につきましては、全学年、全校生徒が授業を受けるということを考えまして、指導者の確保、まずは。そして保護者の経済的負担、そして道具の管理、この観点から総合的に判断して柔道を選択することに決定したということでございます。

また、先ほどございましたけれども、県内の各学校の選択状況の詳細データは今、手元にございませませんが、県内各学校におきましては柔道を選択している学校が多いと、そのようなふうにご理解しております。

それから、各学校でこの武道を実施するその背景につきましては、川尻議員がおっしゃるように、日本の文化、これを大事にしていくということをご学習指導要領の根底に流れていると思っております。これはさかのぼれば、この日本文化の重要性は、これはまたちょっと話が学習指導要領？の編成にかかわってきますけれども、今大事なことは、精神性、日本人としての文化継承の精神性、こういったことが体育の面にも求められていると、そのように考えております。

時数でございますが、1年生が年間12時間、2年生が14時間、3年生が14時間となっております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平）陸上競技場改修の課題の1つだと思うんですけれども、今、市長と各関係課長と議論している中で、陸上競技場改修にはクリアしなければならない課題が幾つかございますが、どのような改修をするにいたしましても、やはり私たちが日ごろ感じている降灰のことについては、人工芝についてはスパーという話もあるんですけれども、そういうこともあるんですが、ただまだ実際ああいうドカ灰を経験した中ではございませんので、

やっぱりこのことについては検討すべき大きな課題というふうに認識をしております。

以上です。

○教育総務課長（川畑千歳）検討した上で上げたかということで、先ほど1回目の質問の中で答弁いたしましたとおり、関係課と度重なる協議をした上で要求はいたしました。

○川尻達志議員 教育委員会は、当然自分のところですので、予算を取りきることが仕事です。ここは了とします。そうでないと仕事を、ほかのところを考えると仕事ができないから、皆さん方は今そういう姿勢でいいと思う、そういう方針が決まったのであれば。

さて、これから執行部ですけれども、財政課長に上がったと。その中でどこまでいったかわからん、市長決裁なのか、経営会議等でもんだのか。教育委員会のこういう予算が上がることに付いて、来たときに、あなたたちはどのようにもまれたのか。例えば武道館は検討したのかとか、そういうふうに1回突き返したのか。これが練度ですよ。もむということですよ。ここいらができていたのか。それともう1つ、経営会議は議事録はあるんですか。あつたらそれは公開できる。とりあえずそれだけ、まずそのことをお伺いします。

それと、時間もありませんので、人工芝の敷設については、武道館と一緒に手順をしっかり踏んで予算化をして、出すのであれば議会に出していただくこと。これはもう要望とします。とりあえずその点だけ。

○財政課長（北迫睦男）練度の問題と、どれだけ協議をしたかという御質問がございましたので、財政課の立場での査定の経緯等について、若干重複するかもしれませんが、説明させていただきます。

教育委員会では以前、校舎、体育館等の大規模改造工事が終了した後、1階に武道館、2階にプールをつくるという2階建ての施設を建築

する案がございました。平成22年から平成27年度の過疎計画を平成22年の9月議会で承認いただいておりますが、同年7月策定時の市長ヒアリングの際に、当時はまだ水迫市長でございましたが、2階建ての建築案では数億必要で、財政負担が大き過ぎるという理由で、現在のプールの改修計画変更になった経緯がございます。その関係で、武道館は計画期間内での建築は断念しまして、武道必修化に対しましては体育館で行うと、そのような共通理解をしておりました。その後、武道館を使って授業を実施しておりましたが、いろいろな問題があると、学校側の要望が続いているという話はございました。

ことし6月に教育委員会より、文科省へ提出する学校施設整備計画変更の際に県より、武道館建設の有利な補助金については平成25年度が最終年度であると、計画に上げたほうがいいのではないかと助言もございまして、財政課に相談がありました。建設場所や規模の問題等、土木技術者等も交えて数回協議を行いながら、財政課のほうでは平成25年度から27年度の過疎計画に基づく中期？財政計画について、起債事業を中心に事業主管課と協議をして再点検をいたしました。財政課では将来負担を抑制するために、財政改革プログラムに基づく新規起債発行額を6億円以内とすることを重視して運営を行っておりますので、その後も2階建ての施設建築の要望でありましたけれども、再検討をお願いし、最終的には平屋の建物で事業費も縮小された計画でございましたので、また起債事業計画が25年度分が6億円に近い数字となりましたので、この計画案を了承し、過疎計画の変更と補正予算への設計業務委託を計上したものでございます。

財政課サイドでは、そのような経緯を踏まえて今回計上しております。

○企画課長（倉岡孝昌）経営会議のことにつ

いて私どもが所管しております、お答えいたします。

経営会議の会議録については、意見の詳細までは記録いたしておりませんが、そのまゝとめとして記録をつくっております。また、その記録はごらんいただくことはできます。

○川尻達志議員 芝のことで、いいと言ったんだけど、ぜひ市長の見解をお伺いします。

○議長（宮迫泰倫） 3回目。4回目。

○川尻達志議員 3回目の中で撤回、要らないと言ったけど、ちょうだい。

○市長（尾脇雅弥） 済みません。川尻議員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘いただきました練度を上げろという視点からの御意見、そのとおりでありますので、今後、いろんな意味で生かしていきたいというふうに思います。

この人工芝の件に関しましては、先ほど社会教育課長が答弁申し上げたとおりでございまして、現在、陸上競技場の状態が、このままでは市民や利用者に不便をかけているという観点から、関係課長にその解消方法など、それに伴って想定できる課題や意見を各関係課長に対して求めているところでございます。したがって、具体的にお示しできる状況ではありませんけれども、御質問いただいておりますので、少し考え方を述べさせていただきたいと思います。

私も市議会議員の時代から、陸上競技場はもとより、野球場、テニスコートなどの改修の要望を何度か承ったことがございます。特に市長になってからは、さらに多くの方々からさまざまな場面で要望を受けるようになりました。とりわけ、陸上競技場を使用されておられる高齢者スポーツの方々、青少年スポーツの関係者や父兄、最近では学生スポーツの方々からの改修の要望もあるところでございます。

先ほど課長答弁にもありましたけれども、陸上競技場は昭和53年11月に完成し、33年以上経

過し、天然芝は雑草に埋まり、市の施設としては何らかの改修が必要となつてきております。ただし、現状では先ほど言われました降灰の対策、あるいは投資対効果の課題などもありますので、関係課に指示し、データ収集をしている段階でございます。

昨年は約800名の方々が、ことは約3,000名の方々がスポーツ合宿に来ていただいております。合宿を含む経済効果、1人8,000円で計算をしますと、昨年は約640万円、ことは2,400万円が見込まれております。鹿屋市、志布志市は特に力を入れておられまして、年間約1万2,000人が訪れておりますので、本市としてはそこまゝでいかななくても、半分の6,000名ぐらいの可能性は十分にあるというふうに考えております。

観光振興の施策の1つとして、スポーツ合宿等による交流人口の増加もお示しをしておりますので、そのためにも何らかの施設整備への投資は必要ではないかと考えて、今いろんな角度で研究をしているところでございます。その辺の練度をしっかりと練り上げて、時期を見て議会の皆様方にも御相談、お示しをしていきたいというふうに考えております。現状はそういう状況でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

話を聞く限りでは、交流人口ということも頭に当然あられるんだろうと思います。

ただ、交流人口という観点からとらえてみますと、森の駅に今度は鹿実が泊まりました。その間、森の駅の予約はほかからあったのをストップしたところがあったのかなという気がちょっとしたんですよ。商工観光課長、その期間にキャンセルをした件数があったのか。あったとすればどのぐらいか。

ということと、もう1つ、この交流人口の話ですけれども、私が今ちょっとひらめいたのは、大学の野球部は民間の施設を使っている、宿泊は。やっぱりこういう鹿実なんかも民間をあっ

せんしてあげて、どうしても大学と高校では実態が違うので、資金的な面で。この補助をしてあげて民間に泊めていただいて、森の駅を利用するとか。

うろ覚えで非常に申しわけないけど、答弁は要らないけど、社会教育課長、後で調べて、わかっていたら答弁してください。ないときは後で調べてでもいいです。たしか薩摩川内だったと思うんですが、そういうスポーツ施設のそばに何か合宿所のようなのをつくっておらせんけ。交流人口をふやそうと思ったら、やはりそこいらもしっかりと練度を上げながら、こういったのを進めていくべきだと思います。これについて答弁ができるけど、課長。じゃ短くしてね。

○商工観光課長（塚田光春） 5月に開催しました九州ジュニオールスーパーリーグという中では、全国選手権の3位以内の学校が来たわけなんですけれども、11チーム来られまして、このときは予算が結構あったものですから、各学校ですね。やはり市内の旅館、ホテルを中心に泊まっていたら、それでそれでも不足する場合、森の駅をしました。それで今回、夏の合宿につきましては、当然、市内のホテルも利用してはおりますけれども、ただ、予算の都合で森の駅を鹿児島実業については使用していません。

そこで、当然、7月、8月のこの夏休み期間中というのは森の駅は大変混雑しておまして、やはり1棟につき3組ぐらいのキャンセル待ちがございます。そのようなことで、じゃキャンセルがどのくらい出たのかということでございますけれども、7月31日から8月3日まで、実業が3棟、3泊利用して、それから8月22日から8月30日まで、これも同じく3棟の8泊を利用しております。そこで、1棟につき3組のキャンセルが発生した場合、全部で11泊でございますので、99組、約100組のキャンセルが出ております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） 議員質問の薩摩川内市合宿所設置については、把握をしておりません。調べて報告をいたします。

以上です。

○川尻達志議員 以上でこの件については終わりますけれども、しっかりともう1回、まだここだけでなく、ほかにもあると思うので、ぜひみんなでも検討してみてください。

それと、中央病院の機器ですけれども、いろいろあると思うんですが、やはり経営というのは目玉商品をつくらなきゃいけないと思う。できるのは、医者腕とか看護婦の数？、これよりもやっぱり診断機器だと思うんです。ここが最優先すべきだと思う、経営を考えたときに、私はそう思う。

ぜひ、このことについても答弁は要りませんが、もう1回そこらについても、病院側、肝属郡医師会としっかりと話をさせていただきたいと思ひます。

残り時間が少なくなりましたがけれども、肥後教育長、多分御退任をされる予定であろうと思ひます。最後にぜひ、池之上議員もおっしゃいましたけれども、心から感謝を申し上げたいと思ひます。一言、感想でもおありになれば、貴重なお話を伺えればありがたいと思ひます。

○教育長（肥後昌幸） ありがとうございます。

25日が最終本会議というふう聞いておりますので、そのときにごあいさつを申し上げたいと思ひます。

○川尻達志議員 以上で終わります。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時20分休憩

午後1時30分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 最後の質問者となりました。

今しばらくおつき合いのほどをよろしくお願ひいたします。

中央病院の経営について。

消費税が5%から10%に上がれば負担が倍になり、病院経営はどうなるかについて、質問いたします。

患者が払う医療費は非課税だが、病院側が医薬品、注射器など医療機器の仕入れや、給食材料や清掃の委託料などは消費税がかかる。病院側が消費税分を自己負担する構図となっており、消費税が5%から10%になれば経営を圧迫するのではないのか。平成23年度で消費税はどれほどなのか、お聞かせください。

防災について。

本年度はこれまで大きな災害もなく安堵しているところですが、しかし、災害はいつ発生するかわかりません。日ごろからあらゆる災害に備えて、準備しておかなくてはならないと思っています。

私は、平成17年の大災害で私の住んでいる団地で1週間断水し、水の大切さを痛感いたしました。17年12月議会で、各校区単位で学校に給水設備の井戸ボーリング設置はできないかと質問いたしました。答弁といたしまして、今後の検討課題という答えをいただいております。

次に、自主防災組織への補助金はないのか、また、土のう袋、砂の提供は考えておられないか。

次に、災害時に建設業組合との災害協定の内容を教えてください。

教育委員会委員について、質問いたします。

議会に、教育委員会委員の任期について、議会に同意を求め議案が議員に配付されました。これは、現委員の任期が10月14日と10月15日であり、後任に2名の委員を選任しなければなら

ない議案でありました。議会前の議会運営委員会で既に日程が組まれ、表決する議案でありました。ところが、議会開会当日の朝、急に議案が取り下げとなり、人事案件でこのような取り下げは前代未聞の出来事ではないのか。市長としては、後任の2人の方を高く評価されての提案だったと思っております。何があったのか。まず、議案を取り上げた理由をお聞かせください。

次に、取り下げた理由として、諸般の事情により現時点では適当でないとのことだったが、諸般の事情とはどのようなことか。現時点では適当でないとはどういうことなのか、いつだったら適当だったのか、お聞かせください。

○保健福祉課長（白木修文） 北方議員の御質問にお答えいたします。

市の病院事業会計から中央病院へ支払うのは委託料と交付金があり、委託料には消費税がかかります。計算上は中央病院にかかる消費税は平成23年度では537万円ほどになります。実際の消費税の支払いは法人単位で支払うこととなっており、中央病院の指定管理者となっている肝属郡医師会が支払いますが、この肝属郡医師会は、中央病院、コスモス苑ほか、計7つの事業所を運営しており、これら7事業所を合算して消費税が計算されます。そのため、平成23年度の肝属郡医師会の消費税は、7事業所による相殺で約15万円でした。つまり、中央病院単独でしたら消費税は537万円ですが、7事業所合算による消費税の計算となるため、実質支払は肝属郡医師会が約15万円支払っております。消費税が10%に上がった場合は、垂水市からの委託料に対する消費税は上がることとなりますが、他の事業所については消費税の還付がふえることになると思われますので、相殺されて、大きくふえることはないと思われます。しかし、具体的な数字につきましては病院側もまだ試算をいたしませんので、はっきりした数字は出ておりませ

ん。

以上です。

○総務課長（山口親志） 北方議員の防災についての質問にお答えします。

まず、平成17年第4回の質問で井戸の整備のことをおっしゃられておりまして、そのときの議事録を見てもみたら、井戸については、当時の前市長の回答では、相当な経費もかかりますので今後の検討課題であると答えられておられます。

私も、災害担当部署に配属になりましてから、今まで、井戸について、各校区への試掘の検討並びに予算化した経緯はありませんので、現在は井戸についての対応はしておりません。

次に、自主防災組織の補助金であります。補助金として予算化はしておりません。災害対策としまして、自主防災組織への土のう袋等は予算化して、準備しております。要請がありましたら配布する予定であります。

次に、垂水市建設業組合との災害協定についてであります。災害協定の内容であります。大災害を受けまして、垂水市建設業組合と平成19年6月21日付で、公共施設の被害情報の収集、障害物の除去及び応急の復旧を業務として、垂水市災害対策本部が設置された場合のみ、災害に対する協定が結ばれております。

以上であります。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の議案を取り上げた理由と下げた理由につきまして、お答えをいたします。

議案上程の理由は、現垂水市教育委員会委員でありますナカガワラマサトシ氏？が平成24年10月14日、そして肥後昌幸氏が平成24年10月15日で任期満了となりますことから、新たに2名の方の議案上程を検討していたところでございます。

お二人とも垂水市出身であり、経歴的にも長年教諭を勤められ、行政経験もあり、教育等に

関し識見を有され、さまざまな方面の人脈も豊富なことから、現在の垂水市の教育行政にとって多大な貢献をいただけたと考え、今回、任命しようと検討していたところでございます。

一方、取り下げた理由といたしましては、事務局に提案をいたしましたとおり、諸般の事情により、現時点で提案することは適当でないことと判断したためでございますと報告をしております。

諸般の事情とはと、こういうお問い合わせでございますけれども、私は、今申し上げましたような理由から、垂水市の教育行政にとって必要と思う方2名を純粋に推薦をいたしましたわけですが、間違った情報が流れていたり、また真意が十分にその段階において伝わっていないと理解をし、そういう状況の中で皆さんに御判断いただくのは適当でないことと判断したため、9月3日、議会初日の提案を取り下げたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 1つ目の中央病院のことで、確認ということで伺いますけど、今、課長からの答弁では、単独では537万円でしたかね、それを支払わなくてはならないと。委託しておるところが肝属郡医師会病院なので、それで事業所を7つほど抱えておると。そういうことで、結果的には医師会病院が15万円しか払っていない。ということは、我が垂水市は経費が、何と申しますかね、他の事業所は経費が余りかかり過ぎてるから、そしてそれを合算した場合ということですね。そういう理解で、市長、よろしいんですね。市長に。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長が答弁をいたしましたけれども、担当課長がお答えしたとおりであるというふうに理解しております。

○北方貞明議員 よくわかりました。確認しました。

これは参考までにしていただけるんですね

ども、消費税は3%からスタートしたわけなんですけれども、その時点で、消費税分として診療報酬は0.76%引き上げられている、診療報酬として。そして消費税が5%になったとき、診療報酬は0.77%引き上げられている、診療報酬ですよ。合計で1.53%上げられておるわけなんですけれども、我が垂水市では537万円、単独では支払うわけなんですけれども、もし指定管理者が解除になったときは、この単独経営ではかなり厳しい経営に追い込まれるんじゃないかと思っております。

そういうことで、この消費税の診療報酬というのは国が介入して定めるわけですから、それは国の出方によって、後々勉強をしていかなくちやならんですけれど、こういう形で、もし指定管理者が解除になったとしたときの事前のやはり勉強も必要じゃないかと思っております。だから、このことを先に課長のほうでも、役所のほうでも勉強していただければと思っております。これは要望という形でおきます。

防災についてですけれども、検討されていないということでしたけれども、災害時の水というのは大変貴重なもので、先ほども言いましたように、私が住んでいる団地でも1週間ほど、大災害のときに断水したわけなんですけれども、通常、普通、1人が1日に使う水は200リッターとも言われております。そのうちのわずか2リッターが飲料水として使われておるといふふうには私は聞いておるわけなんですけれども、いかに生活の水が多いかということです。だから、災害のときはどうしてもこの水は、何ですか、災害のときはみんな一生懸命、後片づけなんかをして水を使うわけなんですして、どろんこになって働いております。それで、そうして水が出なければ、お風呂も入れません。そういう形で私はこの水を取り上げておるわけなんですけれども、まず、各学校単位にそういう施設があれば、すぐ水が不足したときには、みんながそこ

へ行っても水がいただけると、そういう設備をつくったほうがいいんじゃないかなと私は思っているものですから、こういう質問をしているわけです。

その中で、学校施設は文科省ですか、そういう場所、それで防災になれば総務省ですかね、そういうふうな垣根があってできないのか、その辺のところをひとつ教えていただければと思っています。

そういうことで、各校区に1カ所でもそういう公共の井戸があれば、先ほど言いましたように、地区住民の方々が集まり、自助・共助・公助とかいう観点からも必要な施設であると思っておりますから、どうか前のほうに、いいお答えをください。

市長が一番最初に公約されている安心・安全のまちづくり、災害に強いまちづくりということをおっしゃるので、これに、水に関しては十分検討されて、いいお答えをいただければと思っております。

以上、第1回目。

○総務課長（山口親志）平成17年のその質問から検討をしていないわけでありましたが、一番は、学校側の教育行政なのか総務行政なのかという検討の前に、やはり各校区に9カ所、小学校単位でいきますと9カ所ですが、そこに井戸をボーリングして実施するとすれば、維持経費やら合わせまして、それからその事業費やら合わせまして非常に経費がかかるということで、検討をしていないわけでありまして。

ただ、財政面だけじゃなくて、議員が申し上げられたとおり、井戸水の重要性というのは、平成17年の際に給水活動をしておりますその傍ら、各個人に井戸水がありますところには行列ができて、井戸水を分けてもらっていらっしゃる姿も、今でも給水をしながら目の当たりに見ております。そのあたりは重要度の認識はしておりますが、ただし、現在あります個人宅の井

戸の利用やら、断水の際の庁舎全体での給水、それから、どうしてもならないときには自衛隊なんかの給水という、そのような取り組みで行っていきたいと思っておりますことから、現在は井戸水の、井戸の試掘の予算計上等もしていないわけであります。

決して教育行政なのか総務行政なのかという、そういう中で垣根があって検討してないわけではなくて、ただ経費的には非常にかかりますので、現在ある個人が持っている井戸水等の利用をしていただくということで、検討はとまっているところであります。

以上です。

○北方貞明議員 私は学校にと、校区単位でと仰いました。学校でそういう井戸ができれば、ふだんは校庭の散布とか花壇への水やりとかそういうのにも利用できて、一石二鳥かなと思っております。

そういうことで、事業経費がかかると言われましたけれども、垂水のこの中央に関しては浅い地層から水も出ますから、これは飲料水という観点じゃなくて、生活のための用水として一応取り上げていただければいいかなと思っておりますから、前向きに検討していただければと思っております。

それと、今さっき、各家庭からと言われましたけれども、今、水道が普及して、各家庭の井戸が遊んでいると言ったらおかしいんですね、そういうような状態であります。そういうところの井戸をやはり活用する方法も検討されたらどうでしょうかと思っております。そして、今、安全マップとかいうふうにして、いろいろなパンフレットなんかをいただいておりますけれども、そういう各家庭の今、使用されていない井戸があれば、そこの方々とやっぱり災害協定という形でも結んでいただけて、その井戸を有効活用する方法もあるんじゃないかと私は思っておりますから、その点も前向きにと

らせていただければなと思っております。これはもう要望としておきます。

自主防災組織の補助金はないということで、土のう袋と砂はいつでも提供できるということで、ありがとうございます。

きのうでしたかね、田平さんのほうから、研修に行くにも旅費がないと、支給はないと。私も、名前を忘れちゃったね、あれは何という組織だったか、地域防災アドバイザーということで、一応県のほうからよく案内状が来るわけなんですけれども、いついつ防災シンポジウムがあるからということで。そのときでも、正直、行っておりません。経費が出ないのも1つですけれども、日曜日とか都合もあるんですけれども。そういうふうな、これにも持って行けない。そういうところに旅費だけでも、防災についての補助があってもいいんじゃないかと。それこそ先ほども仰いましたように、市長が安心・安全のまちづくりを唱えておるんですしたら、そういうところにやっぱり補助をして、多くの方が防災に対しての認識を新たにするといいんじゃないかと思っておりますから、ぜひこれのほうも前向きに検討していただければと思っております。もうこれはこれでいいです。

それでもう1つ、済みません、補助という形で、宝くじの事業でリヤカーとか担架を私のところもいただいておりますわけなんですけれども、このリヤカーと担架は、防災組織ができておるところには、できるだけこの2つだけは早目に補助とか、保全？していただければと思います。

なぜこれを私が言うかというのと、私が1回、災害現場に行ったとき、市役所の方がお年寄りを迎えに来てもらったんですけれども、車が入らなかったんですよ、実際、瓦れきが道路上に散乱して。それで、私がそこから、私がおんぶしてその自動車のところまで来たわけなんですけれども、瓦れきがあっても行けるのはリヤカーだけです。そしてまた担架を持ってくる。そう

というような形で、リヤカーは大変有効な使い道がありますので、リヤカーをぜひ用意していただければと思っております。これは要望としておきます。

建設業組合との協定は聞きました。

それで、私が建設業者の方と話をしておったんですけどね、今、建設業者の仕事が余りないもんですから、うちは機械はあるんだけど、オペレーターがいないんだよねと、いつでもそういうふうに出動ができない、これから出動ができない状態になっていくんじゃないかということを知りましたので、こういうことを聞いておるわけなんですけれども、今、重機とオペレーター、これはやっぱり災害の時期といいますかね、そういうところになったときは、やっぱり台数とか人員の把握をしておられたらいいんじゃないかなと私は思いますが、これもそうしたら要望とさせていただきます。

そうしたら、教育委員の人事について質問いたします、2回目を。

ちょっと待ってくださいよ。資料がどこ行ったかな。諸般の事情は二、三述べられましたけれども、当日に急になるということは何か不自然のような気がしまして、諸般の事情といってもいろいろありますが、具体的にもう一遍教えていただけないのでしょうか、諸般の事情。

そして、再度聞くようになりますけど、現時点で適当でなかったということと、いつだったら適当なのか、それをもう一遍。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、諸般の事情というのは、繰り返しになりますけれども、垂水市の教育行政にとって必要と思う方2名を私としては純粋に推薦をいたしました。ただ、その中で、いろんな間違っただけ情報が流れていたりとか、真意が十分にその段階において伝わっていないということを利用して、そういう状況の中で皆さんに御判断を

いただくのは適当でない判断をしたため、直前でございましたけれども、9月3日、議会初日の提案を取り下げたというところがございます。

いつごろになればということになりますと、任期もございますので、任期に間に合うような形で再度御相談させていただきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 教育は2回目のつもりでいただいたのに、3回目。

○議長（宮迫泰倫） 今度は3回目です。

○北方貞明議員 間違っただけ情報とか、真意が伝わっていないということなんですけれども、私たちに何も間違っただけ情報なんかもらっていませんけれども、ただ、市長から議案としていただいたそれしか目には届いていないんです。ということなんではいらないかね、間違っただけ情報とか真意の情報とか。

私は逆に、間違っただけ行動をされた方がかなりいるんじゃないかと私は思っております。というのは、私のところに2人の方が見えられて、元副市長です。そして、聞くところによると、元市長等や、あらゆる方々が運動というか、動いておられます。これこそ私たち議会に対しての軽蔑でもあると思っておりますけれども、なぜこういうことが起こっているのでしょうか。市長は恐らくまともな返事はしてくれられないと思うんですけれども、その辺に関しては。私たちにすれば、間違っただけ行動をこの人事案件でされています。推薦された当人も動いておられるというようなことも聞いております。

私は今ここに地方教育行政法というものでちょっと読み上げさせてもらいます。教育委員会の設置及び組織、教育委員会の設置、委員及び会議、第4条、任命、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、公共団体の長が議会の同意を得て任

命する。既に、今さっき言いましたように、私のところに来られた元副市長とか、ぜひお願いいたしますからというふうにして私のところに来られました。その委員になられる方が、まさにここに書いてありますように人格が高潔であれば、だれしものが認める人であると思います。なぜこのような行動があるのか。私は物の辞書で高潔を、辞書を引いてみました。心の持ち方が気高く、清らかな様子。気高いとは、気品が高く上品であること。このようになっておるわけなんですけれども、このようなことで、本当に気品が高く、上品な方であるのでしょうか、この行動が。そして、その方は政治色の強い方だとも聞いております。国政の選挙、地方議会におきましては、県議会、市議会の後援会長などをされて、本当にこの人が教育業界で公平ある仕事ができるのかと疑念をしておりますけれども、その点、ひとつよろしく申し上げます。

○市長（尾脇雅弥）いろいろ御質問がありましたけれども、北方さんの周りの動きというのは直接私が関与しているわけでもありませんし、いろんな方がいろんな思いの中で、いろんな情報を得た中でいろんな行動をされているのかなと推察はいたしますけれども、今回の人事に関しては、今申しあげましたように、人間ですから、私もひっくるめて、いいところ、悪いところあると思うんですけれども、ただ、政治的な活動に携わるということは、私自身の気持ち、皆さんもそうだと思いますけれども、地域とか、いろんな世の中をよくしたいという部分があって、そのための活動だと思えますし、それに対していろんな形で候補者なりから御相談があって、それを受けていろんな形で協力をされたということで認識をしておりますので、そのことがあるからだめだというふうなことにはならないと私は認識をしているところでございます。

○北方貞明議員 最後の質問になります。

市長の考えとは私とは合致しないと思います。

それは仕方がないですけども、先ほども言いましたように、我が垂水市の元市長、副市長がこのような行動をされるということは本当に残念でなりません。また、これは教育業界だけでなくして、今後の我が垂水市の市政にも影響はしないのかなと心配をしております。本当に、市長、このような、市長は何か行動はされておりませんかでしょうか、こういうことのないようなやはり人選をしていただきたいと思っております。

それで、私は最後になりますけれども、これは大分昔の新聞記事なんですけど、教育委員会は、小・中学校の経営者？として5名の方がおられるわけですね。学校現場の重要な課題の解決にみずから取り組まなければならないと、そういう重い責任もあります。

そして、最後にですけども、保護者や市民は教育委員会の自立と教育委員会の品位をこれ以上に関心をして見守っていかなくちゃならないという記事が、品位と自立を見守っていかなくちゃならないというこの記事が、ちょっと古い記事ですがね、平成20年の1月の新聞に載っておるんですけど、そういうふうに、やはり教育委員というのはその品位をやっぱり重んじた人選をお願いしたいと思ひまして、これで私の質問は終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、一般質問は終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明13日から24日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、25日午前10時から開きます。

△散会

○議長（宮迫泰倫）今日は、これにて散会します

午後2時7分散会

平成 24 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 24 年 9 月 25 日

本会議第4号(9月25日)(火曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | 9番 | 北方貞明 |
| 2番 | 堀内貴志 | 10番 | 池山節夫 |
| 3番 | 大藪藤幸 | 11番 | 森正勝 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 5番 | 池之上誠 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 6番 | 堀添國尚 | 14番 | 徳留邦治 |
| 7番 | 田平輝也 | 15番 | 篠原静則 |
| 8番 | 持留良一 | 16番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 宮迫章二 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 前木場強也 |
| 市民課長 | 野妻正美 | 消防次長 | 野元豊一 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 中谷大潤 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 白木修文 | 教育総務課長 | 川畑千歳 |
| 生活環境課長 | 森下利行 | 学校教育課長 | 牧浩寿 |
| 農林課長 | 池松烈 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 磯脇正道 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

平成24年9月25日午前10時開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

ここで、副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○副市長（寺地浩一）皆さんおはようございます。

議長より許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

去る9月12日の午後の本会議でございますが、私と農林課長の2名が、所用により本会議を欠席をいたしました。

その際、本来であれば欠席する旨並びに欠席の理由を議会にお伝えすべきところを適切に対応しておらず、皆様方に大変な御迷惑をおかけしましたことをおわびを申し上げます。

今回のことを真摯に反省いたしますとともに、今後このようなことがないように十二分に気を付けてまいります。

今回はまことに申しわけございませんでした。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率及び平成23年度資金不足比率に関する報告がありましたので、お目通し願います。

以上で、議長報告を終わります。

△報告第4号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第2、報告第4号を

議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

○議長（宮迫泰倫）報告を求めます。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決処分の内容でございますが、平成24年7月30日に境小学校体育館前駐車場で発生いたしました職員によります公用車運転中の接触事故でございます。

市は、相手方に責任割合100%を負担し、相手方へ損害賠償額3万2,849円を支払うことで和解いたしました。

なお、幸い車両損傷だけで、双方にけがはありませんでした。

また、損害賠償額は、全額加入しております社団法人全国市有物件災害共済会の保険料で賄われます。

当事者には、車の運転に慎重を期するよう指示をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、報告第4号の報告を終わります。

△議案第42号～議案第45号、議案第49号～議案第55号、陳情第8号、陳情第10号、陳情第11号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第3、議案第42号から日程第6、議案第45号まで及び日程第7、議案第49号から日程第13、議案第55号までの議案11件並びに日程第14、陳情第8号、日程第15、陳情第10号及び日程第16、陳情第11号の陳情3

件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

-
- 議案第42号 垂水市暴力団排除条例案
議案第43号 垂水市観光振興基金条例案
議案第44号 垂水市災害対策本部条例及び垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案
議案第45号 降灰除去車両の購入契約について
議案第49号 平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案
議案第50号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第51号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第52号 平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案
議案第53号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案
議案第54号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第55号 平成24年度垂水市水道事業特別会計補正予算（案）
陳情第8号 皇室典範改正反対に関する陳情
陳情第10号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第11号 市道田地明一垂桜線（25号）に大型車両の離合か所を作って戴く陳情

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長大藪藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藪藤幸）おはようございます。

去る9月3日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月14日に委員会を開き、審査いたしましたので、その

結果を報告いたします。

最初に、議案第43号垂水市観光振興基金条例案については、原案のとおり可決されました。

議案第45号降灰除去車両の購入契約については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、「過去1年間、ロードスイーパーの稼働率が工事金にして幾らあるのか」との質問に対し、「平成23年度の清掃延長が991.5キロメートルで、金額にして1,198万4,000円であった。」との答弁がございました。

次に、「指名競争入札を何社で実施したのか」との質問に対し、「ロードスイーパーの取扱店の中で指名願いを出している4社で実施した。」との答弁がございました。

次に、「もし、購入した場合、降灰の補助採択基準に合わなくても、市民からの要望があった場合には、購入したロードスイーパーを活用していくのか」との質問に対し、「市民の皆さんが困っているという現状があるので、補助採択基準などはあるが、市の単費でもやっていくことを指示をする。」との答弁がございました。

意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第45号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行ったところ、挙手多数となりました。

したがって、議案第45号降灰除去車両の購入契約については、可決されました。

次に、議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、「道の駅たるみずの木質チップボイラーについて、1,000万円の灯油の経費が必要になるのに対し、それを改善するのに林業関係の100%補助金を利用した調査委託費の話が商工観光課から出てくるのは、本末転倒ではないか」との質問に対し、「鹿

児島県の林務関係のほうでも、今後、木質チップを普及させていくようなハード面の整備を展開していく方向であり、今回の木質チップボイラーについては、本市には木質チップ化工場がないので、肝付町の木質チップを利用し、今後は、市の間伐剤を利用した木質チップを原料に使っていこうと考えている。原料関係については、農林課林務係や森林組合などと協議をしながら、今後の事業化については考えていこうと思っている。」との答弁がございました。

そのほか、さまざまな質疑が行われ、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第49号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行い、結果、挙手多数となりました。

したがって、議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目については、可決されました。

次に、議案第51号平成24年度垂水介護保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第52号平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案、議案第53号平成24年度垂水市漁業集落処理施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第54号平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案及び議案第55号平成24年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第10号「こころの健康を守り推進する基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情については、採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

次に、陳情第11号市道田地明一垂桜線（25号）に大型車両の離合か所を作って戴く陳情については、採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、総務文教委員長。

〔総務文教委員長北方貞明議員登壇〕

○総務文教委員長（北方貞明）おはようござ

います。それでは報告をいたします。

去る9月3日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、9月19日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第42号垂水市暴力団排除条例案については、原案どおり可決されました。

次に、議案第44号垂水市災害対策本部条例及び垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案については、原案どおり可決されました。

次に、議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目及び歳入全款については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、教育委員会教育総務課所管費目中の中学校施設整備費の委託費は、主に武道館建設にかかわる内容で、「財政力の乏しい本市で、かつ近くの運動公園内に立派な武道館があるのに新たに中央中学校内に武道館を建設する必要があるのか。それよりも現在利用している運動公園内の武道館をさらに有効に使う気はないか」という質問に対し、「肝属地区において1校を除いては各中学校に武道館を設置している」ことや「運動公園の武道館への20分をかけて行き来の時間的なロスや、その行程での交通事故等の危険性がある。」さらに、「運動公園の武道館での一般の利用者との調整が困難である」などの答弁がありました。

意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第49号を原案どおり決することに異議がないかと諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行い、賛成多数で原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第50号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、原案どおり可決されました。

次に、陳情第8号皇室典範改正反対に関する陳情につきましては、陳情者から意見聴取を行

う中でさまざまな意見が出ましたが、近隣市町や他県の状況、いまだ世論が本問題に対して議論の高まりを示していない等を考慮し、趣旨採択とすることに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川尻達志議員 総務委員会の中で一般会計の構想の中で武道館の設計予算が出ているんですが、ここら辺について、一般質問でも指摘を申し上げただけけれども、総務委員会においてどのような質問があり、執行部はどのように答弁をされたのかお願いいたします。

○総務文教委員長（北方貞明）それでは、川尻議員の質問に対してお答えいたします。

先ほども報告いたしました中のほかに「武道館をつくる理由と総額はどのぐらいかかるのか」という委員の質問に対して、執行部側は、「現在、市の武道館を使用しているが、移動時間に先ほども言いましたように時間がかかり、校外で交通等の危険性がある」ということを述べられました。

そして、先ほども言いましたように「肝属郡内で生徒数300人以上の学校では武道館が設置されておる。1校だけ設置されていない学校は100名以下である」ということでありました。そして、「総額は約7,000万円ほどかかる」ということの答弁もありました。

そして、次に、「武道館は柔道だけ使用するフロアか」という質問に対して、「通常は柔道であるが、使用しないときは剣道部の練習や、またクラス単位、いろいろなグループの集会場としても使える。そういう中で、設計委託の中で有効に使えるように方向性をまたこれから意見を反映していく」ということも述べられました。

そして、「指導要領の中で、大体10年ほどで見直しが今までなされておるが、当然事故等が

起これば見直しは考えられるが」という質問に対して、「10年後に事業としてなくなっても、現在剣道部があり、また、柔道にたけた、優れた先生が赴任してきたら、柔道部をつくれればいいのではないか」、そういう答えもありました。だから、「武道館をつくって無駄になることは考えていない」というような答弁になっておりました。

以上。

○議長（宮迫泰倫）ほかにありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

私は、議案第49号一般会計補正予算に対して、問題箇所を指摘し、反対の立場で討論をいたします。

1点目は、総務費電算費の問題であります。

今回、老朽化による端末用ディスプレイを140台購入するということについて、市内外の業者を指名しての入札の計画であるということが明らかになりました。

今、リーマンショック以後、内需不振が続く中、「仕事が欲しい」との声が、全国でも中小企業から上がっています。本市でも同様の状況であり、緊急も含めて景気刺激対策が求められています。

私は、少額であっても市内業者の支援、地元経済の活性化を図り、地域内経済循環を果たすための努力が必要と考えます。だからこそ、今回の発注についても市内業者優先の発注が望ましかったと考えます。

以前、学校の地上デジタル対応テレビ購入のとき、全国では大手流通業者に発注してしまし

たが、まちの電気店等の努力で分離分割発注を実現させました。そもそも官工事は、地域経済と企業の発展を図るのが趣旨のはずであります。

大阪吹田市では、仕事不足や売り上げ減少が深刻な中で、官工事の地元への発注を促す施策、産業振興条例が施行されています。この条例の制定の法的根拠は、官工事についての中小企業の受注の確保に関する法律です。この中には、「自治体などは、中小業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。」と明記されています。

地元企業を守り、地域経済を活性化させたいの思いがあれば、このような対策を真剣に検討していくべきではないでしょうか。

次に、教育費中学施設整備費について、3件の委託費の中で、武道館新築工事とプール改築工事設計委託費についてです。

グラウンド等整備工事委託費については、問題はしていません。

まず、武道館新築工事設計委託費については、一般質問や総務文教委員会でも議論になったように、市の武道館の利用率が低いことや施設が中学校から近距離に位置していることから有効に活用することが望ましいと考えます。このことは、市民の中にも同様の意見があります。

プール改築工事設計委託費については、全国でも30年以上経過した古い躯体を生かして、低コストで優れた耐久性のある技術で改修している実績が多数あります。特に財政の点では、工法によっては2分の1から5分の1程度のコストでリニューアルできると言われています。

また、環境に優しいと言われ、もとの構造体を最大限利用することで廃棄物を削減することも可能です。これらは子供たちの環境教育という面からも重要な取り組みになるのではないのでしょうか。これらのことから、全国に学んだりして慎重に検討することが重要であったと考えます。

また、本市は財政が厳しいと市民には訴えています。さらに、環境に優しい取り組みも自治体に今日、求められている環境対策として大事な点であります。

このように考えると、財政面や環境対策上からも十分な検討はなされたのか、疑問であります。

以上のようなことから、議案第49号一般会計補正予算には反対をいたします。

以上で私の討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 おはようございます。

私は、平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案について、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、今、持留議員が語る述べられました反対意見についてでございますが、電算に関しては、私は、業務の影響等考えればいたし方ないのかなというふうに判断しております。

そしてまた、プールにつきましては、リニューアルができるだろうということでございますけれども、全体の工程の計画を見たときに、あそこでは邪魔になると。隅に置いておけばサッカー部とか野球部とかそういう運動ができると。そしてまた、100メートルの短距離走のレーンもできるという意味合いから、今度買いました隣接地の方向に持っていくのが妥当であろうというふうに私は思っております。

この点については、まだ構想段階で、我々には示してございませんが、移転はやむを得ないところであろうというふうに考えているところでございます。

そしてまた、武道館については、いろいろな意見がございます。今あるキララドームの中の武道館についての有効利用も言われております

が、授業数が12時間と14時間、1人当たりの授業数でございます。12時間・14時間を考えましたら、本当に少ない授業だなというふうに思いますけれども、学校全体では12掛けるの4クラス、そして14掛けるの4クラスの2倍、2年生・3年生。そのことを考えますと、160時間も授業数を使わないといけないというふうに考えれば、これは大変な労力が要するというふうに思います。

そういう中で、学校に施設があることは、そういう労力を考えますと、教師に対しましても子供たちに対しましても、近くにあることは大変素晴らしいものではないかというふうに思っているところでございます。

肥後教育長は、本日、言葉があるかもしれませんが、最後の予算であろうと思っております。私が総務委員長時代に統廃合の条例が出ましたけれども、それを「先生ちょっと待ちなさい」と言ったこともございます。そしてまた、廃校し、そして統合し、新しい垂水中央を3年前に開校いたしました。それから大規模改修工事を行い、今の垂水中央中学校ができています。そして、最後の授業がこの校庭問題であろうと私は思っております。

肥後教育長におかれましては、統合、開校、大変な時期を過ごして、陣頭指揮をとっていただきましたが、まことに感謝を申し上げます次第でございます。

我々が垂水の子供たちにできること、それは何か。教育の環境、設備を整えてあげることが、我々にできる唯一のことではないでしょうか。

「孟母三遷」という言葉がございます。教育には環境が一番必要であることは、古来から言われてきていることでございます。

先ほど郡内では、垂水中央中学校が唯一300名以上の学校で武道館を持っていないということでありましたが、我々は、この垂水中央中学校は、市内唯一の学校であると。そこに垂水の子供たちは全員集まってくるのであるということ

を改めて認識しないといけないというふうに思っております。

そして、何よりも、財政難よりも、まず、子供たちのために投資をすること、これが我々行政や議会に求められているのではないかというふうに思っております。

どうか教育委員会におかれましては、子供たちのためになるすばらしい事業展開だと思っております。自信を持って進めていただきたいというふうに考えております。

すべては垂水の子供たちのために、それが今回のこの補正予算の予算案であろうと思っております。どうぞ同僚議員の皆様の御高配と御賛同を賜りたいと思い、私の討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ほかに討論はありませんか。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 おはようございます。

私は、補正予算2号反対の立場で討論したいと思います。

今、池之上議員のほうからるる賛成の立場での討論がありましたけれども、基本的には私も考えは一緒であります。ただ、一般質問で申し上げたように非常に練度が低い議案を通すわけにはいかない。

今、池之上議員が、年間100何十時間とおっしゃいました。それはそのとおりであります。ただ、柔道の受け身を教えて、技を教えて、それよりも大事なことは、一般質問でも申し上げたけれども、柔道、武道の真髄、日本人がしっかりとつくってきた、これを教えることが本来の目的である。

子供たちの教育環境を整えることにやぶさかではない。ただ、そういったもろもろのことがおざなりにされたまま議案として出てきた。ここに大きな不満を感じるものであります。

なぜならば、私は以前から指摘をしておりますが、新港であります。南漁港であります。過

去に市の武道館もそうです。つくったはいいが、なかなか利用されていない。これははっきり申し上げて、皆さん方であり、私ども議会が市民に対して負うべき負の財産であります。やはりそういったことをしっかりと頭に入れた上で練度のいい議案を出していただきたい。この程度の予算で反対をされる。私は恥ずかしいことだろうと思います。

その昔、枝本市長が病院建設をされました。そのときにリコール運動もありました。それでも枝本市長は、一步も引くことなく、ぶれることなくつくりました。

今、この病院があるから、私どもは安心して生活ができるんであります。

政治の決断とは、覚悟であります。だれが何と言ってもこれはおれがやる。市民のためになる。そういう決断をしていただきたい。そしてそれに対して皆さん方が、市長なり、庁議なり、さらには経営会議でしっかりとした結論が出せるように、自分たちの、特にこの武道館ですけれども、教育委員会が上げるべきだった。そのことを申し上げたいと思います。

こういうことが続くようであれば、我々は執行部の監視機関、チェック機能として、予算委員会をつくらなければいけないのかな。

さらには、責任を明確化するためにも庁議経営会議等で議事録をしっかりとつくっていただく。そしてこれも公開をしていく。

私たち議会は、議員は、市民に対して責任を負っております。やはりここいらが責任の明確化がないから、私は、過去申し上げている港の問題でも、だれがどうしたのか、追及をしても出てこない。責任の所在があいまいであるからであります。あえてこのことを申し上げて、私の反対討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[大菌藤幸議員登壇]

○大菌藤幸議員 今、この議案第49号の補正予算に反対の討論がお二方、賛成の討論がお一方ということで、けさほど登庁しますと、この補正予算に反対討論があるということで、私もちよっとちゅうちょしておりましたが、問題は、武道館の建設とプールの改修と申しますか、そのような異論でございます。

まず、以前、私はこの武道館の建設に関しまして、教育委員会に質問を差し上げております。当時、学校関係者にも各方面からお会いして議論の集約を行ってきました。先ほどの賛成・反対討論の中で、垂水に市の武道館があり、年間14時間・15時間の授業課程の中で、現武道館を有効に活用すべきという議論、確かにそれはそのとおりだと思います。

しかしながら、この垂水中央中学校が平成22年の4月に統合される過程において、協和地区では、前川井田教育長が学校説明会、地区説明会を開かれ、「今の垂水中学校の校舎で統合されるのか。新しく校舎をつくるなら賛成してもいいよ」、このような意見が大多数でございました。

それは何を意味しているのか。垂水中4校を1校にして中央中学校という校名に変わりましたが、垂水に吸収される、このような感情が働いたのであろう。

そのほかに大事なことは、当時、垂水中学校のトイレは、トイレを例に挙げてみますと、使用禁止が何カ所もございました。そのような環境の中で、協和も牛根中も南中も自分たちの大事な児童生徒を一堂に会するような建物じゃない。それは保護者の冠たる意見でございました。

よって、改築という方向を前市長は示されましたが、その後、改築には20数億円という莫大な資金が必要。

末吉にあります中学校が統合されて、私は、先輩議員と一緒にその中学校を見学をさせていただきました。非常に木質をふんだんに使った

立派な中学校に大規模改造をされておりました。新しい校舎をつくるのではなく、前市長は、大規模改修等であれば6億前後の工事費で立派な学校によみがえる。

当初の新しく校舎を建てかえるという説明から大規模改造に変わったという説明を受け、地元の業者で受注ができる工事ならいたし方ない。逆にそのほうがいいのかなという賛成意見で私は納得いたしました。

やはり執行部から見れば統合のための検討委員会でしたが、しかし、新城、柘原、協和、牛根の各地域の保護者もしくは団体長さんは、統合ありきで検討委員会に臨まれたわけではございません。検討委員会では、最終的に統合やむなしと。将来の垂水の子供たちのために児童生徒を中学生を一堂に会して切磋琢磨し、育て上げる義務がある。しかしながら、現環境では統合は望ましくない。このような意見もお聞きいたしました。

この武道館の建設におきましては、先ほど初耳でございますが、数千万単位の予算ということでございますが、垂水も統合いたしまして、やはり慣れない地域の子供たちが一堂に授業を受け、生活をともにする中で問題行動も発覚した経緯がございます。今や教職員の指導の問題等も指摘をされますが、学校関係者は、特に教育委員会の方々は、教職員の指導に問題点を見出しているのではなく、社会そのものが、保護者そのものが、地域そのものが教職員の教育に関する精神的な苦痛、これを認識しておいでだと思います。

中央中学校から武道館まで徒歩で柔道の授業のために往復しますと、片道7～8分、10分かかりましょうか。しかし、その中には、事故等の問題、校外に出るわけですので、最近はゲリラ豪雨も日本全国で観測されるようになりました。移動中のゲリラ豪雨、特に垂水は桜島の降灰を受けます。どか灰が降ったときに子供は大

変であろう。保護者も当然でございます。教職員もそのような危惧があると思います。

よって、やはり数千万単位での工事費を云々、これは垂水の将来を担う子供たちにとっては、さほど大きな数字ではないのではないかと。

次に、プールでございますが、現プールを改修すると、さほどの出費も必要ないのではないかとというような御意見もございましたが、プールは、過去に協和中学校でもプールにつながっている水道管が破裂をしました。だれも気づかぬうちに70数万円の水道料が発生しておりました。これは、教育委員会の方が過去の資料をごらんになればおわかりだと思います。現プールも大分水道管も老朽化しております。そして、どのような計画になるかわかりませんが、降灰のための降灰被害をこうむらないための実施設計になるのではないかなと期待をしておりますが、やはり先ほど池之上議員の中でもございました。配置的な問題で、現状の位置では有効に校庭の利活用ができない。そのような意味から、賛成の立場で討論申し上げておりますが、ただ一つ言っておかなければならないことは、これ教育委員会の所管でございますが、公共施設の管理でございます。

数年前、私は、社会教育課の課長さんに委員会で申し上げましたが、建物をつくって修理をしなければならない。多分全面に修理をしなければならない時期まで管理がされない。家庭ではどうですか。あなたのうちはどうですか。瓦の色があせてきたら、塗装しなきゃ瓦がもたなくなる。雨漏りの原因になる。壁等の塗装も今の技術で大分いい塗料が発売されておりますが、少なくとも10年に1回は塗装しなければ、壁材が水分を吸って内部に侵入いたします。このような体制が全くとられていない。

武道館をつくるにしても、プールをつくり直すにしても、今後は、他の公共施設でも必ず自分の家だと思い、所管の係の方が管理をしてい

ただく。そして傷が大きくならないうちに補修に入る。これが基本の考え方だと思いますので、ぜひ武道館、プールの新築に関してはもちろん同意をいたしますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第49号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第49号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第49号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第8号、陳情第10号及び陳情第11号の陳情3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は趣旨採択、陳情第10号は採択及び陳情第11号は採択とすることに決定しました。

△議案第56号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第17、議案第56号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第56号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

平成24年8月7日午前9時45分頃、垂水市本城の垂水市堆肥センター場内で発生しました自動車事故による損害賠償の和解をすることと、その賠償額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法第96条第1項第12号による和解については、相手方は、宮崎県都城市の有限会社松尾通商代表取締役松尾真樹氏で、和解の内容は、記載のとおりでございます。

また、同項第13号による損害賠償額は、98万3,430円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時56分休憩

午前11時15分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第56号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

△議案第57号～議案第66号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第18、議案第57号から日程第27、議案第66号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第57号 平成23年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成23年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成23年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成23年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成23年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成23年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成23年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀添國尚議員、田平輝也議員、持留良一議員、池山節夫議員、森正勝議員、川尻達志議員、徳留邦治議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△意見書案第9号～意見書案第11号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第28、意見書案第9号から日程第30、意見書案第11号までの意見書案3件を一括議題とします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第9号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書案

意見書案第10号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案

意見書案第11号 北朝鮮による拉致問題の早期
解決に関する意見書案

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

今、国民の「こころ」は深刻な状態にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。平成17年には、300万人以上、つまり40人に一人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いている。

平成18年4月に3障害を一体的に支援する障害者自立支援法が施行されたが、サービスの基盤体制は立ち遅れており、地域で暮らす当事者を支える家族に対しても、支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになった。

また、障害者自立支援法が見直され、今年6月に成立した障害者総合支援法も障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言が、一部の採用となり当事者や家族にとっては、不満の残るものとなった。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状と今後望まれる施策をまとめた。これに基づき平成22年4月、家族当事者、医療福祉の専門家、学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設置され、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据え、現実の危機を早く根本的に改革するための「こころの健康政策についての提言書」が平成22年5月末に厚生大臣に提出された。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、心の健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、垂水市議会は、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 平田 健二 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

文部科学大臣 平野 博文 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実にする仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域

の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
財務大臣 安住 淳 殿
総務大臣 川端 達夫 殿
国家戦略担当大臣 古川 元久 殿
農林水産大臣 郡司 彰 殿
環境大臣 細野 豪志 殿
経済産業大臣 枝野 幸男 殿
衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 平田 健二 殿

北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する
意見書（案）

北朝鮮による拉致問題に関しては、平成14年9月の日朝首脳会議で、北朝鮮が日本人の拉致を認め謝罪してから、既に10年が経過した。こ

の間5人の拉致被害者とその家族の帰国は実現した。しかし、残りの拉致被害者について、北朝鮮は、平成20年8月の日朝実務者協議において、全ての拉致被害者を発見し、帰国させるための全面的な調査に係わる再調査を同年秋までに終了する事を合意したにもかかわらず、現在まで何らの進展も見られず、全ての日本人の拉致被害者の帰国には未だ至っていない。拉致問題は、わが国に対する重大な主権侵害かつ人権侵害である。また、拉致被害者及び日本で早期帰国を待つ拉致被害者家族においても、高齢化が進んでおり、拉致問題の一刻も早い解決が強く求められる。

北朝鮮では、日本人拉致事件を指示したとされている、金正日総書記が平成23年12月に死去し、金正恩新体制に移行した。この機会を拉致問題解決の絶好の機会、最大のチャンスと捉え、拉致被害者の一日も早い救出に向けて、国際社会と協調して、北朝鮮に圧力をかけていくことが肝要である。

よって、国におかれては、日本人拉致被害者全員の救出に向けて、政府一丸となって、生存情報など情報収集活動を一段と強化して、拉致被害者の安全を確保する手段を講じるとともに、北朝鮮に対し、日朝平壤宣言に基づいて拉致問題の全面解決に向けた具体的取組を全力で進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 平田 健二 殿
内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
総務大臣 川端 達夫 殿
外務大臣 玄葉光一郎 殿
内閣官房長官 藤村 修 殿

国家公安委員会委員長 松原 仁 殿
警察庁長官 片桐 裕 殿

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの意見書案3件については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第9号から意見書案第11号までの意見書案3件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号から意見書案第11号までの意見書案3件は、原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△教育長あいさつ

○議長（宮迫泰倫）ここで、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○教育長（肥後昌幸）議長にお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、来月、10月15日の任期満了をもちまして、教育長の職を退任することにいたしました。

顧みますと、前教育長の残任期間を含めて5年半余りの任期でございました。その間、議員の皆様には本当にお世話になりました。

就任のあいさつでも申し上げましたけれども、私は、垂水市出身ではありませんけれども、おやじが教員をしておりましたので、子供のころから家族で県内各地を回っておりました。そのために垂水の学校を出ておりません。

また、私も教員として県内各地を回りましたが、残念ながら垂水市を初め肝属地区の学校に勤務する機会がございませんでした。

しかし、教育長という立場でふるさと垂水で仕事をさせていただきました。御期待にこたえるような仕事はできませんでしたけれども、何とかその任を果たすことができました。

いろいろなことが思い出されますけれども、特に議員の皆さんの御理解と御協力で、平成22年市内4つの中学校を統合して垂水中央中学校が開校することをできました。現在、生徒たち、教職員、保護者が一体となって、よりよい中学校を目指して一生懸命頑張っている姿が大変うれしく思います。

先日、中央中学校の体育大会がございました。台風16号のために延期になりまして、18日の平日開催になりました。しかし、すばらしい体育大会でした。生徒たちの入場行進、開会式、諸競技、応援、そして閉会式、どれをとって生徒たちが一生懸命全力ではつらつと競技している姿を見て、私は深い感動を覚えました。多分見ておられた来賓の方々も同じ思いであっただろうというふうに思います。できるだけあの姿を多くの市民に見てほしいと思いましたが、平日開催ということで、参観者が若干少なかったのが残念でした。

中央中学校は、今、大規模改修中でございますけれども、これも本年度で終わります。

しかし、先ほど議論していただきましたようにプールあるいは武道館の建設、そして運動場の整備等がまだ残っております。もうしばらく時間がかかるとは思いますけれども、垂水市唯一の中学校であります。市民みんなで盛り上げていただきたいと、特に議員の皆様には、格段の御協力をお願いしたいというふうに思います。

また、4年前から始めました垂水さわやかあいさつ運動、これも確実に定着してきているのもううれしいことでもあります。あいさつで笑顔あふれる垂水市にするために私もこれからは一市民として協力してまいりたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、議員の皆さん、市長を初め執行部の皆さん、そして垂水市のますますの発展を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

△閉 会

○議長（宮迫泰倫） これをもちまして、平成24年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員